

濟又は取立濟の後に非ざれば入帳せざるを通例とす

小切手の効用は實に莫大なるものなり、然れども手形の場合と異なることなく、利器は即ち利器なりと雖も亦危険なきを得ず、其危険は勉強と智力とを以て之を防がざるを得ず、而して茲に注意すべきは鎧が出来れば鎗が出来、甲鐵艦が出来れば三十三、サンチの大砲が出来、如く凡そ天下の事は侵食力が防禦力に勝つを通例とす、故に寸毫も油断するを得ず、夫れ然り豈に其れ然らざらん、攻守自ら其勢を異にす、世俗に所謂油断大敵とは實に至言と言はざるを得ず

第八目 小切手の節用

小切手の効用斯の如く夫れ大なりと雖も近時は是すら其使用を減じ、商賣中交互計算ある者は其貸借勘定を一週若くは二週間に取纏め之を銀行に送り、帳簿の記入替にて決算をなし、益々銀行の効用を大にするの傾向あり、商賣間に銀行を異にする場合にては銀行に「コルレス」の關係あれば商賣を助け、決算を了するは容易の業なり、而して此事は取引銀行をして商賣の内幕に通曉せしめ、商況を明にするの便あり、近時白耳義に於ては此相互貸借勘定を全國の郵便貯金に適用し、貯金者の貸借を媒介し、現金の出納を省略し、帳簿の記入替を以て其用を辨ずるの道を開

郵便振替貯金

けり適用其當を得たるものと云ふべし

因に云ふ近時我國郵便振替貯金の發達頗る見るべきものあり、抑々振替勘定の金融に便なるは論を俟たず、我政府が是に見る所あるて明治三十九年逓信省令第三號を以て郵便振替貯金規則を發布し、貯金の振替、受拂を便にせしは、大に吾人の意を得たるものと云ふべし

第九目 小切手課税及爲替訴訟

手形小切手の課税其當を得ざるときは其使用及流通を障害することなしとせず、英國は一片「ベニ」貫通税を以て其名天下に鳴る、我國は戰爭以前は手形は二錢の貫通税とし、而して小切手は無税にして其簡便なるは英を凌ぐものありしと雖も、手形小切手の如き効用の同一なるを得べき者に對して税の有無輕重あるは又以て間然する所なしとせず、是處に止まれば尙ほ恕すべきも、曩に事局の爲め明治三十八年法律第一號を以て爲替手形に一錢を附加し、約束手形に累進税を課し、小切手に一錢の新税を課せしが如きは頗る退歩の狀を示すものと云つべし、而して同四十年に至り特に小切手を無税となし、約束手形の累進率を増加し、一層の不統一を生ぜり、乾第一編第二卷第五目參看

我國は改正の餘地あり

爲替訴訟

爲替訴訟も亦出來得るだけ單純なるを要す、爲替訴訟にして煩密に失するときは手形の流通敏活を失ふの虞なしとせず故に昔日は中抜裁判なる者ありて手形事件起れば即ち他の事件の進行を止め多くの事件中より手形事件を引き抜き先づ之を裁判せり所謂中抜裁判の稱是より起れり。方今民事訴訟法第四百九十六條に

訴狀には爲替訴訟として訴る旨を掲ぐることを要す

訴の許すべきものなるときは直ちに口頭辯論の期日を定む

口頭辯論の期日と訴狀送達との間には少くとも二十四時の時間(普通は二十日間第九十四條)を存することを要す

との規定あり、古來今日に至るまで立法の此事に注意する見るべきなり而して世運の進歩するに従て爲替訴訟の爲に成るべく便利を與へ以て敏速に事を判ずるの必要を増すや疑を容れざるなり

### 第七章 資本及營業準備

#### 第一節 資本

##### 第一目 資本を過大にするの不利

銀行資本の多寡に就ては種々の説あり而して世人の信ずる所往々誤謬なき能はず請ふ一言せん抑々銀行資本は寧ろ過少の憾あるも過多ならざるを要す、單に其營業の巧拙より之を論ずれば資本の割合に多きは拙にして其額少く事業割合に大なるを巧とす蓋し資本多きに失するときは割賦の爲め巨額を要し勢ひ利率を高くし又放資の選擇に精なるを得ず利率高からん乎事業の進歩得て望む可らず、商業隆盛ならずんば何を以てか銀行事業の發達を期するを得ん相應の資本は固より之を備へざるを得ざるも方今繁榮の銀行は拂込資本は之を準備及積立金と爲し日常の出納は預金を以て之を經營するを通例とす故に徒らに資本の多からんより寧ろ準備及積立金積立金は確實なる證券に放資す多くして預金の多きを尊しとす、今西曆千九百十二年に於ける北米合衆國の國立銀行及其他の銀行及信託會社の概況を擧れば左の如し右國立左其他の銀行及信託會社、單位百萬弗)

資本合計  
積立金

一、〇四六、〇  
九七七、三  
九四三、八  
八九一、〇

預金 五、八九二、〇  
 紙幣流通高 一、一九八、六  
 七、一三、八  
 六、〇四〇、八  
 七、九八〇、〇

西曆千九百十二年六月に於ける英國株式銀行の狀況

第二十六表の一(單位千磅一二共)

	英	倫	蘇	蘭	愛	蘭	殖民地	外	國
公稱資本	二二三、九九六	二八、五二五	二六、三四九	六四、八一八	一一七、八六一				
拂込資本	六一、九二四	九、二四一	七、三〇九	四四、九五五	一二六、二二六				
積立金	三八、八四八	九、六四五	四、四三四	二八、四四四	七七、二二六				
紙幣流通高	二九、三六九	七、三三一	七、二二九	一四、〇七四	五、四八六				
預金	八二〇、二二三	一一二、〇九六	六七、五〇六	三七〇、四四七	七八六、〇〇〇				
割引貸付	五三二、三八〇	七一、五五九	四七、六六七	三二四、四一九	八八〇、二七四				

又英國に於ける七大銀行(中央を除く)最近の預金及割引の關係を見るに左の如く實に鞏固動す可らざる所のものあり

英國銀行の近況

第二十五表の二

西曆千九百十三年下半年期

行名	拂込資本	積立金	預金	割引	貸付	通知及短期貸
倫敦市及ミッドランド	四、三四九	三、七〇〇	九三、八三四	一一、七九一	五一、三一〇	一一、九四七
ロンドン	四、二〇九	三、〇〇〇	九一、五二二	一〇、八三〇	五〇、八七一	八、六一七
ユートン及スミツ	三、五五五	一、一五〇	四一、二六〇	六、八〇二	一八、二三五	七、四三七
倫敦郡及ウイストミンスター	三、五〇〇	四、〇〇〇	八五、三九五	一五、八〇〇	四四、〇八五	
ナショナルプロウシヤル	三、〇〇〇	二、〇〇〇	六七、八八二	四一、〇一八(貸付共)		
倫敦株式	二、九七〇	一、一二五	三七、五八三	六、八一二	一六、二一九	五、六四四
バス	二、二〇五	二、〇〇〇	四三、六六九	二四、三五五(貸付共)		八、四七六

西曆千九百十一年來英國に於て一億圓以上の預金を有するもの二十九行其最多額は「ロイズ」銀行にして八億四千二百二十餘萬圓の巨額に達し同千九百十三年には更に約八億七千三百萬圓に増進せり

又西曆千九百十四年々首の實況を舉れば左の如し(單位千磅)

公稱資本	英倫	蘇格蘭	愛蘭
公稱資本	二三五、八八七	二八、五二六	二六、三四九
拂込資本	六一、〇二三	九、二四一	七、三〇九
積立金	四一、六一八	九、二四三	四、二八三
紙幣流通高	二九、七三五	七、七四四	八、〇七八
預金	八八〇、六九五	一二五、八八七	七〇、六五七



銀行	定期預金		當座預金		引受及小切手	
	西曆千九百一十二年	同十三年	同十二年	同十三年	同十二年	同十三年
割引銀行	四,八九八	六,〇四六	一,一六八	一,二八七	一,一五六	一,四九〇
ダームステット銀行	五,一七四	五,〇二九	六,〇四七	九,三五一	二,七三二	六,六八〇
シャーフハウセン銀行	一,七七九	二,一三〇	四,四二二	五,六七八	一,八六三	二,八〇九
商業會社	一,八五一	一,五五五	五,二七三	五,一九六	二,〇九三	三,三〇三
獨逸ナショナル銀行	一,九九四	一,四七二	三,九〇九	四,四〇三	一,四六五	三,八四六
商業及割引銀行	一,八六二	二,八七四	二,六三九	三,七八五	一,四〇四	五,五二七
中央獨逸信用銀行	六二二	七八三	一,四〇〇	二,〇三八	六二二	一,〇七八
總獨逸信用會社	二,二八五	一,三六五	三,三八七	四,五六〇	一,一四八	九二二
伯林ウキストフアリア銀行	六三八	七三〇	一,八五一	一,八五六	七四七	三,二六一
割引銀行	八七三	九二六	一,五〇六	二,六一二	七四一	二,〇三九
バルメル銀行同盟	一,六五九	一,七四三	二,五七七	三,六九八	六四七	四,一九九
ベルキシメルキシ銀行	一,〇七二	一,六八四	二,一〇四	三,四四五	一,〇三三	一,七〇八
エツセシ信用會社	八一四	八〇五	一,四八四	一,七九九	六二七	四,三八三
中央獨逸個人銀行	三九,三九四	四三,〇九四	九七,八九六	一七,四五五	二,一三四	八八,〇六二
合計						

第二十八表の二 負債單位千磅

銀行	資本	積立金	定期預金		當座預金		引受及小切手	
			西曆千九百一十二年	同十三年	同十二年	同十三年	同十二年	同十三年
獨逸銀行	一〇,〇〇〇	五,六三五	四三,四八一	四四,九五〇	三五,一八二	三四,〇五二	一六,三三八	一五,〇三九
プレステン銀行	一〇,〇〇〇	三,〇五〇	一七,八三九	二〇,二六三	二六,五〇八	二七,六五六	一三,三八九	一四,三六六
割引銀行	一〇,〇〇〇	四,〇六五	一三,二二六	一五,二二六	一七,〇〇九	一八,四六五	一一,九四一	一二,五四七
ダームステット銀行	八,〇〇〇	一,六〇〇	八,〇九七	一,一五四三	一九,二八二	一三,八四〇	七,〇二四	八,三二七
シャーフハウセン銀行	七,二五〇	一,二四三	六,二九八	六,六六〇	一〇,五五六	一〇,五五〇	五,四〇五	五,八六五
商業會社	五,五〇〇	一,七二五			一五,九三三	一四,八四一	四,八七〇	四,八四二
獨逸ナショナル銀行	四,五〇〇	八〇〇	四,一九一	三,〇六〇	九,三三四	八,九七五	三,四七〇	三,四七九
商業及割引銀行	四,二五〇	七〇〇	六,七二三	七,三〇四	七,二一九	八,四九四	三,八六八	四,一七三
中央獨逸信用銀行	三,〇〇〇	四,五八	二,三一九	三,六九八	二,六五三	二,八四〇	二,五三〇	二,七〇二
總獨逸信用會社	五,五〇〇	二,三三五	六,〇一〇	七,三三三	五,二四六	五,二七九	三,一八九	三,六一九
伯林ウキストフアリア銀行	四,七五〇	九一九	四,一一〇	三,七三二	二,〇一四	二,二三七	三,四五三	三,五四六

バルメル銀行同盟	四、六三五	八〇六	三、四八三	三、五九六	二、〇三二	二、四六九	三、三三三	三、七二四
ベルキシ、メルキシ銀行	四、〇〇〇	一、三一八	六、二〇七	六、三四二	四、七五三	五、三三八	三、二八〇	二、二二四
エッセン信用會社	四、五〇〇	一、三〇八	三、二五三	四、〇九七	三、七二一	四、二〇四	一、三六五	一、二〇〇
中央獨逸個人銀行	三、〇〇〇	四一〇	三、六九三	三、九六三	四、五〇三	四、五七八	二、二二三	二、四〇九
合計	八八、八七五	二六、三六一	一、二八、九二二	一、四一、六八〇	一、六五、九三五	一、六三、八一〇	八四、六八〇	八八、〇三〇

第二十九表

(紐育市國立銀行ノ資産負債單位千弗四捨五入)

目 西曆千九百十三年六月四日 同千九百十四年六月末

科	目	西曆千九百十三年六月四日	同千九百十四年六月末
貸	出	九一〇、九九九	一、〇七二、一四九
合衆國々債所有高		九九六	一、四九八
紙幣準備公債		五一、四三三	四五、六七〇
合衆國發行に係る其他の有價證券		四、九八七	四、九一六
其他の證券		一八二、九九三	一七二、一四八

土地建物器具類	三二、五〇四	三一、九〇六
他行へ貸出	八九、六七二	九二、二四二
交換所交換残	一四九、六一七	一八八、〇四三
取立小切手其他現金勘定	一二、四一四	一三、三四八
正金手許在高	二四七、七一六	二八七、二〇九
紙幣在高(他行及政府紙幣)	五一、二四四	四六、九六五
貸越勘定	一七二	一七八
其他	六四九	二〇、五二八
合計	一、七三五、三九六	一、九七五、八〇一
負債		
資本	一一三、一〇二	一一六、三〇二
配當純益	一八〇、〇六三	一七八、四九九
紙幣流通金	四九、六七九	四二、八七一
他行より借入	六三五、七四四	七三〇、七七七
個人預金	七三五、二二二	八七二、四八九

特設銀行  
も資本の  
過大なる  
を不可と  
す

有價證券借入高	八、四三四	七、八四七
其他の負債	三、一五一	二七〇、一七
合 計	一、七三五、三九六	一、九七五、八〇一

第二目 資本と債券との關係

普通商業銀行にして資本金の外巨額の預金を有する場合に於ては、前陳の如く資本は比較的小額なるも其營業の擴張に差支なしと雖も、勸業銀行及農工銀行の如く所謂「ボジットバンク」即ち預金を主義とする銀行に非ざる者に於ては其事業擴張の爲め勢ひ資本を大にせざるを得ざるべしとの説あり是れ一理あるが如しと雖も亦一種の謬見たるに過ぎざるなり、抑々此種の銀行の爲め債券發行上の特種の便宜を與へたるは其間怎麼の趣味を含有するやは後に詳説する所あるべしと雖も其理由の一は債券の利子は株式に對する割賦の如く大なるを要せざるにあり、就中農工銀行の如きは株金の募集は其營業區域内にありと雖も債券は全國より之を募集することを得、況や其親分たる勸業銀行の之に應ずるの道あるに於てをや其資金を得るは債券發行の利ありて増株に利あらざる知るべき耳、今之を獨逸の近況に徴するに左の如く年に消長なきを得ずと雖も要するに創業時代

には株券の發行多く擴張整理の時期には債券の發行多し是れ勢の正に然らざるを得ざる所なり

第三十表 (單位百萬馬)

西曆年次	工業會社新設	同上資本額	債權	新舊同上株券及債券發行高
一八九五	一二六	一五四	同	一六一
一八九六	一五〇	二〇五	同	四〇
一八九七	二一八	三一	同	四二五
一八九八	二八六	三一八	同	一九一
一八九九	三三二	四三四	同	五九一
一九〇〇	二五二	三二七	同	一四〇〇
一九〇一	一五三	一二二	同	一三〇〇
一九〇二	八三	一一四	同	七三六

又米國の近況を見るに左の如し(單位千弗四十五入)

第三十一表

	鐵道株券	債 券	工業株券	債 券
西曆千九百十二年	130,100	60,378	201,888	227,343
同 千九百十三年	334,257	734,479	121,110	156,990

第三目 公稱資本と拂込資本との關係

株金の拂込亦注意を要す、抑々我商法に於ては四分の一(輕に失するの憾あり後に説く所あるべし)の拂込を以て會社の設立を許可す普通會社の場合に就ては敢て不可なきが如きも銀行の場合に於ては輕に失するの憾なしとせず、然れども株式には多少拂込の餘地を存し會社事業擴張の爲め急に資金を要し若くは損失補填又は社務整理の爲め株主に大金を促すの便路を存するは債權者の爲め擔保力を著ふると同時に結局會社守全の爲に便宜なり、今西曆千九百十一年六月末日の實況に依り之を見るに英國に於ては主要なる株式銀行の數は四十五個殖民地及外國銀行を除くにして其公稱資本高は二億八千九百一十一萬四千磅、拂込額七千八百七十一萬七千磅、未拂込額二億三千九百七十九萬七千磅にして拂込額の三倍餘を存するに尙ほ一步を進め未拂込額を隨時拂込と會社分散のときに拂込むべき者とに二分するの例少しとせず倫敦株式銀行、倫敦及地方銀行等の如き即ち是なり、前

株式には  
拂込の餘  
地あるを  
便とす

英國の實  
況

未拂込の  
額

我國の立  
法例

者は一株百磅にして拂込金高十五磅隨時拂込の分は三十五磅とす後者は一株八十磅にして甲乙丙の金額各々二十、三十、四十磅とす又是れ一方法と云ふべし、然るに我國の法律は寧ろ株金拂の満了を獎勵し商法第二百十條には

會社の資本は株金全額拂込の後に非ざれば増株を爲すことを得ず

と規定し株式の増加は滿株の後に非ざれば之を許さざるものとせり是れ時弊の矯正を目的とするに似たりと雖も一時の弊習を矯むるは一時の單行法を以てするを適當とし一般法を以て之を企圖するは失當の事に屬す、曲言以て之を論ずれば一旦滿株に至れば之を優先株若くは無記名株と爲し、然る後ち尙ほ資金を要するときは新に資本を募集し之を以て普通の株式と爲し新株式を發行せば敢て差支なきが如しと雖も實際に於て新株の募集と舊株の拂込とは其難易孰れに有るや多辯を要せずして明かなり今我國の實況を見るに左の如し

第二十二表 (大正三年六月末の實況)

行 類	公稱資本金	拂込資本金
日本銀行	六〇,〇〇〇,〇〇〇 <sub>円</sub>	三七,五〇〇,〇〇〇 <sub>円</sub>
正金銀行	四八,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇



	勸業銀行	四〇,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇
特殊銀行	農工銀行	四七,七二〇,〇〇〇	四三,四三二,五〇〇
	興業銀行	一七,五〇〇,〇〇〇	一七,五〇〇,〇〇〇
	北海道拓殖銀行	五,〇〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇
	臺灣銀行	一〇,〇〇〇,〇〇〇	八,七五〇,〇〇〇
計		一二八,二二〇,〇〇〇	一六六,一八二,五〇〇
貯蓄銀行		一一八,四六七,六〇〇	七二,四三二,〇〇八
普通銀行		五八二,七四二,七六八	四〇五,七二七,七六八
計		七〇一,二一〇,三六八	四七八,一五九,七七六
合計		九二九,四三〇,三六八	六四四,三四二,二七六

英

## 第二節 營業準備

### 第一目 準備の種類

資本の銀行事業に關すること夫れ斯の如し而して營業準備の事亦大に銀行の

信用に關す請ふ少しく之を述べん抑々銀行の營業準備積立方法に二種あり

曰く集合法、曰く分離法是なり蓋し集合法とは諸銀行の準備金は之を中央銀行の如き或中心に預け入るゝ者を云ひ分離法とは各銀行が各自分離して其必要と思考する準備金を蓄ふる者を云ふ英國は前者を採り我國は後者に依る故に英國に於ては銀行が預金の引出に遭遇し日々の出入に不足を生ずるときは中央銀行の預金を引出して之に應ぜざるを得ず、分離法に依れば各銀行が各々多少の準備金を有するを以て瑣少の引出の爲に直ちに中央銀行の門を敲くを要せず、今單に金融上より論ずれば集合法は之を分離法に比して其効力多しと云はざるを得ず何となれば中央銀行は各預入銀行の情況に鑑み全體に就て差支なしと思定する所の金額を貽し餘は之を市場に運轉し得べければなり然りと雖も集合法に於ては各銀行は毫も其手元に準備金を有せざるを以て日常の出入上出者入者より多きことあれば、假令僅少の高と雖も直ちに中央銀行に預金の引出を請求せざるを得ずして市場に瑣少の變動あれば忽ち金融の中堅たる中央銀行に影響するの弱點あり分離法に於ては銀行が各自多少の準備金を分有するを以て平日に於て少

英國の現況

兩法の得失

觀なしとせずと雖も異常の事起るに際しては各銀行は暫時自己庫中の準備金を以て之を支へ中央銀行は其間に利子歩合を引上げ資金を呼び回金の方法を講じ十分の用意を整へ静かに先陣に聲援し事漸やく大なるに及んで甫めて中軍の應援を繰出すの餘裕ありて陣法甚だ堅固なり是に於てや目下英國に於ても一二先覺の士は分離法の利を説き之を以て中央銀行と他行との調和を圖るべしと論じ輿論亦漸やく之に傾くの勢あり二者各々得失なきに非ずと雖も前者の敏活なるは後者の堅固なるに若かざるなり

第二目 準備金高の多寡

銀行營業準備の主義此兩者を出でず然らば次に論ずべきは準備金高の多寡是なり元來銀行は活物にして準備金の多少の如きは實際問題に屬す其金高は須らく多かるべく或は少額亦可なりと云ふ如きは所謂鑄型主義に屬し實際の効用なし抑々物の準備は其性質危急の場合を支へ其力に據り難局を收むるを以て目的とす故に其問題は金高の多少に非ずして寧ろ放下せられたる資金回収の難易にあり即ち銀行は其預金に對し不慮の引出請求に遭遇したるときは成べく速かに其の資金を回収し引出の需用に應ずるを得るの地位に居らざるを得ず常に預金

の半額以上に相當する巨額の準備を保有するが如きは銀行としては爲し能はざる所の業なり故に市場の情況如何を洞察し預金の種類を鑑別し緩急相應じ集散其宜を得一面に於ては銀行の利益を失はず一面に於ては拂戻に差支なく債権者の利益を保護するに力めざる可からず徒らに準備を多くし當然得べきの利益を失ふは營業の巧妙なるものと云ふを得ず又痛く準備を減少し爲に債権者に不安の念慮を抱かしめ延て市場の信用に影響するが如き結果を生ぜしむるは固より不可なり抑々銀行準備の少きは利子歩合劇變の必要を生ず慎まざればある可らず要は資金放下の方法を選ひ需用に應じ回金の自由を失はざるに注意するにあり銀行營業準備金の多寡の如きは實際問題にして之を机上に定むるを得ず只營業者の施設其宜を得用意周到なるを要する而已

第三目 法定準備を設定するの不可

準備金の多寡は銀行家の苦慮する所に非ずして債権者及一般公衆に不安の念を抱かしめざるを以て足り其最も注意すべきは資金放下の方法にあるは前陳の如し實に西曆千九百七年の紐育恐慌の如きは此事の虚ならざるを示し進で法定準備の比例を設くるが如きは有害の結果を生ずるものたるを遺憾なく實地に表

示せり。抑々合衆國國立銀行法に於ては準備都府に於ては預金拂戻準備として常に其金高の二割五分其他の地方銀行に於ては一割五分を保有すべきを命ず。然れども一朝事あるに際しては斯の如き比例を保つ能はず。當時紐育取引所困難に陥り將に其門戸を鎖さんとするの否運に遭遇するや準備金の使用を敢てし以て纔かに閉鎖の難を免れ、十二月三日には恐慌治まり市場稍やく平常に復せしと雖も紐育國立銀行準備の總高は三千六百八萬九千六百二十六弗十一月二十三日不足最高に達し其高五千四百十萬三千六百弗なりきにして總預金高の二割一分六厘二毛に當り成規の二割五分に達せず、シカゴは二割四分二厘一毛にしてセイントルイの如きは二割三厘八毛の低率を示せり。元來此三箇市は所謂中央準備都府なるに實地の勢ひ國法を保つ能はざること斯の如し其他の準備都府に於ては事情紛糾増減度なく雜然として實に一國中に起るべき現象として之を見る能はざるものあり即ちマルバニーの如きは一割八分五厘六毛の低率を示し、ギャルウエストンは三割八分二厘九毛の高率を示し著しく法定額を超過す。是れ主として前者は工業市にして後者は棉花集配の中心なるを以て自ら其情況を異にせしに由るものなるべしと雖も等しく沈滞時期にしては一は法を破らざるを得ざるの悲境

に陥り一は練々として法定額以上を積むの餘裕あるは一國貨幣制度の統一を缺くの致す所に非ずしを何ぞや而して其他の準備都府は概ね法定以上の額を保有せり。是れ一見甚だ美なるが如しと雖も焉ぞ知ん恐慌前後は五穀輸出の爲め地方に金融を要し紐育より引出したる金高にても約一億弗に達し中央市場は此一事のみにても資金の缺乏を感じ例年は十月は地方より資金中央に歸るの期なりと雖も當年は恐慌の爲め地方銀行自ら警戒して資金を手元に蓄藏せしに由るなきを得ん哉。果して然らば之が爲め一層貨幣の缺乏を來し金融の逼迫を助長せしものと云はざるを得ず若し法定準備の制限なく銀行をして自由に其準備を使用し互に緩急相助け都鄙相應じ以て事に當らしめば假令恐慌起るも一兩日にして能く之を鎮定するを得べく事機宜に適せば平定或は數時間を出でざるべし。然るに事茲に出でず恐慌月餘に亘りしは貨幣及銀行制度の不備なるに由るものと云ふを得べし若し夫れ準備なきに於ては余輩亦何をか言はん當年の米國恐慌の如きは準備なきに苦しまず、只々國家の法度之を使用せしめざるが爲め窮局に陥りしものにして所謂資の持ち腐れなるものに外ならず惜みても尙ほ餘りあり況や各國立銀行は罪を法律に得るを恐れ汲々として集金を努め競々として失はんこと

を是れ怖れ市場の調和を圖るに違なきの情あるに於てをや強制準備の害知るべき耳然るに合衆國政府は西曆千九百十四年の貨幣法に於て尙ほ之を存し只其歩合を減せしのみ即ち國立銀行は當座預金に對しては一割八分定期に對しては五分と爲し合計二割三分を十八分し其六を自己の金櫃に保有し十八分の七を準備銀行全國を十二區に別ち其區内所在の銀行の資本及積立金の六分を醸出し組織したる地方中央銀行にして新たに五弗十弗二十弗五十弗及百弗の紙幣を發行すに預入し餘は自藏し又は準備銀行に預入するも其選擇に任ずるものとし州立銀行は全體に於て一割八分とし信託會社は之を一割五分と爲し自藏すべき高は一割二分高者は一割と爲し餘は所屬準備銀行へ預入すべきものとせり是等の比例は總て交換所に於て之を定む

### 第八章 支店組織及機關銀行並に

#### 銀行の破綻

##### 第一節 本支店の關係

###### 第一目 支店組織の發達

銀行事業の擴張は成べく支店組織を以て之を爲すを便利とす然りと雖も其尙ほ幼稚なるに方り當事者未だ學識經驗に富まざるに際して支店を擴張するとき其監督十分なるを得ず破綻之より生ずるの虞なしとせず目下文明諸國に於ては各種の事業に大に合併投合の傾向ありて銀行も漸次往時の特立組織より支店組織に移りつゝあり是れ時機の熟したるに因る銀行支店組織の最も發達したる國は蘇格蘭にして英倫に於ては輒近に至るまで其發達を見ず長く特立銀行の制を採り來れり抑々一國中南北の兩部に於て斯の如き差違あるは一見甚だ奇なるが如しと雖も是れ史乘の事實と人種の差違とより來る所のものにして一朝一夕の事に非ざるなり然れども輒近に至り一般の風潮に伴ひ英倫に於ても銀行の合併盛に行はれ支店組織の發達非常の勢を呈す其實況左の如し

第三十二表

西曆年次	合併件數	本支店數(英國全體)	西曆年次	合併件數	本支店數(英國全體)
自一八八六	一一九	一八六、五、六二七	一八九七	九	五八一

支店組織の發達に當りては學識経験を要す



蘇人の特  
質

を要せんや。然れども理論上支店組織は特立法に優り實際に便なるは論を俟たず其都鄙の間を聯絡するが如きは特立法の企て及ぶ所に非るなり例へば鹿兒島と東京とに甲乙兩行ありて此等兩行が本支の關係を有し鹿兒島に於て例へば金利七分にして東京に於て五分なりとせば直に東京より鹿兒島へ資金を回送し七分を以て之を運轉すべし。然れども今甲乙が獨立の銀行なるときは鹿兒島の甲銀行より東京の乙銀行に回金を請ふと雖も乙銀行は確かに五分以上を得るに非ずんば之に應ぜず故に假令回金を得るも辛ふじて甲は之が爲に一分以上二分以下の利益を得るに止まらざるを以て相互の間に金融の疏通本支店間の場合の如く自由ならざるべし。支店組織の便利なる固より論を俟たずと雖も其管理の困難なるは前陳の如し、我國の國立銀行時代に於ける銀行の破綻は多くは支店より生じたるも亦偶然に非ざるなり

抑々支店の開設は左の三件に着目するを要す。他店と競争の爲め之を設くるが如きは最も不可なり

- 一 支店の設置が當該銀行華主の便利となるべきこと
- 二 確然支店相應の取引あるの見込あること

支店開設  
の要件

三 新設支店が既設支店又は他の本支店との連鎖たるを期し得べきこと  
是れ英人リバー氏が其著書なる地方銀行家と題する冊子に論ずる所にして頗る吾人の意を得たるものと云ふべし

獨逸に於ても銀行は大集團に纏まるの傾向を生じ今哉獨逸國銀行は資本金四億圓を有する獨逸銀行を筆頭とし五大集團となり中小銀行を併呑しつつあり而して割引銀行は資本二億八千萬圓、ドレスデン銀行及シャイフハウゼンは各々一億四千萬圓、ダルムシュテッドは一億五千萬圓の巨資を擁し四十一個の銀行が此等五行に分屬し諸方面に分かれ各々其繩張を守りて相侵かさず堂々として其歩武を保ち事績大に見るべきものあり、然るに大正四年年首に於ける我國銀行數は二千五百三十三個にして支店出張所の數は三千三百五十二箇所なり而して英國及北米合衆國に於ける銀行發達の蹟を見るに實に甚だしき差違あり其實況左の如し

第三十四表の一

英 國殖民及外國銀行を含まず單位千磅

西 曆	本店數	支店數	資本及準備金	預 金
千八百九十年末	一一三	三、六三四	九二、九五五	四九八、七九四

千九百十三年末

七〇

七、七五二

一四八、三三八

一、一〇四、三二八

六

第三十四表の二

米 國(國立銀行單位同上)

西 曆	本店數	資本金	準備金	預 金
千八百九十年末	三、三四四	一一一、四八五	四〇、一六七	三〇一、二八〇
千九百十四年六月	七、五二五	二一一、六三八	一九八、三〇四	一、二五三、七三八

第二目 支店の監督

支店の監督

元來支店の監督を全うせんと欲せば之に向て嚴密なる制限的章程を與へ例へば貸付には確實なる擔保を要し、地方屈指の資財家にあらざれば單純なる對人信用を許す可らず、割引は確かなる裏書ある手形を選択するを要す、一人に對する取引高は支店使用の資金四分の一を超過す可らず等の條項を定め其事業を檢束し據るべきの規矩準繩を與へて以て之を支配せざるを得ず而して社長は定期及臨時に自ら支店を巡視し或は信任すべき代理者をして巡廻せしめ以て支店が愈々章程及訓令を遵守し其範圍に於て行動しつゝあるや否やを巡檢し、支店よりは日々詳細なる報告を徴するが如きは支店監督上最も必要の條項なり、斯の如くして

支店を支配せば本店は參謀本部の如く、支店は各部隊の如く其向ふ所の方面に依り事業の大小趣向を異にすと雖も命令の脈絡貫通し整然として一絲亂れず本店は監督の綱領を掌握し、支店は據るべきの標準を得其任務を盡すに難からず

近年倫敦、巴里の如き大中心に於ては數十、數百の支店を有する銀行少しとせず、獨逸國も粗々同様の勢を示し西曆千九百十年末に於ては帝國銀行は支店出張所及代理店四百九十三を數へ、佛蘭西銀行の如きは少くとも各省七十八省あり、一箇の支店を置くの義務を有し明治四十四年には支店百八十二箇所、出張所七十一箇所、代理店三百十二箇所を有し國中殆ど勢力の及ばざる所なし又里昂銀行は巴里に四十個、里昂に五十六個、其他佛國中に百七十個、外國に十二個、アンゼリに六個の支店を有し、ソシエター、ゼネラル、長名の者なりは各所に支店、出張所都合四百四十七個を有す亦盛んなりと云ふべし、倫敦の如きに至つては本店は銀行の事業を營まず單に指揮監督のみをなし恰も、ツロスト、即ち同業同盟の本部の如き狀を呈するもの少しとせず而して本店所在の市内に二三十の支店を有する場合亦少なからず、而して支店地位の遠近を問はず必要に應じて嚴密の監督を行ふ、其組織の完全なる一端を掲ぐれば同一建築物の二階若くは三階に本店ありて第一

本店の業務は監督にあ

階に支店あり、之を支配すること猶ほ千里以外の支店の如し西人の分を守る凡そ斯の如し、輻輳并進明蔽ふ可らざるものある素より偶然に非ざるなり

第三目 米國に於ける軌近の風潮

近來米國に於ても西部諸州小數の反對あるに拘はず支店擴張の説大に行はれ其利益を説く者は概ね之を左の六點に歸するが如し

- 第一 他の事情を同一とせば一以上の銀行の合併は一銀行よりも強力なり
  - 第二 故に數銀行の合併して一行となりたる者は數銀行の各自獨立する者より厚き信用を博することを得
  - 第三 支店組織は營業費を減じ銀行の爲には其利益を増加し公衆の爲には利率低減の一因となる
  - 第四 支店組織は都鄙の利率を均一ならしむるの傾向を有す
  - 第五 支店組織は獨立銀行の設立を許さざる地方に銀行事業を普及するの便あり
  - 第六 支店組織は各地資金需給の情況を詳かにするの便あり
- 是れ其要を盡すものにして吾人の心を得たるものと云ふを得べし其他支店の

擴張は營業區域を擴大ならしむるを以て與信的參照を取るの便を増す然れども元來米國は建國の當初國民の銀行事業に精通せざるに先ち中央銀行の制を試み之と共に支店組織を構成したるを以て世人をして支店組織と銀行事業獨占とを聯想せしむるの結果を生じ今日と雖も未だ全く其餘勢を收めず時勢漸やく熟すと雖も所謂羹に懲りて壺を吹くの情あるを免れず加之方今合衆國々立銀行は支店の設立を禁ぜられ州立銀行も亦其自由を得ず紐育州法の如きは人口百萬以上を有する都府の外州立銀行に支店の設立を許さず是れ主要なる商工中心の外之を許さずと云ふに異ならず然るに世運の進歩は斯の如き狹窄主義を容るゝの餘地なく支店擴張説は日に勃興し紐育市三十の銀行及信託會社は既に七十七の支店を有し法律に有效なる根抵的の改正を爲すに非れば信託會社は大に其支店を擴張し將に正當銀行事業の畛域を侵さんとする勢なしとせず

而して軌近西曆千九百十五年晩秋に至り支店の利を説く者多く國立銀行法を改正して資本金百萬弗以上の國立銀行に支店の設置を許可すべし然れども他行との競争を避んが爲め支店は本店所在の市内に限るべしとの説あり然れども州立銀行は其州の法律に依り支店を有する者少なからざるを以て他日或國立銀行



が或州立銀行を合併せし場合に於て其國立銀行は其州立銀行の支店を兼併すべきに由り他國立銀行の有せざる便益を得るを以て限地法の得失は尙ほ議論の餘地ありて未だ解決に至らず

#### 第四目 責任代理店

茲に又責任代理店と稱する一種の支店あり、是れ白耳義中央銀行の創始に係り爾來頗る良好なる結果を得たり、其方法は中央の大銀行が國中の然るべき銀行と代理契約を締結し之に其大銀行より若干の資金を供給し前者の計算と責任とを以て割引に従事せしめ其利潤の幾分を契約に依り例へば四分六分若くは二分八分と云ふ如く双方に分配し萬一其手形が不渡りとなるが如きことあるときは其損失は割引を爲せし銀行に歸し、基金を供給したる銀行に及ばずとするものなり畢竟責任代理店の名稱あるも此損失の責任を負ふに由るものなり、元來中央銀行は廣く個人に向つて取引するを便利とせず、然りと雖も資金に餘裕あらば之を運用し一は以て市場を調和し一は以て相當の利益を收むるを好しとす、今中央銀行が地方有数の銀行を選択し其地方に資金を放下し自ら薄利に甘じて彼等をして其運用を掌らしめ損失の責に當らしむるは都鄙の聯絡を通じ中央銀行の強力な

白耳義に於ける發達

我國に於ける責任代理店の類例

る資力と地方銀行の熟練と其債務者に近接なるとの利益を併せ長短相償ふの方法にして非常の効用あり、元來此方法は久しく學者間に唱道せらるゝ所なりしと雖も率先之を實行せしは白耳義の中央銀行にして非常の好果を收め近年に於ては責任代理店の割引高却て本店より多額となれり而して此事たる中央銀行と地方銀行との間に限らず大銀行と小銀行との間に之を實行するも妨げず

我國に於ても其端緒既に開かれ其場合二あり、第一は日本銀行が正金銀行を利用して後者が割引したる外國手形を二分の低率を以て再割引し不渡の場合に於ては正金銀行をして其損失を負擔せしむ、是れ一面に於ては外國貿易の發達を獎勵し一面に於ては中央銀行正貨準備の維持を圖るに外ならず、世に誤て日本銀行の正金銀行に對する低利貸付と稱する者即ち是なり、世往々斯の如き誤聞なきを得ず、諺に所謂妖物の正體枯尾花にして焉ぞ知らん其所謂低利貸付なるものは責任代理契約の一種ならんとは第二は勸業銀行が農工銀行に對する代理貸付是なり、抑々勸業銀行は所謂不動産抵當貸の中央機關にして在地方の小土地を抵當として貸付を爲すに便ならず故に該行は主として開墾事業、殖林事業等の如き纏りなる者に對して貸付を爲し其澤小農に及び難きの情なしとせず故に資金を農工

銀行に融通し其責任を以て小農に貸付せしめ利益は之を適宜双方に分配す(明治三十三年法律第四十號參照是れ即ち白國の例に倣ふものにして徐々として行はれ目下増加しつつあり)

方今我國の實例は此二者に止まると雖も抑々責任代理契約は事物の關係其宜きを得、大小機關の長短を補ふ者なるを以て成るべく之が擴張を計るを好しとす勿論斯の如き關係は勸業銀行と農工銀行との如く純然たる中央機關と地方機關との間のみに限らず大小の銀行間適宜に出來得べき事にして又法律の力を藉るを要せず一片の契約能く其功を收むべきを以て之を擴張して都鄙の間若くは大小銀行の間を聯絡して銀行の效力を實際に増加すべきは疑ひを容れず是豈に列宿騰天助陰光之夕照ものに非ざるなきを得ん哉努めずんばある可からざるなり

## 第二節 機關銀行

### 第一目 機關銀行に就ての注意

世に機關銀行と稱し或他の會社又は事業に附屬して設立せられたる銀行あり我國に於ても明治二十七八年戰役後事業勃興の際此種の銀行大に流行せり然れ

ども其組織に就ては大に注意すべきものあり機關銀行にして之を機關として使用する所の會社又は事業と利害の關係を異にし役員は勿論株主と雖も公然之を異にする所の獨立の者たらしめば其會社又は事業の利益は多少は直接に銀行の利害に關係なく單に彼等の出納機關と成り隨意に之に従事するを得べくして時に或は双方の便宜たるを得べし然りと雖も輒近我國に於て流行したる者の如く兩者の間表面其區劃を設くるも内部に於ては實際に之を區分するを得ず役員は勿論株主と雖も直接又は間接に同一なるが如きに至りては利害の關係全く同一となり其間恰も主従の如き關係を生じ、主業たる會社又は事業が繁榮するときは従たる銀行も都合好く之に反して主たる事業一朝不振を告げ若くは困厄に陥るときは銀行は普通の債權者の利害は之を顧みるに遑なく平日銀行の美名の下に公衆より收容したる所の預金の如きも本末の關係上舉て之を基礎傾斜して支ふ可らず、破綻既に大にして復た彌縫す可らざるの否境に陥りたる所の主たる事業に投ぜざるを得ず、畢竟斯の如きは資金の需要者たる事業と其供給者たる銀行とを一緒に結び付け需給の分を質さず素質の別を混同したるものにして其根底に於て既に誤謬あり、其終を全うすること能はずして公衆の利益を害するは蓋し當

然の數なりとす

第二目 極端の濫用

又之を軌近の實歴に見るに濫用頗る多く其甚しきに至りては貯蓄銀行を集金機關とし之を普通銀行に附屬せしむるものあり機關銀行の濫用も茲に至りて極まれりと云ふべし、元來貯蓄銀行は純然たる營利事業に非ず細民中より零碎なる資金を集め堅固に之を保管し側ら瑣少の利子を附して貯蓄を保護獎勵するの機關にして公共的の意味を有し之を營利的と云はんより寧ろ慈善的の素質を帶ぶる者たるは論は俟たず、然るに前記の如く之を濫用し資金運用の忙はしき營利事業に屬する普通商業銀行の從者となり公共事業の美名を冒し其集收する所の預金を擧て主たる銀行に付し之を普通銀行事業に投ずるが如きは固より貯蓄を獎勵する所以の道に非ず斯の如きは其罪惡管に羊頭を懸げて狗肉を賣るのみならず其狗肉中に毒を混和するものと云はざるを得ず、諺に曰く其本亂れて末治るものあらじと宜なる哉我國軌近銀行の破綻は斯の如き貯蓄銀行に多し戒めずんばある可らず

貯蓄銀行

貯蓄預金の素質たる前陳の如し故に之に付する利息は輕微たらざるを得ざる

の利率は  
高きを得  
ず

は論なき耳、然るに我國の實況其率の高き實に驚かざるを得ざるものあり、是れ一種の奇觀にして大に留意せざるを得ざるものとす、畢竟斯の如き奇觀を呈するは其主なる銀行か資金を要すること急にして従たる貯蓄銀行が其本分を盡すに違あらず公衆の銀行思想幼稚なるに乗じ高利を以て預金を誘ふに依らずんばあらず又貯蓄銀行にして自ら資を永久固着の事業に投ずるが如きは甚だ不可なり、然るに不幸にして實地又其事なきに非ず、試に之を當事者に問へば彼れ即ち曰く貯蓄預金の如き容易に引出すものに非ず故に多少資金の固定するも寧ろ其利益の厚きを尊ぶと、嗚呼是れ何等の暴言ぞ市場の變遷を知らざるに坐する甚しきものにして樂天主義も茲に至りて極まれりと云つべし、一朝異常の引出に遭遇せば其困難に陥るや論なき耳、今哉我國の人士漸やく經驗を得、復た斯の如き迂を學ばざるべしと雖も尙ほ大に戒むべきものなしとせず、元來我國貯蓄銀行法は缺點甚だ多く却て當初は多少の特例ありて貯蓄銀行の實を保ちしと雖も種々の改正の爲め其特色を失ひ現行法には拂戻擔保供託の一事を存する而已、而かも此擔保と雖も尙ほ株券に投下することを許さる、夫れ物窮まれず必ず變ず是に於てか改善の説を生じ近來社會の一角に監督を嚴にして預金の安全を計るの意味を以て貯蓄

現行法の  
缺點

銀行改正の必要を説く者起れり、數年の實驗を経、右の如き正論の世に顯出するに至れるは實に邦國の爲め賀すべきの一事たり、抑々貯蓄制度の退歩と其濫用とは廣く之を學ばざるに原因す、廣く學ばずんば深く信ずるを得ず、信ずる所深からずんば焉ぞ能く其行に篤きを得ん哉、須らく進で之を學び以て其改善を圖るべきなり

### 第三節 銀行の破綻

#### 第三目 外國に於ける破綻の實況

我國に於て支店組織尙ほ未だ發達せず而して其監督亦充分ならず加ふるに機關銀行の濫用亦前記の如く銀行の破綻之を他國に比して甚だ多く頗る寒心すべきものあり、夫れ銀行が「恐慌其他外部より來る所の原因の爲め正に採るべき手段を盡し爲すべきの事を爲し力屈し勢窮まり終に支へず以て倒産の否運に陥るは恰も越々たる武夫が亂軍の中に勇戰奮闘し衆寡敵せず終に斃るゝが如き概ありて強ち無理ならず時に或は已を得ざるものなしとせず然りと雖も外部の壓力に逢ふに非ずして内部の不始末甚しく加ふるに不正の行爲ありて之が爲に破る

銀行破綻の原因及之を簡明に比較して外國に有利なるを以て

るが如きは眞に容假す可らざる事に屬す而して其原因役員が直接間接に種々の事業に關係し銀行の資本を使用し甚しきに至りては投機事業を試むる者あるに至りては其不都合之を命名するに由なし、曾て米國に於て役員貸與の問題大に起り銀行の資金は一切之を役員に貸付く可らず又行員の手形は之を割引す可らずとの説起り廣く實況を調査せり、然るに幸に米國に於ては如上の諸弊は實際其聲の如く大ならず、其比例は銀行破綻總數の一割九分に止まりしを以て少しく禁止の聲焰を鎮め將來に向て注意問題と爲すに止まれり又之を英國の實況に徴するに近年破産及困難に陥りし事業(整理の付きたる者)の數左の如し

第三十五表

銀 行	西曆一九〇二年	同一年	同一年	同一年	同一年	同一年	同一年	同一年	同一年
建築及材木事業	1,101	1,136	1,197	964	961	998	856	699	479
化學及藥品事業	163	129	150	170	134	144	153	101	84
石炭及鑛山事業	244	244	256	243	266	253	196	230	139
穀類家畜及種子事業	444	471	454	431	453	310	388	338	233

吳服精類毛物類事業	一、二七六	一、二五四	一、二五七	一、一七三	一、〇七四	九四	八八一	八七一	七三九
陶器及玻璃器事業	七三	七六	七四	四四	六〇	五八	六三	三九	三三
農 業	四二五	四二九	四二七	四二七	三七六	二一〇	一六六	—	—
家具及同上損料事業	二二六	二二六	二六六	一九五	一九五	一、六八七	一、六九七	一、五五六	一、二五七
八百屋及飲食品事業	二、三三三	二、〇七一	二、三三九	二、三五一	二、〇六〇	三〇四	三〇三	一五七	一五九
金屬器具事業	三三三	三三五	四一七	三五三	三五五	二二四	二二二	二四二	二四九
鐵及鋼鐵事業	二五六	二五六	二九二	二二六	二三三	三〇三	二六二	一九九	一八八
金銀寶石及小間物事業	四二二	三九八	四六七	四〇五	四〇三	三五九	三一〇	二六一	一八三
皮革及車事業	四八五	四三三	四三四	四七三	四三四	六六六	三〇〇	三三一	二六四
商賈仲買及辨理者	三六六	三五六	四〇四	三四〇	三四八	二二二	二〇五	三〇〇	三五六
印刷及文房具事業	二三八	二六七	二三一	二三一	二二一	四九六	四二五	一五〇	一一一
酒類及煙草業	—	—	—	四七六	五三七	—	—	三五〇	二六三
雜 業	九四五	九四九	九六一	九五三	九七一	—	—	—	—
合 計	九、三五〇	九、〇三四	九、五五六	九、三六七	九、〇六三	六、九一四	七、四二五	七、一九二	五、五二〇

斯の如く好況を呈するに拘はらず英國に於ては晩近銀行をして尙ほ其業務に

保證金

忠實ならしめんが爲め少くとも二萬磅の國債證券を政府當局へ寄託するを要すとの説起れり、元來此寄託説は數年前或保險會社に於ける不正行爲の爲に起りし説にして、イコノミック銀行の閉店の爲め再炎せしものにして一考の値なしとせず、明治三十八年七月倫敦銀行雜誌參看其寄託金高の如きは固より議論なき能はずと雖も資本額預金高に相當の比例を保たしめば夫れ或は實際に適するを得ん乎是れ亦將來に於て立法問題の一端なるなきを得ざるなり

合衆國は大に其趣を異にし最近二十年間の銀行及其他會社の倒産及支拂停止の數を舉れば左の如し、因に云ふ西曆千九百十二年に於ける國立銀行の數は七、三九七個、州立一三、三八一、貯蓄一、九二二、個人一、一一六、貸付及信託會社一、二五一、個なり

最近二十ヶ年北米合衆國に於ける破産の比較

第二十九表の一

西曆年次	破産數	前年に對する増減の百分比	資産高	負債高	負債に對する資産の百分比	事業總數	事業總數に對する破産の百分比
一九一三	一四、五五二	七、九	一、五九〇	一、九二三	八〇、三	一、七二八、三四五	八、四

一九一四	一七九四	一七九五	一八九六	一八九七	一八九八	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇三	一九〇四	一九〇五	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一	一九一二
一三、七三四	一三、九五六	一五、〇九四	一三、〇八三	一三、一六五	一三、六四二	九、九二二	一〇、六四八	九、九七三	九、七七五	一〇、四一七	九、九六七	九、三八五	一〇、二六五	一四、〇四四	一一、八四五	一一、五七三	一一、六六六	一三、八三三
一七、九	一八、	一六、四	一三、三	一一、二	一六、九	二、八	七、四	六、三	一、九	六、五	四、三	五、九	九、三	三、六八	一、五六	二、三	九、二	九、三
八三、二	八七、六	一四七、八	八六、五	七三、一	六〇、一	六〇、一	六一、一	五〇、四	八四、一	七五、七	六五、〇	六三、一	二八、七九	一六、八四	六九、三	九四、三	一〇、二〇	九九、一
一五、一五	一五、八七	二四、六九	一五、八七	一四、一六	一一、九八	一三、七二	一三、一〇	一〇、五五	一五、四三	一四、三六	一一、一八	一二、七三	三、八三七	二、九五九	一四、〇七	一、八八七	一、八八一	一九、八〇
五四、九	五五、二	五九、九	五九、九	五四、五	五一、六	五〇、一	四七、二	四六、九	四七、七	五四、五	五二、七	五三、三	五〇、〇	七九、〇	五、六九	四九、二	四九、八	四九、九
一、〇七、九七四	一、〇五、六三三	一、〇七、九〇七	一、〇八、〇五六	一、〇八、〇五六	一、〇九、三三七	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三	一、一六、一六三
一、二二	一、三三	一、四〇	一、一〇	一、二〇	一、三〇	一、四〇	一、五〇	一、六〇	一、七〇	一、八〇	一、九〇	二、〇〇	二、一〇	二、二〇	二、三〇	二、四〇	二、五〇	二、六〇

最近二ヶ年に於ける破産の原因別比較  
第二十九表の二

原因	破産	教	資	産	高	負	債	高
無能	四、一七六	三、四一九	二七、八八五、九九三	三三、三九七、四〇八	五三、二六八、〇八一	四四、一四三、八八六	四四、〇七三、五八七	
無經驗	六四二	五三三	三、三七〇、四四八	二、〇八八、五七七	五、九五五、九三二	四、〇七三、五八七	四、〇七三、五八七	
無本の信用不足	四、一一〇	三、九七〇	三五、八二三、二五一	二九、六〇三、一七〇	六七、四八七、八七六	五三、二八八、〇九三	五三、二八八、〇九三	
無謀の倒産	二八一	二五三	二、九九九、二八八	二、三二八、九八一	五、〇四三、八〇一	四、〇五〇、一九〇	四、〇五〇、一九〇	
關係者の倒産	一七七	一七一	五、一〇三、九九三	四、一八四、四一八	九、七六〇、六三八	七、九七九、一三六	七、九七九、一三六	
驕奢	九一	一〇八	六、六六九、九五〇	八、二七五、五六四	一、六六四、八一〇	二、三二七、一四〇	二、三二七、一四〇	
怠慢	二七五	二七七	七、〇一、三三四	一、二七九、〇六四	一、八二三、三三五	三、四四三、〇三四	三、四四三、〇三四	
競争	二六四	三六〇	一、三四九、一八六	六、五三〇、八二五	二、四五八、七七五	九、〇九九、六三九	九、〇九九、六三九	
特別の事情	二、二六三	二、一三三	一、三六〇、四三九	二、四四一、八六〇	二、七四五、七七五	三、八九二、四一七	三、八九二、四一七	
詐欺	一一二	九四	二、四九五、七五五	一、一九四、五三七	六、六六四、四七三	五、〇七三、一四三	五、〇七三、一四三	
合計	一三、八一三	一三、六四六	九八、四六八、七九六	一〇三、〇〇三、六七八	一九八、九〇三、一八八	一八八、〇九四、〇〇七	一八八、〇九四、〇〇七	

又西曆千九百十三年に於ける倒産の原因は左の如し

西曆年次	國立銀行	州立銀行	貯蓄銀行	個人銀行	信託銀行	合 計
一九一三	三六八三〇、五六〇	四八二、七九八	四六五、〇〇〇	二、六八八、九三〇	二、八四、三〇〇	四五、〇八一、一七四
一九一二	四、五五〇、〇〇〇	一、四一六、五〇四	一、四〇〇、〇〇〇	二、〇一、六八八	一、二五、九三八	五、三四九、一三〇
一九一一	三、三〇〇、〇〇〇	三、四二二、〇九三	五〇〇、〇〇〇	三、七三、一三二	一〇、九三五、〇〇〇	三〇、四五九、三三四
一九一〇	三、五七九、四六一	一、五五〇、七九〇	二、〇二一、八八三	三、四一〇、六三四	一、七三、〇〇〇	二四、六九一、一七八

第二十九表の四  
資 産 高

西曆年次	國立銀行	州立銀行	貯蓄銀行	個人銀行	信託銀行	合 計
一九一三	二一	二八	三一	四四	二六	一九〇
一九一二	六	三八	二六	一六	二	二九
一九一一	三	一八	二六	三二	二	五六
一九一〇	七	八	五	〇	二	四三
一九〇九	四	五	五	一	二	三七
一九〇八	二	二	五	一	二	一〇五
一九〇七	二	六	七	四	二	一九七
一九〇六	二	五	八	二	二	一三五
一九〇五	二	七	八	三	三	一八九

西曆年次	國立銀行	州立銀行	貯蓄銀行	個人銀行	信託會社	合 計
一九一三	一	三九	二	二二	五	八〇
一九一二	四	一六	一	三三	三	四八
一九一一	二	三	一	二〇	五	六一
一九一〇	五	九	四	一三	六	四四
一九〇九	八	〇	一	一八	一	四〇
一九〇八	五	三	一	一五	一	三二
一九〇七	四	八	二	一四	一	四九
一九〇六	四	九	二	一七	三	八五
一九〇五	一	三	〇	二	四	六三
一九〇四	六	四	五	三	三	九六

第二十九表の三

最近二十ヶ年に於ける銀行及信託會社の破産比較

無能	無經驗	資本の不足	無謀の信用	關係者の倒産	驕奢
四、一七〇	七三九	四、二五一	三七七	二七七	一一七
怠慢	競争	特別の事情	投機	詐欺	合計
二八八	三三一	二、二二六	一五四	一、六二一	一四、五五一

一九〇九	一、二七八、〇〇〇	一、一九四、一九四	五二、〇〇〇	一、六三九、八二〇	五、〇五一、〇〇〇	九、二〇五、〇一四
一九〇八	一九九〇、〇〇〇	二五、三六九、〇〇四	一、〇〇三、七〇二	一一、四八四、九九五	九、三三三、六七二	六、七三五、八七三
一九〇七	四三、三三三、四三九	一九六七八、三三九	二、一九一、六八六	一四、八七九、九四二	一〇、四一九、三二〇	一八、四六四、六〇六
一九〇六	一、七〇五、〇〇〇	二、七六八、八一五	二五、〇〇〇	四、〇七九、三三〇	四、四九〇、〇〇〇	一三、〇六四、一三五
一九〇五	六、六三九、〇〇〇	一、三六五、一〇〇	二、〇三八、七七六	二、〇一五、九二九	六、三九〇、〇五五	一八、四三三、八六〇
一九〇四	六、三九三、四二四	二、九三九、八五五	一、五七六、〇六八	三、四九八、七〇〇	一、五三三、五七五	一五、九三三、六二二
一九〇三	八、五三七、九〇七	二、一八七、三九二	三、五〇〇	三、七三三、五五七	一三、七六四、〇〇〇	二七、二五六、八五五
一九〇二	四、七五三、一〇五	二、四八〇、〇〇〇	二、九〇八、〇二二	五、九七七、七〇九	二、八七六、五	三、八八二、四八六
一九〇一	一、〇二五、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	五、九六六、〇〇〇	三、五三七、八八〇	—	一〇、一九八、九八五
一八九九	九、八二二、三三三	一、一三一、三九六	三、八一〇、〇〇〇	一、三七三、一四	—	三、九一〇、五一〇
一八九八	二、七〇一、六八〇	一、七九一、一〇〇	一、一九六、三〇〇	一、八九三、〇七三	四、七七八、〇〇〇	一七、五四三、六三六
一八九七	六、七三二、〇〇〇	二、四〇一、一五〇	三、八六七、〇九八	一、五七五、二五四	五、〇七二、四八六	一三、三〇八、八二〇
一八九六	二、三九五、一五三	七、五二一、三六九	八、二一九、〇〇〇	二、三六九、七一四	三、七五、〇〇〇	一五、七三三、九六三
一八九五	三、一七三、八九九	三、八九一、八九二	一〇、一六二、六四九	五、〇二四、〇四〇	三、八九三、二七九	四七、五三八、七三三
一八九四	三、四八五、六五〇	二、七七三、七二四	三、〇一九、五〇八	一、一八六、七五〇	一、五五〇、〇〇〇	一〇、九八五、六三三

第二十九表の五  
負債高

西暦年次	国立銀行	州立銀行	貯蓄銀行	個人銀行	信託會社	合 計
一九一三	四三、七五二、〇〇〇	六、一五九、〇〇〇	三、七三三、〇〇〇	九、七〇九、〇〇〇	二、五〇三、〇〇〇	六二、四七四、〇〇〇
一九一二	一〇、四二一、〇〇〇	一、九一五、三六六	三、〇〇〇、〇〇〇	二、九三六、〇二五	二、七一一、五九〇	八、九三六、九七二
一九一一	三、一六九、〇〇〇	四、九九二、八二四	六、六五六	五、三九〇、九九六	一、三、七三三、〇〇〇	二六、一九三、三三六
一九一〇	四、四九〇、二七五	一、七九九、三一〇	二、四八七、一三六	六、四八五、六五四	二、七六、〇〇〇	三一、七三三、七四〇
一九〇九	一、一〇〇、〇〇〇	一、四二六、八二四	六三三、〇〇〇	四、三三三、五四	四、一八五、〇〇〇	一一、六二七、三三八
一九〇八	二、三三三、四三〇	三、八四六、九五八	一、三二二、一八三	二、七八七、四一九	一、三、五四七、八七一	九三、五三三、四〇八
一九〇七	三、九〇一、六九四	一、九八五、三九四〇	六、六七四、〇七一	二、一九九、六二二	一、八、三三三、〇二六	二〇、六二六、六六一
一九〇六	二、八二九、〇〇〇	五、四五七、五〇三	四、五〇〇	六、八二二、九五三	七、七五〇、〇〇〇	二二、八七九、四四五
一九〇五	九、二六〇、二七七	二、三〇九、八六七	二、六、三三七六	三、〇八八、四三三	六、八四三、三七七	二四、〇一九、七四〇
一九〇四	七、七六七、四三四	四、三六三、四四三	一、九七三、〇〇〇	五、四八、二〇〇	二、七五三、三〇〇	二二、三三三、三六六
一九〇三	九、四四五、一九九	二、七四六、五三三	二、三五〇、〇〇〇	七、二八六、七七七	一、四四三、八一六八	三三、一五一、六七七
一九〇二	—	八、二五五、四三	三、八二一、七二六	一、七〇九、七七三	五、一六六一	六、四〇八、七三八
一九〇一	五、六八四、七二〇	一、九八四、〇五三	七、九二二、七二五	七、一六一、三三九	—	一五、六二二、八三七
一九〇〇	一、九六五、三〇四	一、四七五、八五五	四、六二二、六四九	四、六八三、六六〇	—	八、五八七、四六八
一八九九	一、二〇九四、五七三	二、一五、〇〇〇	一、三三三、七三七	四、八四七、二六一	六、〇三三、〇〇〇	二四、九〇四、五七〇
一八九八	二、九六二、八六三	二、四七九、〇〇〇	一、三三三、六三七	二、八二二、八九〇	六、四〇一、四二二	一五、九九七、七九二
一八九七	七、九二〇、九九九	三、〇六〇、八一	五、〇七七、二三	四、〇八五、四七七	五、五〇〇、〇〇〇	二〇、六九四、〇九五
一八九六	二、七五四、二五〇	九、九三三、七四三	八、四五七、〇〇〇	六、六五四、六七〇	四、〇八九、三七三	五六、六七九、三七六



一八九五	三、九七、四六三	四、九三、六三二	一、一六、七八七	二、五七、七八	一、六五、〇〇〇	二、七六、四三八
一八九四	四、三三、九〇〇	三、四八、六〇〇	三、四四、〇〇〇	一、七二、三五〇	一、〇一、〇〇〇	一、三、九六、九五〇

斯の如く米國銀行の破綻は頻々として踵を接するを以て紐育州の如きは預金者に検査執行の権利を與へよとの議論立法院に起れり是れ一考を値するの問題なり

第二目 我國の近況及株主の不心得

我國輓近の實況破綻内部より生ずるもの頗る多く大に戒めざるを得ざるものあり、勿論我國銀行事業は之を歐米諸國に比較し尙ほ幼稚にして或は恕すべきの廉なきに非ざるべきも之を始に慎まざれば其終を全うする能はざるは天下の通理なり慎まざればある可らず、今哉銀行も株主及一般公衆も數回の經驗を經、一回は一回よりも留意する所ありて今後は多少其面目を改むる所あるべしと雖も之を歐米諸先進國に比するに我國の銀行は只に幼稚なるのみならず其發達を異にし開落共に差違あり、進んで一層の注意を加へ我金融界をして速かに健康強大の地位に立たしめんこと冀望の至りに堪へざるなり。方今我國銀行界の振はざるは人情の浮薄、智識經驗の不足等種々其原因あるべしと雖も株主が株主たるの觀念

銀行の株

主が株主たるの觀念に乏しき形跡あり

に乏しく只管ら割賦の多からんことを冀ひ而かも會社に向て其監督の缺如するも亦之が一因たらざるを得ず、將來是等の點に鑑み層一層の注意を加へば庶幾は誤なきに近からん乎尙ほ此點に就ては後に論究する所あらんとす

第三目 銀行員の法規に疎きの弊

株主の株主たるの觀念に乏しきこと斯の如し然るに銀行員の智力亦完全と云ひ難し、抑々方今文明諸國に於ては商事に關する法律の規定頗る周到にして會社重役の職務權限並に其義務及制裁等に關する條項亦大に備はる、我商法の如きは其第六十四條以下に取締役、第八十條以下に監査役に關する事項を規定し、第二百六十一條以下に罰則を設け、銀行條例亦其第九條以下に罰則を規定し、細大漏す所なし、然りと雖も世人の法規に通曉せざるは始ど意外の點にあり、茲に奇なるは獨逸裁判所の如きは會社の役員は法律の規定を知らざるを理由とし其責任を免るゝことを得ず、其事業に關係する法律の條項を知るも其責任の一たりとの判決を爲せしことあり、我國に於ては法令第一條に

法律は公布の日より起算し滿二十日を経て之を施行す但法律を以て之に異なりたる施行時期を定めたるときは此限に在らず

臺灣、北海道、沖繩縣、其他島地に付ては法令を以て特別の施行時期を定むることを得

と規定し別に獨逸の如き判決を要せずと雖も抑々斯の如き判決の必要ある所以のものは世人が法律を知らざるの結果たらざるばある可らず、一見甚だ奇異なるが如しと雖も事實は即ち事實にして又蔽ふ可らず、是れ事業當事者に於て其關係法律の條項に精ならざるの致す所と云はざるを得ず、斯の如きは其事務の効力を薄うするの一因にして無用の干渉を招き營業の自由を妨げられ不經濟の結果を來すことなしとせず、銀行をして誤りなからしめ監督の必要を減ぜんと欲せば不必要に法規を煩密ならしめず可成簡易にして彼等をして容易に之に精通せしむるを好しとす、是れ誤を未然に防ぐの術にして其結果監督の勞を省くの一助たるを得べき哉疑を容れず

### 第九章 交互計算

#### 第一節 普通交換及英米に於ける交換

##### 同盟銀行の比較

#### 第一目 諸文明國に於ける交換の實況

交換所とは銀行が其交互計算より生ずる相互の負債を決算する所にして其順序方法及金融界に有する効力の如きは夙に世人の熟知する所にして之を囁々するを要せず、然れども其金高の如きは軌近非常の巨額に達し頗る世人の耳目を惹くものあり、其實況左の如し

第三十表

西曆次年	英	佛	獨	米
一九〇一	倫敦地方 九五、六一〇〇	四四、七三〇	一四、四六一	紐方育 一五八、八五六
一九〇二	倫敦地方 一〇〇、二八七	四八、〇九二	一四、九八四	紐方育 一五二、六五六
一九〇三	倫敦地方 一〇一、一九八	四九、九八五	一五、五六八	紐方育 一三一、九四〇
一九〇四	倫敦地方 一〇五、六四二	六一、一二九	一六、三二〇	紐方育 一三七、二九七
一九〇五	倫敦地方 一二二、八七九	六五、五四二	一七、九七四	紐方育 一八七、六四三
一九〇六	倫敦地方 一二七、七一三	七五、六九一	二一、〇一〇	紐方育 二〇八、二〇八
一九〇七	倫敦地方 一二七、三〇三	七六、六五七	二二、六五〇	紐方育 一七四、三六〇
一九〇八	倫敦地方 一二一、二〇四	七一、九一六	二二、九八〇	紐方育 一〇五、〇八四

一九〇九	倫敦地方	一三五、二五四	八三、三四〇	二五、七一四	紐地方	二〇三、五九〇
一九一〇	倫敦地方	一四六、八九六	九八、三三七	二七、一七一	紐地方	一九四、四九九
一九一一	倫敦地方	一三四、六八九	一一七、四七九	三、五五八	紐地方	一八二、八九五
一九一二	倫敦地方	一四六、一三五	一二三、八四〇	三六、二七一	紐地方	一八三、四八六
一九一三	倫敦地方	一五九、六一八	—	—	紐地方	二〇一、四八八
一九一四	倫敦地方	一八二、四〇〇	—	—	紐地方	一四三、五六〇
	倫敦地方	一四四、三六四	—	—	紐地方	一四三、五六〇
	倫敦地方	一三、八九五	—	—	紐地方	一八九、二六九
	倫敦地方	一四六、六五〇	—	—	紐地方	一四六、八四七
	倫敦地方	一四六、六五〇	—	—	紐地方	一四六、〇三八
	倫敦地方	—	—	—	紐地方	一四一、一九五

佛國は一年の高を詳にせずと雖も同年二月三月の数の據り平均を採り之に十  
 二を乗ずれば千七百七十四億七千九百餘萬圓を得共に増加を示すものゝ如し  
 由是觀之輓近諸國に於ける交換の巨大なる實に驚くに堪へたり然るに獨逸國  
 は其の商工業の偉大にして進歩の速かなるに拘はらず交換高は比較的微細にし  
 て頗る怪しむべきものあるが如しと雖も試に之を英國に比するに商事上方さに  
 然らざるを得ざる所のものあり今西人最近の調査に據るに獨逸に於ては其商取  
 引の四割四分は現金を以て之に爲し英は僅かに一割六分を用ふ而して英國に於  
 ては、日常の商事を爲すに四億三千七百五十圓の紙幣を以てし七十七億五千萬圓

は之を銀行の當座勘定とし小切手を以て事を辨ずるに反し獨逸は九億七千五百  
 萬圓の紙幣を用ひ當座勘定は二十六億五千萬圓に止まる兩國交換上に差違を生  
 ずる抑々亦故あるなり是に於て獨逸に於ても屢々小切手流用獎勵策を講ぜしと  
 雖も政府は常に小切手課税及其有効期限の短縮を主張せしを以て曾て著しき進  
 歩を見るに至らず明治四十二年の中央銀行繼續案には小切手を證券準備に繰入  
 るゝことを許し其流通を獎勵せり其結果は尙ほ未だ知るを得ずと雖も多少の好  
 果を見るに至るべし我國商法五百三十三條一週間の期限も其は或は短に失せん  
 乎固より一考の値なしとせざるなり

戰爭開始以降は只に英米の數あるのみにして英は少しく減じ米は増加を示す  
 戦後事定まるを待つて増補を加へんとす

第二目 倫敦及紐育に於ける交換同盟銀行の比較  
 又西曆千九百六年に於ける倫敦及紐育の交換所同盟銀行の比較は左の如し  
 第三十八表

行	紐		育		倫	敦
	數	九四	三	三		



普通の方法

物産交換とは物價の取引毎に代價の支拂を爲さず、最後の取引に至り支拂を爲し、毎取引の決算を爲すの方法なり。今普通の方法に依り甲乙丙丁等の商人が互に棉花若くは砂糖の如き主要なる物品の取引を爲さんとするときには先づ甲が例へば生産地より代價壹萬圓にて棉花若干を買求め着荷次第之を倉庫會社へ預け入れ之に對して倉荷證書を受取り代價壹萬五百圓を以て在庫品を乙に賣却せば甲は該證書に裏書して之を乙に交付し五百圓の利益を得べし、乙は更に之を裏書して代價壹萬千圓例へばにて丙に賣渡せば等しく五百圓の利益を得べし、然るに丙は損失を受け之を九千圓にて丁に賣却し、丁は轉帳し來れる倉荷證書を倉庫會社に呈示して荷物の交付を受るを以て順序とす。是れ一見便利なるが如しと雖も斯の如くなるときは倉荷證書の讓渡毎に代金の授受を要し此場合に於ては同一貨物の三回の賣買に金參萬五百圓を要す、此間小切手使用の便あるべしと雖も只是れ一の手段たるに過ぎざるなり而して倉荷證券は其裏書授受の間紛失、盜難等の危険なき能はず、依て是等の不便を除かんが爲め歐米先進國に於ては左の如き方法最も行はる即ち

倉庫の側らに特設の清算所を設け倉荷證書は之を此處に保管せしめ甲は別に

物産交換の方法

賣渡證書即ち「フィリエ」と名くる小札付の證券を發行して其寄託貨物を乙に賣却し、倉荷證書は清算所に預けたる儘此「フィリエ」に代價壹萬五百圓にて乙に賣却したる旨を記載し、且つ代價及乙の姓名、讓渡月日等を小札に記入して之を切取りて自ら之を保有し、「フィリエ」は之を乙に送附す、乙は其貨物を丙に壹萬千圓にて賣渡し其代價賣渡し日附等を小札に記入して之を切取り、「フィリエ」を丙に交付す。斯の如く順々に賣渡人の手元に代價讓渡人の姓名賣渡月日等を記入したる小札一枚を残して漸次「フィリエ」を最後の買受人に交付す

清算所の清算日(通例「フィリエ」發行の日より七日目)到達したるときは甲乙丙は其保有せし小札を、丁は「フィリエ」に丙より代價九千圓にて買受けたる旨を記入し代價を添へて之を清算所に送付す、然るときは清算所は其小札と「フィリエ」の記入とに依り甲乙は若干の受取勘定を有し、丙は損失の拂込を要するを知るを以て其出金を促(丙は小札と共に損金を拂込むを通例とす)丁の拂込の九千圓と、丙の拂込の二千圓とにて甲の貨物の代價一萬五百圓、乙に其賣買益金五百圓を支拂ひ一萬一千圓にて取引を結了す若し其便法なくんば甲乙丙丁の取引は三萬五百圓を要すべしと雖も此便利の爲め同額の取引を一萬一千圓にて爲すを得、取引の安全

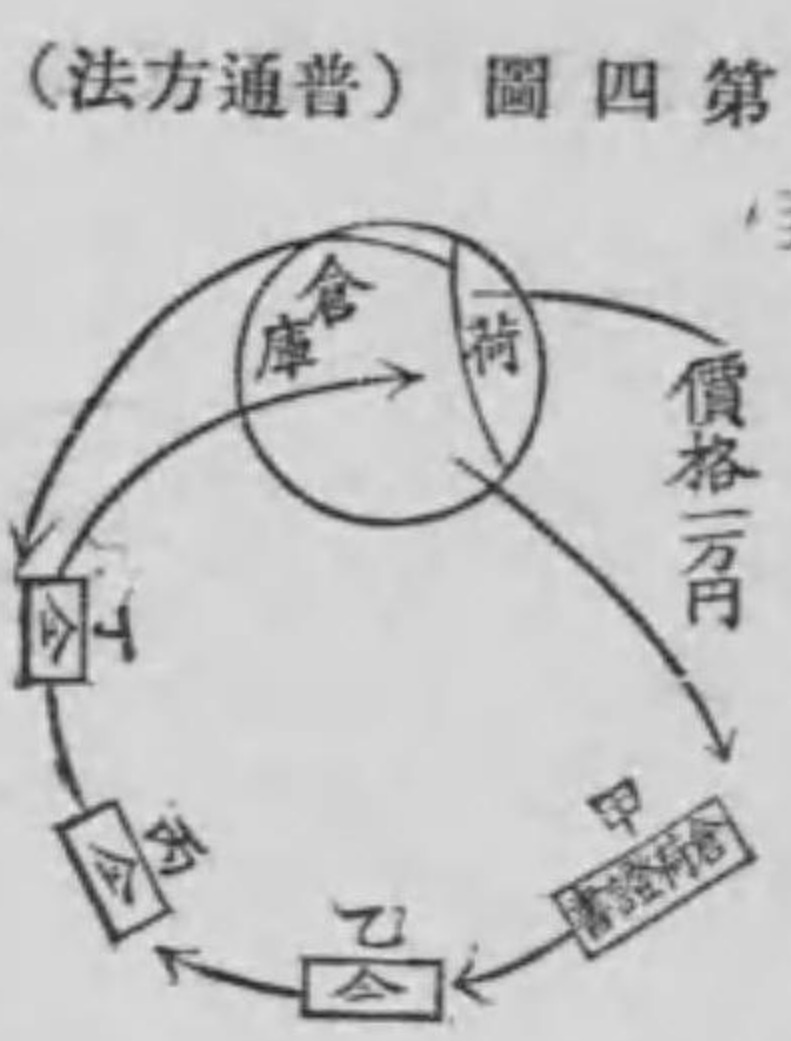
賣渡證書の期限

なると共に貨弊を節用する鮮少に非らず而して丁は代價の拂込と共に、フィリエを清算所に送付し之と引換に倉荷證書を請求し又は其送付を受け之を以て倉庫より荷物を請取することを得べし尙ほ續て預け置かんとするときは該荷物は既に自己の所有に歸せしを以て倉荷證書は自己の名義を以て其儘之を清算所に預け而して新に「フィリエ」を發行するも可なり。前例の如く甲乙丙丁賣買關係人僅かに四人に過ぎざるも貨幣を節用すること既に前記の如し然るに方今取引の盛なる同一物品にして百回五十回の賣買轉轉を見ること少しとせず其効用の大なる知るべき耳然るに此機關の發達はに止まらず百尺竿頭更に一步を進め其間一の機關銀行を設くるときは毫も現金の授受をなさずして幾回の賣買も容易に之を結了することを得べし

機關銀行の使便

機關銀行は通例清算所と並立し清算所は勿論前記甲乙丙丁等の商人は孰れも此銀行と當座勘定を開き取引上に生ずる過金は直ちに之に預入し、不足は小切手を宛て之を支辨す、即ち前記の場合に於ては最後の買受人なる丁は此銀行に對する小切手にて九千圓を清算所に拂込み、丙は二千圓の小切手を清算所に交附す、然る時は清算所は右銀行をして是等小切手の金高を丙丁の勘定より自己の勘定に

移記せしめ而して甲及乙に對しては其所要の金額を機關銀行宛小切手にて支拂を爲し、甲乙は之を銀行に送り清算所の勘定より自己の勘定に移記せしめ毛厘の現金を要せずして巨萬の取引を爲すを得べし、然るに又實際は小切手を用ふるに及ばず丙丁は清算所へ拂込むべき金額に對し銀行に向て移替命令を發し銀行は之を清算所に通知し清算所は甲乙の爲め移替命令を發し、甲乙は移替の通知を得、代價及利潤が自己の勘定に入りたるを知り別に手数を要せず斯の如くして賣買の回数愈々多ければ現金使用の省略愈々多く物産交換は實に至妙至便の機關と云はざるを得ず、今其手續及効用を明瞭ならしめんが爲め左に第四圖、第五圖

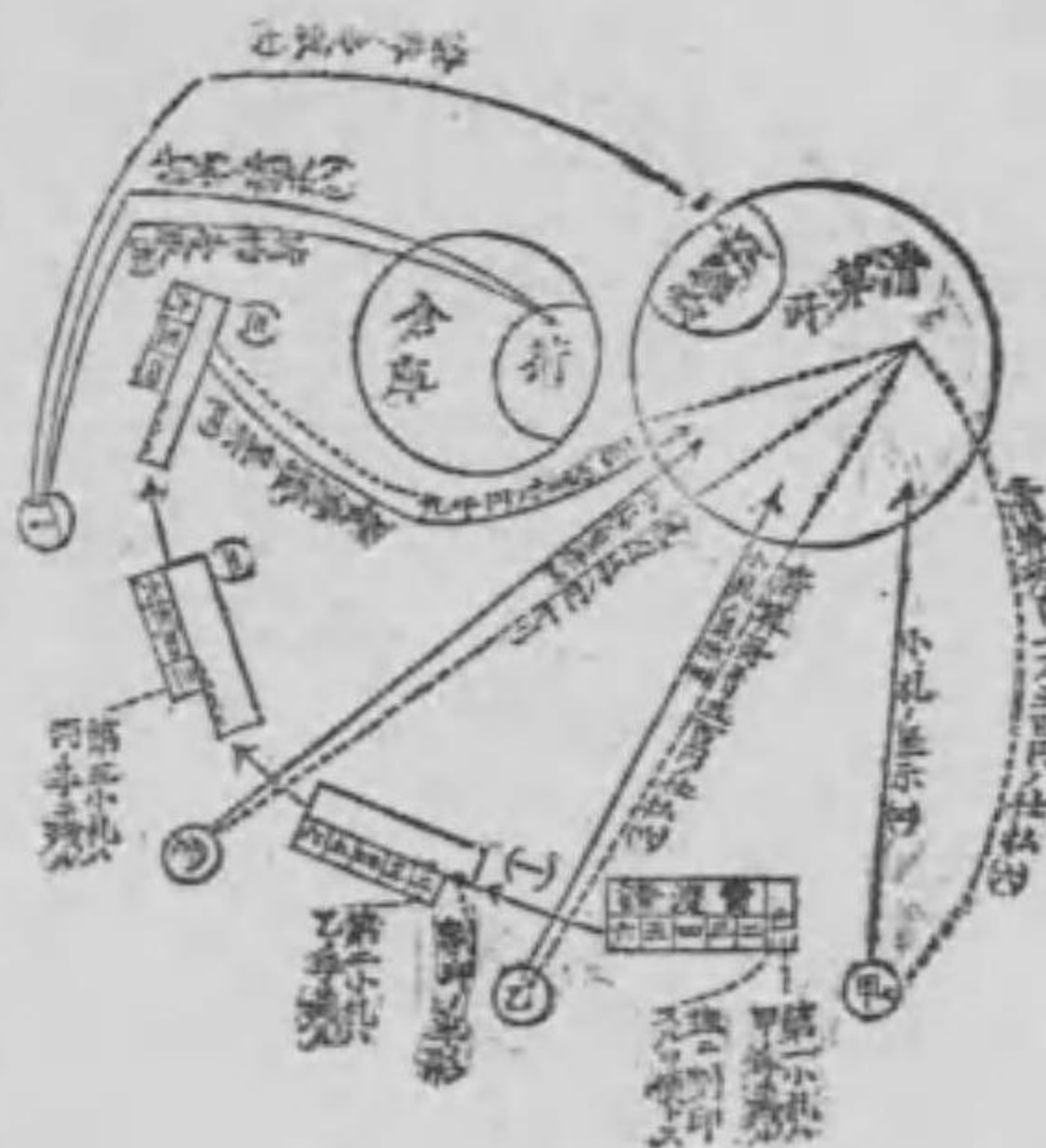


第四圖 普通法 (法方通普)

第六圖解を掲出す  
 第四圖解は普通の倉荷證書取引を示す者にして、荷物は在倉の儘倉荷證書は(二)等順次に轉轉し丁より(五)の線を経て倉庫に送り荷物は之と引換に(六)の線を経て丁に歸す而して代價は各取引の際乙より甲、丙より乙、丁より丙に支拂はるゝものなり

第五圖解は賣渡證書發行の場合を示す者にして甲は其所有の倉荷證書は之を清算所に預け置き、更に賣渡證書を造り此證書は賣渡の起る毎に(一)(二)(三)と輾轉す而して期限来る時は甲乙丙は各々(四)の線に従ひ小札を丁は(四)の線を経て賣渡證書を清算所へ呈示す之と同時に丙丁は各々(五)の點線を経て清算所へ拂込をなし

第五圖 (換交産物)



清算所より(六)の點線を経て甲乙へ支拂を爲し丁は(七)の線を経て倉荷證書の交附を受く然るときには乙を以て(八)の線を経て倉庫に荷物の交附を請求し、倉庫は(九)の線を経て丁に荷物を交附す(丁は新たに、フェリエ)を發行するも可なり實際通例は更新を示す者なり即ち丙丁は各々(一)の線に依り機關銀行宛の小切手を清算所に送附す、清算所は之を受取りて(二)の線に従ひ之を銀行に送附し(三)の線に依り銀行宛の小切手を甲乙に送附す、甲乙は各々(四)の線に依り是等小切手を以て銀行に拂込み一錢の現金を動かさずして事結了す

右の外移替命令の如き便法あれども別に圖解を要せず

第二目 有價證券交換

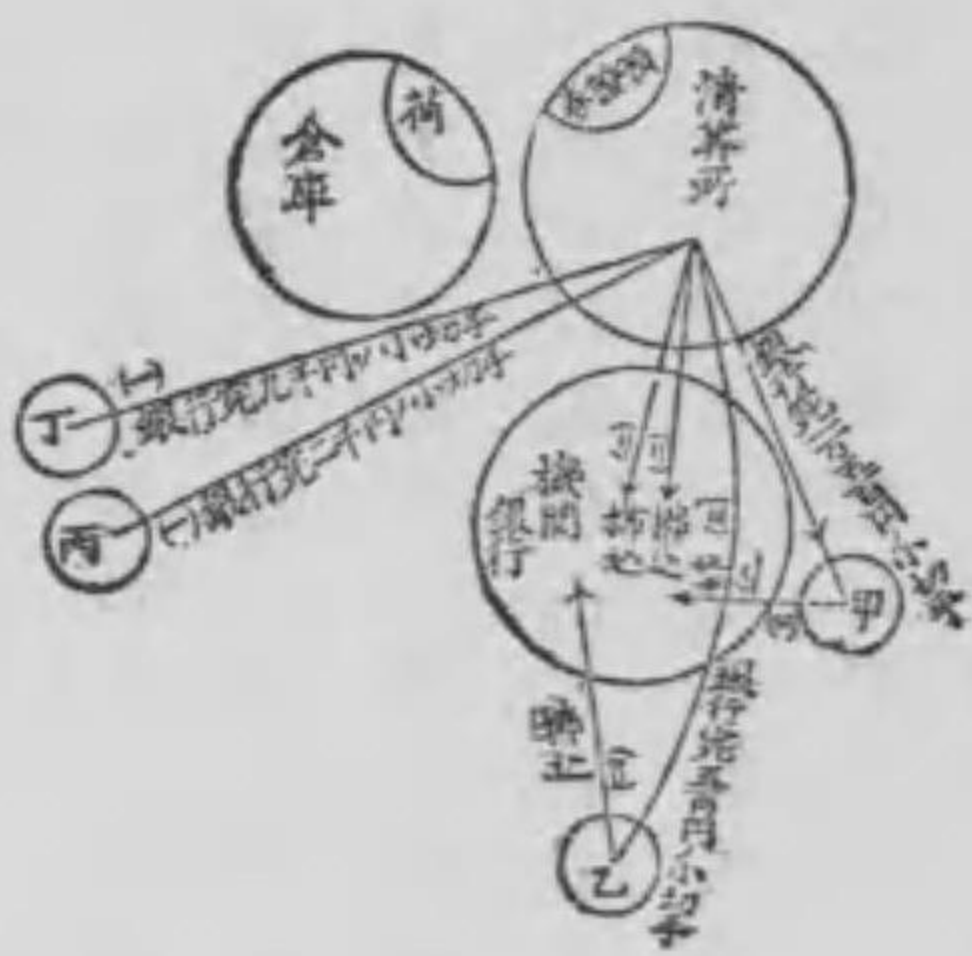
「ストックエキチスエンダクリヤリング」即ち有價證券交換と稱し有價證券の賣買に前記同様の方法を用ひ代金及實物を相互に相殺す其經營上に及ぼす所の便益物品交換の如く偉大ならずと雖も授受の手数を省き貨幣を節用する上に於て多少の効用なしとせず

第二目 小札交換

小札交換とは最近の考案にして會社中相互に株式を持合ふ場合に於て互に割賦金を支拂ふの勞を避け持株を交換所に提出し相互の支拂高と受取高を交換するものなり其方法は金錢の交換と異なることなく他會社の株式を所有する會社は支拂を受くべき小札を交換所に提出すると同時に他會社は自己の株式に附屬する小札を交換所に提出する故に普通の手續にて交換を爲すは容易の業たり只我國に於ては優先株尙未だ普ねからざるを以て交換の場合少ななるべしと雖も

有價證券交換

第六圖 (用使の行銀關機)



普通株式にも小札を添付し割賦の歩合確定次第所持人に於て小札に其金高を記入する事とせば交換は廣く行はるゝ事を得べし

### 第三節 鐵道交換及商賈間の貸借決算

#### 第一目 鐵道交換

鐵道交換

鐵道交換とは數鐵道會社間に共同運輸を爲すの結果より生ずる所の債權債務を互に差引決算する方法にして是れ亦貨幣を節用する爲に大功あり、北米合衆國の如き鐵道事業の最も發達せる國に於ては無數の線路、幾多會社の間に聯絡相通じ縦横織るが如く盛況實に羨むべき者あり即ち例へば紐育より鐵道の便を借らんとする者あらば其人の目的の何地たるを問はず苟くも鐵道の通じ居る所に行んと欲せば假令他會社の領分と雖も其地に到る迄の通切符を購買するとを得假令線路の岐るゝ所に有ても概して乗替を爲すの必要なく其目的地に達することを得べく、又乗替を要する場合に於ても多くは切符の買繼を要せず故に諸會社間に無數の貸借勘定を構成するは自然の數なり、然るに一々之が貸借勘定を受授する時は多數の手續と巨額の貨幣とを要するを以て其間に巧緻なる決算方法を

設け互に其負債を相殺し非常の便宜を得之を鐵道交換とす我國の鐵道事業尙ほ幼稚の域に有と雖も其發達は期して埃つべく其進歩に伴ふて大に是等の便宜を開くの必要あり近時共同運輸の事既に世上の問題となる豫め研究を要するや論なき耳

#### 第二目 商賈の貸借決算

既に小切手の項に於て略陳せし如く軌近交互計算ある商賈は規約を定め相互に貸借の起る毎に小切手の受授を爲さず例へば一週間若くは二週間に其貸借勘定を取纏め貸借表を作り之を銀行へ送り其の預金記入替にて取引を計算するの習慣を生ぜり、是れ即ち交換の擴張なり、右等商賈が同一銀行と取引するときは此事は實に容易に行はるべし又假令彼等が取引銀行を異にするも銀行間に「コレ」の規約あらば銀行間の交換を以て容易に之を行ふを得べし、此振替勘定は只に貨幣を節用するのみならず銀行をして華主の取引の真相を知らしむるの便あれば獨逸帝國銀行の如きは大に其發達を奨勵し西曆千九百二年に於て獨逸に於て行はれたる此種の振替勘定の高は凡そ一億七千萬馬にして同千九百八年には約一億五千萬馬の巨額に達せり



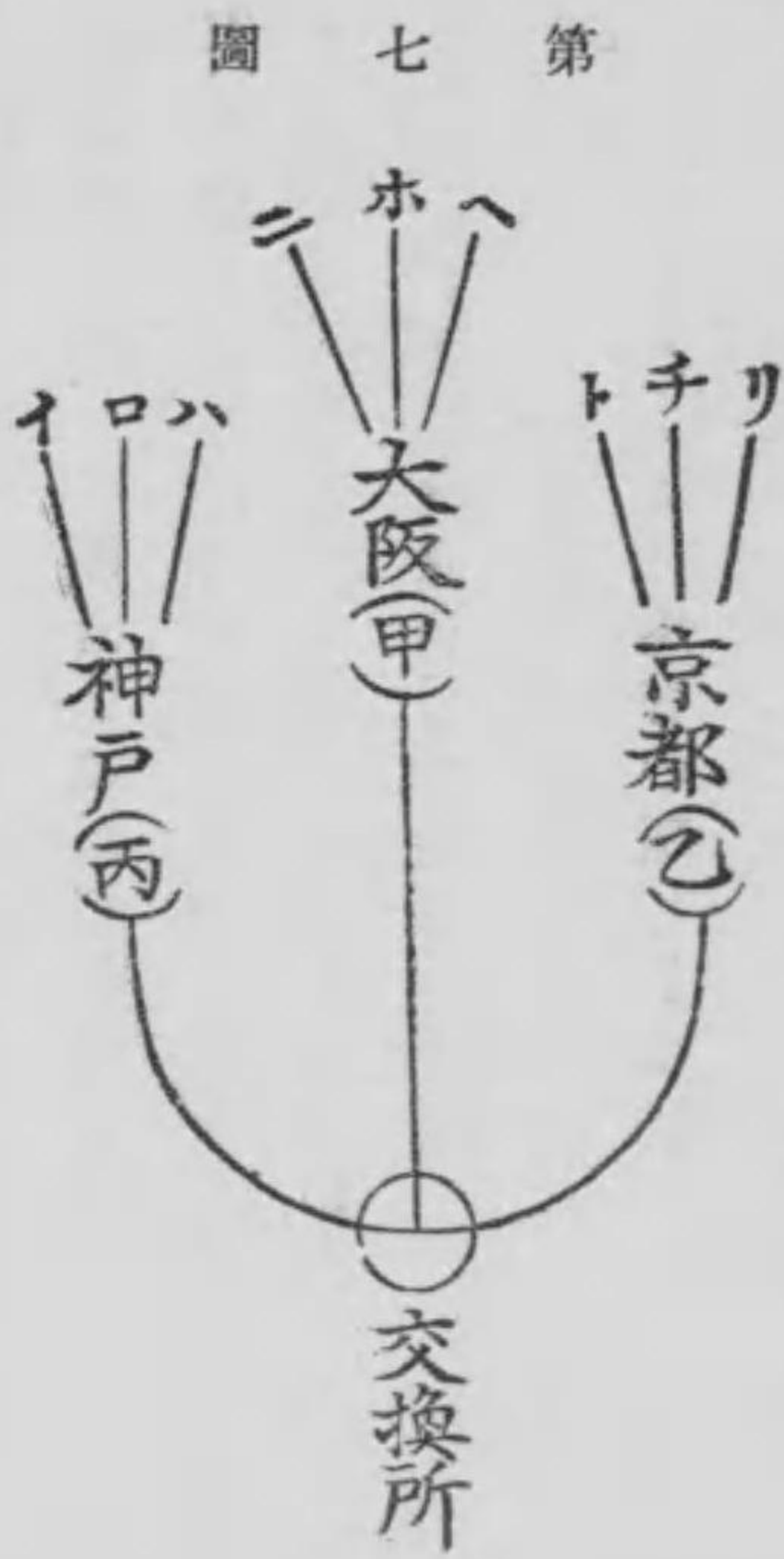
又軌近銀行事業の競争劇甚なるよりして成るべく顧客に便利を與へんとし部分拂にて代價の支拂を要する場合に於ては賣手より代價支拂の期日を記したる賣渡證書を買手に送り後者之を承諾し其取引銀行に之を送るときは買手の銀行は期日に至り買手の勘定より賣手の銀行へ代價を拂込べきものとし以て一たび契約の成立する以上は賣買兩手共代金の授受に面倒を見ずして自然に取引を結了するを目的とす方今人事の繁多なる事大小となく機關に依り之を爲すこと凡そ斯の如し事務の辨濟に係り交換の範圍に屬せずと雖も聊か本目に因縁なきに非ざるを以て記して以て後學の便に供す

### 第四節 地方交換内國及國際交換

#### 第一目 地方交換

地方交換とは例へば大阪の如き繁榮なる場所を中心とし附近の主要なる取引場所例へば京都神戸等を聯絡して取引の繁閑に従ひ一週に一回若くば二回中心地に集合して相互の負債を交換する方法なり今英人ジボエンス氏の圖式に據り其要路を示せば左の如し

算代價拂  
の爲にす  
移る勘定の



圖面「イロハ」は神戸の丙なる銀行の華主にして「ニホヘ」は大阪の甲「トリ」は京都の乙なる銀行の華主と假定し「イ」より「リ」に送金を要するときは「イ」は丙宛の小切手を「ロ」に送り「ロ」は丙より支拂を受け乙丙の間に互に貸借の關係を生ず「ロ」より「ニ」に小切手にて送金し「ホ」より「ロ」に送り「チ」より「ト」に送る等種々の取引を生ずるときは甲乙丙間に互に貸借關係を構成す換言すれば甲は乙丙の爲に其小切手を支拂ひ乙は甲丙の爲め丙は甲乙の爲め互に小切手を支拂ふなり故に甲乙丙は互に送金の上決算を爲すの勞を省き時を期して中央地點の交換所に集會し相互の負債を交換決算するなり是れ亦通貨の使用を節減するの功ありて頗る便利なる方法なり

#### 第二目 内國交換

内國交換とは國中の銀行組合を組織して東京倫敦又は紐育の如き中心を選び互に互の小切手を支拂ひ其支拂ひたる小切手を右の中心に在る交換所に送り交換所は其振向け銀行の本支店又は「コルレス」の銀行より取付け支拂銀行の爲に其金高を預り「コルレス」銀行等は其小切手を振向けられたる銀行より取付けて決算し、交換所は種々の預金を彼是れ相殺して決算し金融の圓滑を圖るものなり方今未だ此種の交換所の發達を見ずと雖も其便利なる論を俟たず米國に於ては紐育に「ナショナルクリヤリンシステム」即ち内地交換所を開設せんとするの議既に熟し遠からず之が設立を見るの勢あり

### 第三目 國際交換

國際交換とは既に爲替の項に於て論したるが如く國際の取引に於て甲地へ手形を宛つべき場合に於て乙地へ宛て之を發し又は甲地へ支拂を爲すに乙地宛の手形を用ふるが如く倫敦の如き商業盛大なる所は實際世界の交換所となり國際の決算を爲すを云ふ而して又茲に一種の怪力を顯はすものは彼の國際動産なりとす。元來歐洲大陸間の大鐵道の株券債券又は埃及「チュニリス」等の公債の如きは募集の當初より諸國の資本家が投機的に之に應募し世界の市場に於て能く見識

世界の交換所

られたる證券なるを以て是等は國際に資本を移すに最も便利なる器具なり而して其價格表は何れの市場に於ても發表せられ金の必要あるときは何時にても甲國より之を乙國に賣り其代價に對して手形を發行し自由自在に國際の貸借を決算することを得べく方今金融の便宜完備する實に驚くべきものあり

## 第十章 定期取引

### 第一節 定期取引の發達及其賣買取引の方法

#### 第一目 發達の順序及目的

定期取引の金融に影響する哉論を俟たず而して前章第二節の物品及有價證券交換も其決算の一方法に過ぎざるなり故に今大體に就て一言するは敢て無用の業に非ざるべし、謂ふ少しく之を辯ぜん

抑々經濟世界一般の發達に狩獵、牧畜及農業の三時期あるは世人の熟知する所なり、商業界に於ても亦物々交換より貨幣經濟に進み更に信用時代より取引所時代に進む等自然の發達あり蓋し取引所の設置は、少額の資金を以て多額の賣買を行ひ取引を簡易ならしむると同時に之が統一を圖り世上に據るべきの標準を示

し以て秩序的完全なる商業の發達を目的とす而して我國現行法に於ては取引所に於て認むる所の取引は直延定期の三種とす法律第十八條直は五日延は百五十日定期は三箇月以内に其契約を履行するものとす明治二十六年勅令第七十四號第十二條夫れ商業の發達は自然の進化に従ひ國民經濟程度の進歩に於て大勢上舊式を墨守する能はず進んで前記の第四期則ち取引所時代に入るは自然の理勢なり豈に敢て之に反抗するを得ん哉

### 第二目 取引所に對する攻撃

然るに新規の事業方法は舊式の惰力の爲め多少の障礙と攻撃とに遭遇するは又是れ事物の進行上免れ難きの勢にして取引所の場合も亦此例に漏れず曰く取引所は投機空商を獎勵す曰く公衆を誘惑す曰く資本を徒費す曰く徒らに貨物の運搬を増加す曰く徒らに貨物を藏置し市場の供給を減ず曰く農産物の價格を減殺し農業の利益を損害す是は取引品立物の品位分量の單位等を定むるの方法嚴格なるを嫌ふ者の言なり等批難百出殆ど枚舉に遑あらず是等は皆取引所に於て行はれ易き弊害の特發と之に出入する人物の性行特に或は高尚ならざる傾きある等單特進發の事情事實を或半面より見半ば感情に驅られ半ば悲觀的の觀察に

沈み達觀以て之を大勢の趨向に鑑み冷靜以て之に應ずるの方策を講述せず徒らに皮想のみに迷ひ杞人の憂に陥るものにして世に寸益なし正に沈思默考大に講究する所なくんばある可らざるなり

### 第三目 一般商取引との差異及取引の方法

情々惟みるに取引所の必要は商業及金融界の發達に伴ふ所の自然の需用に起り利ありて害なし失れ取引所に於て行はるゝ定期取引も亦一の商行爲にして收利を目的とするは一般商取引と異なることなし唯其異なる所は前者にありては同種物品の取引が連續して行はれ後者に於ては其必要なのみ而して取引所に於て賣買せらるゝ物品は米穀砂糖等の如き一定の物品にして所謂特定物たるを要し其賣買には品質の標準數量の單位受渡の期日手數料證據金免許料の徵收其他必要の規定ありて前記勅令參看之が原則を爲し擅まに當事者間の合意に依り隨意の條件を附するを許さず以て取引の敏活と確實とを期す其偶々投機獎勵の觀を呈する所以のものは罪制度に非ずして之に出入する人物の性格にあり察せずんばある可らず今他國の例を見るに繁を避けて唯獨逸國二三の例を擧ぐ獨逸に於ては例へば小麥の重量の標準は「一リートル」七百五十五「グラム」以上にして數

取引の方  
法

外國の例

量の單位は五十噸とす(單位の大小は人口の多少に依り斟酌決定すべし)而して受渡期限は當初二箇月なりしと雖も後ち之を短縮して一箇月と爲せり(危險の多少に由り長短を異にするを要す)其他催告賣主が買主に向て發する引渡の催告(重量差違の有恕五十噸に付き二噸半品質の鑑定代價の支拂、延期、當事者一方の仕拂停止、仲裁々判等細大規定して殆ど餘蘊なし、是れ皆取引を敏活ならしめ其履行を確實ならしむを以て目的とせざるはなし、方法の注意周到なりと云ふべし)

## 第二節 定期取引の效用

### 第一目 總論

取引所に對し種々の非難攻撃あるは前陳の如しと雖も其實際に效力多くして文明の利器たる哉疑を容れず、抑々世運の進歩は諸般の事業をして一局部若くは一國內に限局するを許さず商業の如き殊に然りとす、其地方貿易より漸次に發展し四海貿易となるに當りては需給の關係最も其精を究めざる可らず、試みに農業を以て之を論ぜんに植付地の段別、其地方の氣候氣象收穫の單位、代用品及類似品産出の難易、生産地に於ける消費見込高、内外市場需給の狀況及相場の見込輸出入

一般の效用

の難易、自他各市場に於ける金融、運搬、通信機關及倉庫等各商業機關設備の精粗等苟くも當該事業に直接間接の關係あるものは之に精通せざるを得ず、斯の如き世界的智能は個人の力を以て能く之を收め得べきに非ず、必ず哉有力なる公設の組織を要する哉論を埃たず、取引所は之を利用すれば前記の事項を明にすることを得べく而して其公定相場は能く商界の晴雨計寒暖計たるを得べくして效用の偉大なる論を埃たず

### 第二目 賣放及買埋

又定期取引は市場を廣くし取引をして圓滑自在ならしむるの利あり例へば大阪に一商人ありてセイントルイに於て若干の棉花を購入し、同時に大阪に於て定期にて賣りたるに偶々リバプールに於て相場上騰し之を大阪へ輸入するよりリバプールに於て賣却する方利益なるの市況を呈するときは其棉花は之を大阪へ輸送せず中途(スウエス)通路を取るものと見てリバプールにて賣放ち、定期受渡の爲には大阪に於て買埋めを爲す方大に利便なるべし、然るときには右の大阪商人はセイントルイに於ては現品の賣買人となり、大阪に於ては定期賣人となり、リバプールに於ては直賣人となり而して大阪に於ては買埋の爲め直取引人となり同

一取引より四箇の取引を生ず其間巧に奔走注意するときは所謂之を廉きに買ふて之を高きに賣るの實を收め以て資本の效用を増加し商業の面目是處に存ず今前記の取引より定期の原素を控除するときは商賣の利益は單にセイントルイより棉花を輸入し同所の買入價格と大阪に於ける賣却價格との間の差違に止まるべく定期の間に廣く四海市場の情況を洞擦し機に應じて其宜を制すること能はざるべし抑々定期が取引業を敏活にして其駈引をして巧妙ならしむる斯の如し俊秀敢爲百戰練磨の士之を利用せば以て大功を奏する哉疑を容れず凡そ事に精ならんと欲せば須らく先づ其器を利せざる可らず例令梓匠輪輿の巧あるも規矩準繩其精を得ずんば夫れ將た何に依て乎其技を演ぶるを得ん西諺に曰く最上の器具は即ち最廉の器具なりと宜なる哉若し夫れ天下の名器に至りては固より之を凡庸の士に委するを得ず商界其人を得るを要するは論なき耳然りと雖も又之を他の一方より觀るときは人士凡なるが故に殊更らに生産分配の器具を鈍にすべきの理由なく或は之を磨くの必要更に大なるの場合なきを保せざるなり要は只之を天下の大勢に鑑み之を一國の情況に照し人文發達の程度に應じ其宜きを制するにあり抑々取引所の事たる其關する所廣且つ大なり一節の論固より其詳

細を盡すを得ず只其梗概を述ぶる耳定期取引の事漸やく天下の耳目を惹く敢て所信を記し以て江湖に質す請ふ諒せよ

第三目 倫敦に於ける特別の事情

取引所の效用斯の如く偉大なるに拘はらず世界第一の大市場たる倫敦に於て近年に至るまで農産物の定期取引を行はず直取引のみを以て満足せし事實を引きて穀物等農産物の定期取引を不必要とする者なしとせず然れども是れ同市に於ける特別なる事情を知らざるに坐するものにして固より堂に登るの説に非ざるなり蓋し倫敦に於て久しく穀物の定期取引らざりし所以のものは同市は四海貿易の中心にして四通八達交通の便他國市府の企て及ぶ所に非ず加るに英國は世男の最大債權國にして其元利支拂の爲め四海の貨物重に農産品債務國は主として新開國なるに由る招かずして集まり倫敦市に集る所の穀物の種類毎年稗麥三種玉蜀黍七種燕麥十七種大麥十四種小麥三十三種の多きを致し農産物の爲に取引所を設置するの必要なく且つ品位の標準數量の單位等を定むるに便ならず世界の諸方より種々の品質を有するもの數量の多少を問はず來るに由る且つ英國の富強なる多少の不便は尙ほ之を忍ぶを得しに由る然れども同國西岸のり

パブールには夙に之あり而して倫敦と雖も方今の**大勢四海の商權を専らに**すること能はず物産交換の如き方法を設け清算所を設置し以て定期取引に便す即ち知る倫敦物産交換所は資本五十萬磅の株式會社にして其營業甚だ盛なるを

### 第三節 定期取引と投機との關係

#### 第一目 定期取引の素質

定期取引は大體に於て商界を利すること前陳の如く夫れ大なり然りと雖も抑々定期取引は固より直接需用の爲め物件を賣買するものに非ずして未來に於て利益を期する所の豫期行爲なるを以て其素質投機に屬する哉論を埃たず拙著經濟史眼第十六章第一款參看故に一たび其則を踰るときは弊端百出收拾す可らざるに至り大に世を益害す戒めずんばある可らず何を乎其則を踰ると云ふ曰く之を大にしては内外市場の情況を究めず之を小にしては自己の資力を計らず漫に買進賣叩を試み甚きに至りては當初より現品の受渡を目的とせず買方は賣方の物件調達を妨害し賣方は買方の金融の道を杜絶し以て違約を促かし其間轉賣買戻の方法を濫用し以て一攫千金の利を收めんとし奸計百出其止まる所を知らず

又恣まゝに蜚語流言を放ちて市場を惑亂し虚に乗じて巨利を博せんとする者を云ふに外ならず

#### 第二目 投機取引の形跡

今一步を進めて之を事實に徴するに不幸にして定期取引は現物の受渡比較的少なく所謂鞘取賣買其多數を占め紐育市の一例を以て之を見るも西曆千八百八十五年より同千九百年に至るまでの間同市の取引所に於ける小麦の賣買出來高は八十五億八千二百萬ブツシエル(ブツシエルは凡そ二斗の巨額に達せしに同時間中米國各地より同府に仕送りたる小麦の量は一億六千二百萬ブツシエルに止まり賣買出來高は實に着荷の五十三倍に達し西曆千八百九十二年の米國棉花の產出高は六百七十萬俵方今約千三百七十萬俵一俵五百英斤入なりしに紐育の出來高は六千九十萬俵即ち一に對する凡そ九の比例を示せり斯の如きは決して米國に止まるに非ず獨國の實況亦然り即ちハムボルヒに於ける西曆千八百八十八年九月乃至十二月の四箇月間の珈琲の受渡高は四十一萬二千袋に止まりしに出來高は八百七十七萬六千袋に達し一に對する二十一の比例を示し其翌年一月乃至四月に於ける受渡高は八萬七千袋なりしに出來高は二百六十萬一千袋即ち

研究すべき要點

一に對し約二十五の比例を示せり其他倫敦リバプールシカゴ等の實況皆伯仲の間にある(拙著經濟史眼第十六章第一款參看斯の如きは即ち其則を踰るものにして志士の憂ふる所なり然れども凡そ一得一失は宇内の通義にして天下何物か其數を免るゝを得ん哉只其弊害大なるに及んで須らく之を制すべきなり現制に於て取引所が取引履行の保證に立つが如きは法律第二十二條所謂過ぎたるは猶ほ及ばざるが如きの感なきを得ず他國に於ても清算所が賣買兩者に對し契約履行の保證に立つ場合なしとせず是等は尙ほ大に考慮を要し或は他日の論點たるなきを保せざるなり

第三目 寛恕及豫約の方法

取引所の實況凡そ斯の如し然りと雖も定期取引は市場を廣うし取引を自在にし隨て資本の運轉を敏滑ならしめ延期選擇等の方法を利用し所謂小額の資本を以て大額の取引を爲すを得せしめ之を利用せば以て商業繁榮の媒たるを疑はず蓋し延期とは賣買濟の有價證券若くは物品の受入若くは引渡を一期間延滞するの權利にして買延期及賣延期の二種あり前者は英國の「コンチエニエーション」又は一層専門的に「コンタンゴ」出所不明大陸の所謂「レポール」なる者にして買手が資

選擇

金の不足又は或事情の爲め受入を爲す能はず又は之を爲すを不利益と思惟するときは買入値段に對し若干の歩合普通利率より少々高きを通例とす例へば西曆千九百六年十一月二十五日即ち「クリストマス」の決算日に於て普通利率は七分なりしに「コンタンゴ」率は九分乃至一割六分に達し又西曆千九百十一年七月には獨逸に於ては「モロッコ」事件の爲め市場率は一時七分八八に上りしが「コンタンゴ」率は八分七五なる空前の高率を示し最近西曆千九百十四年六月初に於ては市場は二分五厘なりしに「コンタンゴ」は四二五なりしを支拂ひ次期まで受渡を延期し次期に於て同一價格を以つて受入を爲すを得るの方法を云ひ後者は英語の「バック」フアルデーション」又一層専門的に省略して單に「バック」大陸の「デポール」と稱する者にして賣手が同様の事由により若干の歩合を支拂ひ同様の條件にて次期まで引渡を延期し得るの權利を云ふ選擇とは英語に所謂「オプション」なる者にして之を分ちて三種とす即ち其一を買選擇「コール」と爲し若干歩合を支拂ひ一定の相場を以て或期間或種の有價證券若くは貨物を購買し得るの方法を云ひ其二を賣選擇「プット」とし前記同様の義務を履行し同様の條件にて賣却し得るの方法を云ひ其三を賣買選擇「コールアンドプット」とし前記同様の義務及條件を以て賣買孰れに

ても其選擇に任ずることを得るの方法を云ふ

第四目 利用及濫用

是等の方法は之を利用せば延期は取引を圓滑ならしめ、選擇は之を確實にして以て商取引をして安全ならしむるの效力あり即ち製造者が未來の爲め巨多の原料品の輸入を要し又は其製品の代價を豫定することを要する等の場合に於ては頗る有効のものとする即ち棉花の如き原料は意外に變動多く西曆千九百五年二月八日には英一斤六片四二なりしに二十七日には六片三一となり同六年三月までは最高五片三〇にして最低は五片七三なりき而して同七年末には三片七七の低價を示し同九年十月月上旬には七片一五同十年一月月上旬には更に上騰して八片四九となり同千九百十一年には最高八片八四(七月上旬)最低五片九一(三月上旬)となれり然れども素と是れ直接の需要に充當する爲に要するに非ずして畢竟投機を目的とするものなれば事一たび其則を踰るときは不測の禍を生ず慎まざるばある可らず我國に於て行はる買進、賣叩、轉賣、買戻の如きは濫用の傾きありて投機の媒たるの弊なきを得ず即ち表面に於て銳意買進を爲し殊更に高價にて裏面に於ては販賣者をして引渡を爲す能はざらしむる爲に百方妨害を爲し以て之を苦し

濫用

利用

め陽に引渡を迫り其死地に陥るに及んで轉賣を申込み其差分(例へば買十圓を以て約束し相手方をして引渡を爲す能はざらしめ十二圓を以て轉賣して差分二圓を僥倖するの類)を利し若くは新代價の金額を收得し諾せざれば乃ち違約金を徴し以て陰に舌を吐き又陽に巨額の賣叩を爲し殊更に低價にて陰に購買者をして引取を爲さしめざる様百方其金融を妨げ期日に至り引渡を強ひ其代價の支拂に窮するを見て買戻を申込み其差額を利し(例へば賣十圓にて賣約束を爲し相手方をして代價を支拂ふ能はざらしめ八圓にて買戻を申込み差違二圓を取るの類)諾せざれば乃ち違約金を徴して以て得々たるの場合なしとせず戒めずんばある可らざるなり斯の如き宿弊を生せしを以て當局も是に見る所ありて明治四十四年五月二十日を以て直取引の名の下に預合勘定其他差金取引を爲すを嚴禁し及競賣買又は驛賣買を爲すを停止すべき旨を通達せり然れども斯の如き禁令は奏功甚だ難く所謂懷勘定又は袖の下の弊を生じ公衆をして公定相場を知る能はざらしめ一弊去つて新弊生ずるの虞なしとせず尙ほ大に當局の監視を要するものあるや論を埃たず



第四節 差額取引

右の外獨逸民法の認むる所の差額取引即ち「デフレーションゲシュフト」なる者あり是は販賣者が現物を引渡す代りに契約當時の價格と受渡し當日との相場の差違を賠償的に支拂ひ引渡し義務を免がるものなり而して又實際に於ては賣買當事者が當初より現物の受渡を目的とせず前記の差違のみを投機的に受授するを契約するものあり獨逸語の所謂「ライネ、デフレーションゲシュフト」なる者即ち是なり是は其性質賭博に屬するを以て古來今日に至るまで甲論乙駁殆ど其止まる所を知らず然れども前記の如き受引は寧ろ賠償解合とし公然之を許し已む事を得ざる事情の爲め引渡の不可能なる事實を生ぜしときは差額を支拂ひ解合を申込み得るの權利を認むる方却て害薄かるべし然りと雖も定期に於ては兎に角向相場場の下落に赴くは賣主の利益となり其騰貴に赴くは買手の利益に歸すべきを以て動もすれば投機に陥り易し故に是に對して融通を自由に爲すときは多少の弊を生ずるなきを保せず金融機關たる者は前記の延期と共に是處に注意し參加利子等を利用し巧に市場の冷熱を制せざるを得ず理世の道固より容易に非ざるも

豈に又術なしとせん哉慮らざればある可らざるなり

第十一章 市場に於ける投資者の意向

第一節 總論

投資者の意向は千差萬別固より端倪し得べきに非ず管見纒かに以て其梗概を窺ふに足る耳然りと雖も其間人情の機微を洩らすと同時に利息迷想の爲め事物當然の關係を忘れ不測の災害に陥り進退維谷まり煩悶の狀見るに堪へざるものあり今退て之が原因結果を探究し冷靜以て之を觀察するときは爲に悚然として他日に對する警戒の一助となるものなしとせず然れども又時と所とに依り稍々一定の方針運行あり其差違は素質に存せずして度合に在り、請ふ少しく之を辯ぜん

抑々資金投下有價證券の場合に二種の目的あり一は利殖の爲にする者にして之を真正の所有と云ひ、一は其投資せし有價證券價格の昇降に乗じ輪靡を決せんと欲する者にして之を投機的所有とす、夫れ然らば則ち前者は變動少くして基礎確實なる者例へば富強なる國家の發行に係る國債證券の如き者を好み公債

資金投下の目的

有價證券  
の増加

投資の選  
擇

と雖も貧弱國の發行に係る者は確實なる株式より却て變動多し後者は會社株券の如く變動多き者を尙ぶは蓋し其常情なり然りと雖も人性誰か慾望あらざらん又時として市場に一種の傳染質の嗜好を惹起し老若男女貴賤僧俗億兆皆同一の物を同時に得んと欲するの事情を發生し附和雷同妄想狂奔事體常套を脱却し收拾す可らざるの混亂を生ずることなしとせず彼の有名なる「チュエーリップ」投機「シンビー」經畫南海泡沫の場合の如き誠に之が好例なり往時に於て既に斯の如し況んや方今諸國に於て巨大にして且つ火急なる公債國債地方債共の増加蒸氣及電氣の使用の爲に生じたる工商未曾有の發達及株式會社の増加の如きは資金の放下及投機器具の供給を増加せしこと實に往年の比に非ざるに於てちや投機境域の廣大なる又昔日の比に非ざるなり大勢斯の如くなるを以て有價證券の取扱ひ自然に専門的となり市場に有價證券仲買なる者顯はれ公衆の爲め其性行地位に適應する所の證券を最も有效に得んことを勤む則ち例へば或金高を以て或期間中最大の歳入を得んと欲する者の爲には年金證書を選ひ靜かに後年の謀を爲んと欲する者の爲には利率輕きも確實なる公債證書を求め投機的顧客の爲には株券此種の顧客は最も鑛山株株に金銀鑛に傾くを需むるが如し

### 第二節 意向と實利との關係

最近佛國  
に於ける  
選投の變

内外債に  
對する國  
民の意向

以上説く所のものは投資大體の情勢なり然り而して時勢の趨向に依り又投資の趨勢を異にす今西曆千八百七十年以來佛國投資の情況を見るに當時佛國政府の公債募集巨額なりしが爲め公衆は其所有の有價證券殊に外國有價證券及鐵道株を賣却し八十二乃至八十四の割合にて五分利公債に乗替へ西曆千八百七十七年露土戰爭に際しては七十三の割合を以て巨額の露國五分利公債に應じ當時佛人は伊を露に乗替へたり兩者の間に利子に於て一歩弱の差違の存するを示す而して後年佛國は五分を三分に露國は五分を四分に借替へたり由是觀之佛國公衆が自國の公債と其同盟國たる露國の公債との間に差違を置くの梗概を知るを得べし元來公債價格は自國に於て高く他國に於て低きを當然とす彼の米西戰爭の當時四分利付西班牙外國公債は巴里に於て三十に下落し三分二厘内債はマドリッドに於て四十五の價格を保てり即ち前者一割三分三厘三毛後者は七分一厘一毛の利に當り其逕庭亦甚しと云つべし然るに我國公債が常に外國市場に於て内國に於けるより高價を占る所以のものは彼我利率に常恒の差違あると我國の信

心は利益の觀念に勝つ能はず

用が四海に普きを證するに足れり。晚近露佛の間には一種の關係ありて露國の信用は他國に於けるよりは佛國に於て高きは其常體なりと雖も心事の傾向は利益の觀念に勝つ能はず以て深く恃みとするに足らざるなり。即ち知る彼の米國南北戦争の起るや佛國の意向は固より南方にありしと雖も其事實は北方の六分利公債の應募を妨げず佛國人民は之に應じて好箇の利益を得たり又一種の恐怖心は高利の甲國より低利の乙國へ資本を移すことあり即ち西曆千八百九十三年北米合衆國に於て銀黨大に跋扈し貨幣本位の基礎危殆に陥るや合衆國資本家は自家所有の弗の價格下落せんことを恐れ之を磅に切り其資本を倫敦に移せし者少なからず然れども西曆千九百年三月十四日の法律を以て金本位確立せらるゝに當り多くは米國に復歸せり

市場の變遷

元來佛國市場は之を外國に比し倫敦は主として内外事業に放下し、柏林は投機的にしてハムボルヒは倫敦に彷彿たり、中正保守の性質を帶ぶと雖も前記の如く資金を低利なる自國の公債に放下し而して地方債亦比較的に低利にして殆ど貯蓄を維持獎勵するに足らざるに至り資金自から會社殊に古參の銀行及保險會社の株式其他社債券に向ふの傾を生ぜり蓋し是れ市場の常情なり、事是所に止まれ

危險の始まり

は即ち可なりと雖も今一步を進んで諸會社の新設新事業の開設に及ばんとするときは特に注意を要するの期に達せしものなり、彼の總組合ゼネラル、エーニオン、セクシタン銅組合、リオチント、鑛山會社等其終を全うせずスエズ運河及鐵道株も亦豫期の利益を生ぜず、西曆千八百九十五年以來大に流行せし「ロフ」「エフ」「スキ」等の諸會社も非常の不結果を生じ終に第四十六表に表すが如き否況を呈し市場漸やく其情弊に厭き再び中止の態度に歸り常態に復せり

### 第三節 豫期の勢力

元來有價證券の價格は其生ずる所の利益の多少に依て決せられ其重き者は從て需用多く其輕き者は隨て需用少きは當然の理なりと雖も公債の場合に於ては其發行者の貧富強弱情況等に由り自から其價格に異同あるは論を俟たず株式の場合に於ても其事業の成否の豫想、會社管理の巧拙、基礎の強弱、特權の有無及其程度等自から割賦外に其價格に影響するものなしとせず、今之を事實に徴するにド、リネツか鑛山會社の如きは西曆千八百九十七年以來未だ曾て一厘の割賦を爲さずと雖も同千九百三年二月には五百法の株券は千百法を價し、其他佛國興業銀行、

巴里エヂソン電氣會社の實況左の如し

第三十二表

佛國興業銀行	西曆千九百一年	同千九百二年十月	同千九百五年
エヂソン電氣會社	割 二六分	株式 七四五	割 二七分
アルヂー銀行	割 三五	株式 六八五	株式 七二〇
	割 三三	價格 九八五	株式 七七〇
		價格 四三、八一	價格 一、四七〇

由是觀之西曆千九百一年には利廻り第一に於て三分五厘、第二五分一厘、第三三分四厘、同千九百五年には第一三分七五、第二五分二〇、第三三分にしてアルヂー銀行の信用は實に佛蘭西銀行を凌ぐの勢力あり豈に盛ならずや

第三十三表

社名	西曆千八百九十九年		同千九百二年	
	割賦	株式價格	割賦	株式價格
ウエストフアリアボートランド、セメント及石灰製造會社	二五分	三一、七五	〇	一一、二五
セメント及石灰製造會社	二五、〇〇	二九、〇〇	〇	一〇五、〇〇
ノイス製造會社	二四、〇〇	二二、〇〇	〇	〇
オイブチヒキルヒ株式會社	二二、〇〇	二五八、〇〇	〇	〇
サンダルハウシエル機械製造會社	二二、五〇	二九八、五〇	〇	〇
グツセルドルフ機械建築會社	一六、〇〇	二一三、七五	〇	〇
ニルシヤス及ブリ	二六、〇〇	四〇六、〇〇	〇	〇
マイレ化學製品製造會社	一四、〇〇	二二〇、〇〇	〇	〇
ランドシヨッフ及メルグ	一二、五〇	一八六、〇〇	〇	〇
ルナワ化學製品製造會社			六、七二	六、五四

由是觀之割賦の輕重は大體に於て株式價格を左右するの原因たるべしと雖も又以て之が唯一の原因と爲すを得ず、投機の術亦難い哉

第四節 投機と資力との關係

又投資の選擇方法は其當を得るも資力缺乏の爲め多大の損失を被る場合あり請ふ少しく之を辯ぜん、曾て佛國に少壯有爲機敏にして而して且つ偉大なる觀察

力を有する某投機者あり、市場の趨勢を洞察し、西班牙鐵道株の騰貴購入價格より倍となれり、に乘じ之を賣却し、巴里、里昂、地中海線株の巨額の先物を購入せしに果せる哉、購買株は三倍の騰貴を見たり、然るに購入巨大に失し、期日に至り金融の道を得ず、其差分を拂ふ能はずして、事終に失敗に歸せり、抑々投機は多大の危険を包含するは論を俟ずと雖も、買進の危険夫れ斯の如し、若し夫れ賣却の如きは更に一層の危険を増すものと云ふべし、何となれば前者の損失は自己の支拂ふべき金額に止まり、其停止するを知るを得而して、其株式は零價以下に降るを得ずと雖も、後者は自己所有以外の物件を賣却し、而かも其物件は流用代替を許す能はざる所の特定物なれば、其損失の程度奈邊に止まるやを知る能はざればなり、慎まざればある可らず

## 第十二章 恐慌

### 第一節 恐慌の豫防及之に對する處置

#### 第一目 豫防

恐慌の遠因及近因に就ては諸家の論ずる所粗々其要を盡せり、故に今其詳細を

之に譲り一躍以て其豫防策に就き一言せんとす、西諺に曰く、救濟の萬滴は豫防の一滴に若かず

と宜なる哉、大公曰く、涓々たるを塞がずんば、將に江河と爲んとす、熒々たるを救はずんば、炎々たるを奈何せん、と眞なる哉、夫れ投機の應を起すや、果當初投機は物價變動の果なり、より因後昆、恐慌の因となる、に入り市場生死の域に迷ふ而して起應の始めは行因の利那なり、一髮の間禍福を分つ察せずんば、ある可らず、抑々恐慌に際會し銀行の最も苦む所のものは、預金の引出にあり、而して公衆の憂ふる所のものは、預金最後の損失に非ずして、必要に應じ之を引出すの難易にあり、故に預金引出の請兼に應ずること容易なれば、銀行は恐慌を感ぜず、公衆亦疑懼の念を抱くなし、輒近來國に於ては、國立銀行中相當の規定を設け、自己の過失に非ずして不時の取付に逢ふときは、預金を他行へ移し、共同の力を以て之を支ふべしとの説あり、又以て一考の値なしとせず、然れども、移替を以て債權者の利益を害するの結果を生ぜしむ可らず、其間合意の成立するを穩當なりとす

抑々預金の取扱に就ては、六章第一節に於て、少しく之を述べ、稍や其要を盡せりと雖も、其所論の如きは、主として平時に處するの道を講ぜしものにして、事變に應

ずる爲には尙ほ一層の注意を要するは勢の然らしむる所なり。元來預金事務に就ては銀行は其根底に於て他の事業に於て曾て見ざる所の一種の特色を有す然るに世人之を怪まず、銀行亦深く此點に留意せざるもの、如し請ふ少しく之を辯せん

今定期は暫く之を措くも當座は請求次第之を拂戻さざるを得ず、然るに銀行は之を期限付割引貸付に放下し義務は即時となり權利は有期となり兩者の間氷炭相容れざるもの有りて存ず然るに只實地の必要と銀行の精巧なる平時に於て拂戻に差支を生ぜざらしむるとの事實に依り世人深く之を咎めず然りと雖も元來恐慌は事變に屬す豈に常時に處するの道を以て之に應ずるを得んや、然らば即ち之に備ふるの道如何、今劇かに預金をして盡く定期たらしめん乎、是れ世の需用に應ずる能はず銀行の用其半を失ふものにして事實爲し得べきの業に非ざるなり、果して然らば其放下をして盡く通知貸即ち一呼現金に替る者とせん乎、是れ亦爲し得べきの業に非ざるなり、是に於て乎近時此兩者を折衷斟酌し定期は之を六箇月若くは一箇年とし少しく其利子を高うし、當座は成るべく之を通知貸デニンドローンに放下すべしとの説起れり、是れ我國に於て行はるゝ所の主義に於て多く

異なることなしと雖も今一步を進めて定期の利を厚くし當座の利子は大に之を減じ當座預金は成るべく低利なる通知貸又は短期の割引割引は再割引を受くる便あり然れども之れ未必條件なるを以て短期に止むべきものとす貸付に使用し定期預金の放下を以て銀行の維持固本の基を立て當座を以て業務の發達伸張の術を講ぜば彼是其所を得以て恐慌に備ふる一層厚きを加ふべし、然りと雖も抑々通知貸なる者は其素質上緩急に非常なる差違ありて利率に於ても多大にして且急劇なる變動あるを免れず、請ふ其概況を左に表出せん

第三十四表 各年一月に於ける通知貸最高率(米國)

西曆年次	利率	西曆年次	利率	西曆年次	利率	西曆年次	利率
千八百七十年	七 <sub>分</sub>	千八百八十一年	六 <sub>分</sub>	千八百九十二年	五 <sub>分</sub>	千九百三年	一五 <sub>分</sub>
七十二年	六五	八十二年	五一	九十三年	七	九十四年	四
七十三年	九〇	八十三年	一二	九十四年	一五	九十五年	五
七十四年	一一	八十四年	三	九十五年	一五	九十六年	六
		八十五年	一五	九十六年	一〇	九十七年	七
						恐慌期	
						參看	

七十五年	五	八十六年	五	九十七年	二	八年	一八
七十六年	七	八十七年	八	九十八年	六	九年	七
七十七年	一一	八十八年	六	九十九年	六	十年	七
七十八年	九〇	八十九年	八	千九百年	一二	十一年	七
七十九年	六	九十年	四五	一年	六		
八十年	三一	九十一年	九	二年	一五		

當年三月分八月十二月十期

最近米國に於て信託會社中には其資金の大部分を會社の整理及起業の爲に放下するを危険とし定期に比較的高利を約し前記の方針を採る者少からず中央及西部諸州の銀行此方針を採る者多し英國に於ても亦郵便貯金の一口五十磅以下及労働組合の預金西曆千八百九十二年に於ては前者五千二百二十萬磅後者六百萬磅には二分五厘西曆千九百三年以降の公債利子と同率なり其他同年に於て八千七百八十萬磅には二分の利子を付し以て小額多數五十磅以下八百七十萬人五拾磅以上八拾六萬人の預入を獎勵し預金の基礎を固うせんとするの議論あり共に預金取扱に一步を進むるものと云ふべし

第二目 恐慌に處する大體の方法

預金の取扱に注意すること既論の如くなれば恐慌の災を輕うすることを得るは疑を容れずと雖も抑々市場に恐慌あるは猶ほ人體に疾病あるが如く時に或は免れ能はざる所のものあり苟くも其徴候の起るあり又は實際に破綻の生ずるあらば各々其原因を探究し豫防若くは救治の策を施さざるを得ざるは論を俟たず元來恐慌なる者は之を人體に例ふれば神經過敏劇發、狂騒等の如く各々狀を異にし、度合を同うせずと雖も應急手段に於ては殆ど一定の方法ありて當初先づ鎮壓劑を用ひ神心を鎮靜せざる可らず即ち其初期に於ては銀行の利率を高め中央銀行の如きは其效驗を大ならしむる爲め利率を引揚るに先ち市場より資金を借入るゝことあり以て投機者流の跳梁跋扈を抑制し、附和雷同無辜無識の輩の深淵に墮むを防止し不幸にして事破れ勢窮り緩急を問ふの違なく玉石共に碎くるの境遇に際會しては中央銀行及其他の有力なる銀行は特に各會社各人に付き其確實なる哉否哉を探知し救ふべきは之を救ひ、助く可らざるは之を自然に放任し以て淘汰を施すの必要あり然らざれば億萬圓の巨資を有する商賈と雖も一朝僅々五萬圓若くは十萬圓の負債辨済に差支へ支拂停止の悲運に遭遇することなきを保

中央銀行  
の貸出

せず若し銀行保險會社等の如き者にして斯の如き不幸に陥ることあらん乎其影響の及ぶ所廣大にて事情紛糾收拾す可らざるの混亂を惹起するは之を史乘に徴し歴然として争ふ可らず故に不幸にして破綻を生ずることあらば中央銀行其他の大銀行は玉石を甄別し利率は固より高きを得ざるも大に門戸を開き其助くべきは之を救助せざるを得ず今一例を引きて利率變更の急劇なる事實を示さんに西曆千九百五年十一月中には紐育に於ける通知貨の利率は平均一割なりしに一時最高二割五分乃至二割七分に達し同時に六十日間の貸付利子の最高は八分にして十二月に於ては通知貸利率一時十二割五分に上騰し同日六分に下降せり其他の例證は普通の銀行論等に材料滿々たるを以て復た之を茲に噉々するを要せず拙著經濟史眼第十六章第二款參看と雖も英獨等二三の國に於ける實驗を瞥見する亦無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を述べん

## 第二節 英國の恐慌

### 第一目 西曆千八百十年の恐慌

英國は古き貿易國なるを以て恐慌に關する材料甚だ多し然れども古今自ら其

勢を異にし遠く數百年前に遡り之を論ずるを要せず西曆第十九世紀中に起りし者を略陳するを以て足れりとす其第一の者を西曆千八百十年の恐慌とす此恐慌は南米諸國の獨立の爲め市場新たに開け之に對する投機事業の破綻より生ぜしものなり當時西葡兩國ナポレオンの壓迫を受け國勢振はず南米領土の人民之を機とし西曆千八百七年獨立を唱へたり英國商賈奇貨措くべしと爲し新地に對し非常の投機を試み上下之に沈酔し諸銀行の如きも全く其處置を誤り甚きに至りては僅かに百磅の資力を有する使用人雇傭人等に五百磅乃至千磅の融通を爲し以て大に投機を煽動せり是に於て西曆千八百十年終に破綻を生じ同年八月に至り曾て基礎鞏固の名を得たる西印度商會先づ倒れ取引先銀行終に支へず其支拂を停止し商となく工となく多少の影響を受けざるはなく收拾す可らざるの情況を呈し投機の一目的物たる西國領羊毛の如きは實に五割の下落を示せせり

### 第二目 西曆千八百二十五年の恐慌

次に述べべき恐慌は西曆千八百二十五年の其なり前記恐慌後十數年間は市況頗る平穩なりしも晴雨相次は宇内の常勢にして往年の警戒を忘れ西曆千八百二十四年に至り投機漸やく萌芽を發し大に其勢を逞うし鐵道運河鑛山瓦斯事業等



に狂奔し一朝にして結社六百二十四個其公稱資本額三十七億二千萬圓の多きを見るに至り物價の騰貴甚しく怖るべきの情況を呈せり。然るに銀行は警戒を加ふるの模様なく却て其紙幣を發行して投機者流を援助し終に支へず非常の取付に遭遇し勢ひ收拾す可らず。英倫銀行も之を見て狼狽措く態はず急に其門戸を閉ぢ玉石を識別せずして一般に手形の割引を拒絶せしを以て融通頓に塞がり西暦千八百二十五年十一月二十二日プリモスのエルフォルド銀行其支拂を停止し次でヨロクシアのウエントウルス會社、倫敦のホール會社等亦立たず其他三四の倫敦銀行の倒産を生じ地方銀行の斃るゝ者六十有三の多きを見るに至れり。是に於て事の容易ならざるを見、中央銀行も政府の勸誘に應じ玉石を甄別し融通を計り西暦千八百二十五年八月流通高千九百萬磅より翌年二月流通高二千五百萬磅まで漸次紙幣の發行高を増し開放主義庫中の一磅紙幣を發行せしは此時なりを採りて銀行商賈等を援け緩かに市場を鎮定するを得たり。因に云ムケムブリデオキスフォルト、ノルフォルク等に於ては銀行が店頭に於て見せ金を爲せしのみにて恐慌治ま

第三目 西暦千八百三十七年及九年の恐慌

前記恐慌後市場頗る平穩なりしが西暦千八百三十六年に至り市場漸やく活氣を呈し終に其則を踰へ同年より翌年に亘り銀行、保險、鐵道、運河、瓦斯、鑛山等の事業の爲め結社の數約四百に達せり而して西の方米國を望めば投機最も劇しく次で銀行、商工等の倒産する者約二百五十に達せり。當時英倫銀行の處置當を得ず株式銀行の裏書したる手形は總て其割引を拒絶し、在リパブル支店に訓令して米國取引に關する商賈の手形は總て之を割引すること勿らしめたり。是に於て恐慌益々甚しく中央銀行の正貨在高西暦千八百三十四年の九百五十萬磅より減じて同千八百三十七年二月には僅かに四百七萬七千磅となれり。當年の傷痍未だ癒へざるに爾後凶歲引續き加ふるに米國の市場尙ほ靜穩なるを得ず西暦千八百三十九年に至り復た一小恐慌を來し同年九月に至り英倫銀行の正貨在高僅々二百八十一萬餘磅となり佛國より二百萬磅の借入を爲すの奇觀を呈し年初以來三分半の利子歩合十月に至り六分となるに至れり。

第四目 西暦千八百四十七年の恐慌

爾後十數年市場頗る平穩にして遊資の放下を需むる者漸く増加し中央銀行の正貨在高二千萬磅を超過し公債證書は平價となり西暦千八百四十五年十月には

利子歩合二分半となれり是に於て投機漸やく萌芽を發し盛に鐵道熱を生じ鐵價の如きは西曆千八百四十三年の一噸六七九志四片より漸次に増加し十磅十五志十片同四十五年乃至六年には一〇、六八同四十七年には六二、一〇に下落せりととなり棉花の投機殊に甚しく加ふるに馬鈴薯の不作の爲め穀物の輸入大に増加し頓に其價を降下し當該商賈の倒産する者甚だ多く中央銀行は大藏省證券其他の有價證券擔保の金融を拒絶し市場鬻儲銀行の破綻頗る多く終に銀行法の停止を以て纔かに市場を救ふを得たり之を停止の始とす

第五目 西曆千八百五十七年の恐慌

次の恐慌は西曆千八百五十七年に起れり當時前記の恐慌より歲月漸やく隔り所謂咽下一降其熱きを忘るゝの譬に漏れず極花生糸砂糖製茶獸油の如き商品に對する投機漸やく盛にして米國亦同様の情態を呈し銀行の倒産する者百十五を數へ餘波忽ち英國に延及しリバプールの、ボロー銀行先づ倒れ一條の導火線となりて英國金融市場の秩序を紊亂せり是に於て英倫銀行は西曆千八百五十七年十一月四日利率を八分より一割となし八月廿九日に五分半より八分となせり尋て十二日に至り銀行法の停止を請ひ有價證券擔保の貸付を二千四十萬餘磅より三

千百三十五萬餘磅に増加し割引を年初の八百八十五萬餘磅より千七百七十八萬餘磅十一月四日には千百餘萬磅十一月には千三百萬餘磅に増加し纔かに市場を鎮定することを得たり實に此恐慌の程度は翌年一月前記商品の價格に於て二割乃至三割の下落を示せしを以て之を卜するに足れり

第六目 西曆千八百六十六年の恐慌

前記恐慌以後西曆千八百五十八年より市場漸次に恢復し同年より同千八百六十六年に至るまで大小結社の數三百にして公稱資本五十億四千萬圓に達し内同六十六年の開設に係る者七十五社公稱資本六億一千萬圓にして銀行十七個金融會社十二個保險會社九個航海會社二十四個を含めり右の新銀行は主として外國貿易に關係し其成功は専ら外國商況の如何に依りて左右せられて金融會社亦顧客を選ぶの違なく各種の事業の爲め盛んに其手形を取扱ひ所謂走りて地を視ざる者は顧へるの戒に漏れず有名なるオバレンド、ゴールネイ會社を初とし次で英國株式銀行、東亞商業銀行、ニュージブランド銀行會社等銀行の倒産する者都合十有四の多數に達し其他工商の倒産踵を接して起り信用地に墜ち金融の請求英倫銀行に集まり三週以前には五百八十四萬四千磅なりし準備金僅に七十三萬磅

となり如何ともする能はず終に銀行法の停止を請ひ利率を一割五月二日の六分より漸次七分八厘九分一厘に増加し二十三日に至り本文の割合と爲せり)に増加し爾後八十八日間同歩合を保ち有價證券擔保の貸付は千八百五十萬餘磅より三千三百四十四萬餘磅に増加し割引は年初(二月廿八日)の七百二十五萬餘磅より千六百五十一萬餘磅に増加せり(五月三十日)以て恐慌の如何に劇甚なりしを證するに足れり

第七目 西曆千八百六十六年以來の景況

右の外西曆千八百七十八年のグラスゴウ銀行の倒産、英國西部銀行資金停滯資本七十萬磅にして釐山及製鐵事業に五十萬磅を固定し困難に陥れり(同千八百八十二年の凶作同千八百九十年アルゼンタイン共和國への貸付等に付き多少の動搖を惹起し同年のペヤリン會社の支拂停止は事體頗ぶる重かりしと雖も英倫銀行の處置其宜を得西曆千八百六十六年以來は銀行法の停止を見ず而して近年に於ては往時に於るが如く非常劇烈なる恐慌を生ぜず稍々市場不穩の徴を示すも不景氣若くは商業沈滯等の現象を惹起するに止まる又以て一進歩と云ふを得べし

第三節 獨逸に於ける近年の恐慌

第一目 日獨兩國經濟事情類似の點

近時獨逸に於て起りたる恐慌は世の注意を促すもの少しとせず加ふるに該國經濟上の情況は頗る我國に類似し參考すべきもの甚だ多し、抑々該國諸般の經濟施設は事概ね創業に係り會社員に兼務多く商業銀行にして事業會社の新設擴張に關係するも亦少なからず(恐慌前に於て殊に然りとす)事情複雜禍因此所に伏在し西曆千八百八十年代に於て表面繁盛の狀を呈せしと雖も早晩破綻の生ずべきは私かに識者の豫期せし所なりき、果然其徵候は西曆千八百九十九年下半年に於て顯はれ同年十二月帝國銀行は其公定利率を七分なる未曾有の高率に引上げたり、事取引法改正に關係し當時専ら世人の注意を惹けり蓋し定期取引の東縛取引所法第五十條を以て釐山及製造企圖に關する會社株券の定期取引を禁じ其他の證券は會社の資本二十萬馬以上の場合のみ之を認許し製粉機械及穀物類の取引所定期賣買を禁止せり)は大に取引市場に打撃を加へ西曆千九百年四月を以て最高に達せし諸株式等の相場も爾來下落の一方に傾き同年下半年に於る獨逸

經濟界は正に恐慌の状態に陥れり、是に於てか西曆千九百一一年普國政府は議會開會の初に於て恐慌の危懼を過大ならしめざるの注意を與へしと雖も時期漸やく後れ勢ひ既に成りて終に之を如何ともする能はず市場萎靡して振はず有價證券の價大に下落し古來最も安全鞏固なりと信ぜられたる「フランドプロイフォーマルクト」ランドシャフト即ち地主組合の發行に係る債券の市場と雖も尙ほ且つ動搖を免れざるに至れり

### 第二目 恐慌の原因

元來恐慌の原因は内外兩様の差あり蓋し外部の原因とは例へば戰爭若くは政治上の變動又は革命等の如き經濟界以外より來るものを云ひ、内部の原因とは例へば生産の方法貨物及所得の分配貨幣及信用の關係等の如き經濟界内部の一般の組織及作用と相關係するものを云ふ而して獨逸今回の恐慌は内部の原因其主位を占むと雖も亦全く外部の影響なしとせず即ち南阿及米西戰爭、北清事件等は直接間接に獨逸市場に影響し獨逸政府の外國に對する政策殊に通商貿易の關係上に來したる變動の如きは外部の原因を構成す。今回の獨逸の恐慌に就て重要な内部の原因は固より種々の事情ありと雖も之を約言すれば左の如し

- 一 生産超過
  - 二 過度の投機及之に伴ふ過度の投資
  - 三 過度の信用擴張
- 又之を事實に徴すれば
- 一 工業の擴張及銀行の未熟
  - 二 土地經濟が受けたる影響
- 等是なり

今内部の情況に就て之を見其一例とし試に鑛業に就き其概略を述べんに西曆千八百九十五年一月一日より同千九百年四月一日に至る五箇年三箇月間に發行せられたる新鑛山株は四億千九百五十萬馬即ち凡そ一箇年八千萬馬の巨額に達せしに拘はらず株券の騰貴著しく西曆千八百九十五年一月一日に於ける伯林取引所に於て公認せられたる鑛山株の現在高は額面六億六千百萬馬にして其價額七億七千七百萬馬なりしに前記の五箇年三箇月の間に於て凡そ七億馬の騰貴を示し西曆千九百年四月一日には十四億七千五百萬馬となり、前記新發行に係る四億千九百五十萬馬も亦二億八千一百萬馬を騰貴し西曆千九百年四月一日には七

億五千萬馬の價額となれり、是等の騰貴は主として投機に基づき右二口合計九億八千萬馬即ち約十億馬にして五箇年三箇月の期間に於て單に鑛業に關するのみにても全く投機の爲に需要せられたる金額は一箇年に凡そ一億八千萬馬に達せし割合なり、今之に前記新鑛山株發行高一箇年の平均額凡そ八千萬馬を加ふれば右の期間に於て鑛業の爲に資金の需用を増加したる平均年額は實に二億六七千萬馬の巨額に上るの計算なり、由是觀之當時同國に於ける事業の膨脹並に投機の盛なりし一斑を知るに餘りあり蓋し工業と投機とは親密なる關係を有し工業株券の如きは動もすれば投機の目的物となり其賣買及所有に依りて行はるゝ所の投機は廣く一般公衆の間に行はれ投機取引中頗る重要な範圍を占め工業株券の相場は以て市場の盛衰を卜するに足るものとす

第三節 株式相場と工業との關係

斯の如く工業株券の相場が工業の狀況に依りて左右せらるゝと同時に工業も亦工業株券の相場高低の影響を受け爲に浮沈を免れず即ち工業株券の投機賣買繁昌を極め其價格騰貴するときは之が爲に或は新會社の設立を促し或は既設會社の増株となるを通例とす、然れども其目的事業の擴張、需給の調和に非ずして單

株式及増資の結果

に拂込金額と市價との差増を益せんとするもの又は英語に所謂「ウヲトリン、ストック」即ち株式水膨の如き惡弊は到底其終を全うする能はざるは論を俟たず不幸にして當時獨逸に於ては是等の事例に乏しからず其結果配當の増加を要し從つて營業範圍の擴張を求めざる可からざるの事情を生ぜり、然るに收益は漫然之を増加するを得ず投機の時機に際しては競争盛にして收利少く到底眞實なる方法に依りて其目的を達するを得ず、情窮まり勢屈し遂に破綻を來し恐慌を生ずるに至るは殆ど其定數なりとす、是れ増資の場合のみならず新株發行の場合に於ても亦屢々見る所の現象なり、當時獨逸が是等事情の下に使用したる資本及信用は非常の巨額に達したるは既述に依りて之を想像することを得而して此處に注意すべきは資本及信用の使用をして工業の膨脹より來るものたらしめば之が爲に生産の増加を生じ其過度なるに方りては供給に過剩を來し其價格下落して新需用を生じ自然に需給の調和を誘發すべしと雖も過度の投機に基ける資本及信用の使用に至りては毫も斯くの如き實質的結果を生ずることなく信用の使用一たび膨脹せば其彌縫の爲め愈々其度を強むることとなり、然れども其經濟界に及ぼす所の終局の結果に至りては相類して大差なし

第四目 生産超過

今又生産過度の點に就て之を見るに其之を來たすべき場合は概要左の如し

- 一 過剰生産の處分に苦むこと
- 二 消費力の減少
- 三 需給の關係其調和を失ふこと

等是なり。當時獨逸に於ては是等の原因盡く具備せり而して是等の事項は互に因となり果となり實際に於ては事情頗る錯綜す例ば生産者か其生産物の過剰を處分し得ざるの結果は其收益の減少となり以て事業の縮少を來すべく事業の縮少は勞働者の需用を減じ其消費力を減少し併せて生産者の消費を減ず而して是等消費力の減少は更に生産物の過剰を來すに至ること必然なり

斯の如く經濟上の變動は一進一退前後相伴ひ諸般の事情相合して其勢を急ならしむるの傾向あり例へば市況の上向に方りては世人は單に其上向を見るに止まり其他を顧みず買手群出して大に市價を昂騰す之に反し下向に方りては賣手群出して賣崩の勢を劇烈ならしむ而して市場の狀況は向上に對する冀望より向下に對する恐れ一層甚しきを通例とす故に下向に方り生産者争ふて其貨物を賣

却せんとするも容易に之が買手を得る能はず是れ必ずしも其貨物に對する需用者なきが爲に非ずして買はんを欲する者が其貨物を引き取るに方りて其買入價格を以てしては勿論假令其價格を引下ぐるとも尙ほ或は再買者を得る能はざるに至らんことを恐るゝに因るなきを得ず是に於てか向下期に於ては商業の最大要素たる信用行はれず其結果延ひて實際生産の過剰を生せざる工業と雖も尙且つ其影響を免るゝことを得ざるに至るは蓋し免れ難きの數なりとす、今回の恐慌に際し獨逸の織物業、化學的工業製紙業等の如きは即ち其好例なり、元來斯の如き場合において假令實際に於て需用供給其平衡を保ち得る者と雖も市場に於ては兩者の關係に調和を失す況んや事實需給の平を得ざる者に於てをや是に於てか企業心の崩壊となり之に伴ふて銀行の引締りを來たし更に信用の動搖を惹起するに至るに必要な情勢なり即ち今回の恐慌に於て是等事項併發し互に因となり果となり有名なる獨逸恐慌となりしは世人の認て疑はざる所なり

第五目 恐慌の結果

當時獨逸恐慌の原因概ね斯の如し今一步を進めて其結果に就て之を見るに諸般の事業多少の影響を受けざるものなし其主要なる者の配當の實況は左の如し

第三十五表

紙 麻 毛 金 陶 鹽 鏡 石 化 學 品 製 造 事 業	類 織 業 品 製 業 業 業 業 業 業	及 物 製 業 業 業 業 業 業	電 機 氣 事 業 會 社	機 械 製 造 會 社	セ メ ン ト 會 社	製 造 及 電 氣 事 業	西曆千八百九十九年				同千九百二年					
							無配當	五分マデ	五分以上	一割以上	無配當	五分マデ	五分以上	一割以上		
一	二	四	七	〇	〇	四	三	一	一	四	三	一	一	四	三	一
三	八	四	五	五	二	二	六	二	二	六	一	四	二	六	一	二
五	一	五	〇	五	三	一	八	九	五	一	三	二	〇	一	二	〇
五	四	二	一	三	二	〇	三	六	〇	八	一	八	一	五	四	〇
一	〇	二	四	三	一	一	七	三	〇	一	九	六	〇	一	九	六
二	一	一	七	三	〇	二	五	四	〇	一	〇	二	八	一	二	四
四	八	二	一	一	二	七	六	一	一	八	三	三	八	三	三	三
十	三	三	六	三	三	〇	四	二	一	六	〇	五	四	六	〇	五
三	二	〇	四	三	〇	二	五	四	一	〇	六	二	四	〇	六	二
〇	一	一	〇	三	一	三	八	三	一	〇	四	〇	四	〇	四	〇

第四十三表

紙 麻 毛 金 陶 鹽 鏡 石 化 學 品 製 造 事 業	類 織 業 品 製 業 業 業 業 業 業	及 物 製 業 業 業 業 業 業	電 機 氣 事 業 會 社	機 械 製 造 會 社	セ メ ン ト 會 社	製 造 及 電 氣 事 業	西曆千八百九十九年	同千九百二年
一	二	四	七	〇	〇	四	三	一
三	八	四	五	五	二	二	六	二
五	一	五	〇	五	三	一	八	九
五	四	二	一	三	二	〇	三	六
一	〇	二	四	三	一	一	七	三
二	一	一	七	三	〇	二	五	四
四	八	二	一	一	二	七	六	一
十	三	三	六	三	三	〇	四	二
三	二	〇	四	三	〇	二	五	四
〇	一	一	〇	三	一	三	八	三

紙 麻 毛 金 陶 鹽 鑛 石  
 業 類 屬 磁 器 及 鐵  
 及 物 並 製 玻 璃 業 業  
 類 綿 業 品 業 業 業

一	二	四	七	〇	〇	四	三
三	八	四	五	五	二	二	六
一	五	五	〇	五	三	一	八
二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	〇	二	四	三	一	一	七
二	五	一	一	七	三	〇	二
二	五	一	一	七	三	〇	二
四	八	二	一	一	二	七	六
一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	二	〇	四	三	〇	二	五
〇	一	一	〇	三	一	三	八

第四十三表

株式會社	西曆千八百九十九年同千九百二年		株式會社	西曆千八百九十九年同千九百二年	
	株式	價格		株式	價格
セメント製造業	三〇七、七五	二〇一、五〇	マツセン 鑛山會社	一六八、〇〇	一〇七、八〇
ウエストフアリア、ポルトランド、セメント及石灰會社	三一一、七五	一一一、二五	ヒベルニヤ 鑛山會社	二二一、六〇	一七八、二〇
鷹印獨逸ポルトランド、セメント製造會社	二九〇、〇〇	一〇五、〇〇	シュワイレル 鑛山組合	二四〇、〇〇	二二四、一〇
ステツチネル、カモツテ製造會社	四一一、〇〇	二六三、五〇	鑛山及鐵業		
ヘムモール、ポルトランド、セメント製造會社	二一一、〇〇	九一、五〇	シヤルケル 鑛山及鑄鐵會社	五八八、〇〇	三四五、〇〇
ステツチン、グリストウエルポルトランド、セメント製造會社	一六五、〇〇	三五、〇〇	蝶番、挾金等製造會社	三六四、五〇	一四八、〇〇
ウヱツキング、ポルトランド、セメント製造會社	一九一、八〇	七四、九〇	ガスウアイテル 鑛鐵會社	三一六、二五	一四二、五〇
アルゼンポルトランド、セメント製造會社	三〇七、七五	二〇一、五〇	ブリンセンバハ 鑛山會社	二〇八、〇〇	四八、〇〇
ヘキストル、ゴナナルハイム、ポルトランドセメント製造會社	一四六、〇〇	四〇、〇〇	ロムバハ 鑛鐵會社	二七六、七五	一五〇、二五
機械製造業			ハルゼル 鑛鐵會社	二〇四、五〇	七八、五〇
野戰用及輕便軌鐵製造會社	二六四、二五	一一七、四〇	ビスマルク 鑛鐵	二〇七、二五	九九、〇〇
アルキミデー式機械製造	二六二、五〇	二六二、五〇	ウエストフアリヤ 鑛鐵會社	一一九、〇〇	一一二、〇〇
ブラオンシュワイグ 機械建築會社	一九二、二五	五二、五〇	デーレンナキソン 鑄物會社	二八〇、五〇	一八二、一〇
プレストラウ、リンクケ車輛製造會社	二八九、五〇	一六〇、〇〇	フリードリヒウケルヘルム 鑄鐵會社	二二二、〇〇	一一九、〇〇
グツセルドルフ 機械建築會社	二二三、七五	七五、〇〇	カールロツタン 鑄鐵會社	一八〇、二五	七六、三〇
アイゼンアヒ 造船會社	一四五、〇〇	四三、〇〇	ミロウイセル 鑛鐵會社	二八一、七五	七九、九〇
フロインド 機械製造會社	四二五、〇〇	二八五、〇〇	ヘルデル 鑛山鑄鐵組合	一六一、〇〇	八七、〇〇
ライプチヒ、キルヒネル株式會社	二五八、八〇	九〇、七五	ライン、ネツツト 鑛山會社	二二五、一〇	一四一、七五
伯林ルードウツキ、ローエウエ株式會社	四一一、〇〇	二四六、〇〇	ウイツテネル 鑄物會社	二五九、〇〇	一五三、〇〇
ノイア 製鐵會社	二二〇、〇〇	一〇一、七五	鹽業		
オツテンス 製鐵會社	一七四、五〇	七二、五〇	集合鹽素業	二二五、五〇	二〇四、五〇
サンゲルハウシエル 機械製造會社	二九八、〇〇	一七〇、二七	イゲストル 鑄鐵會社	一四一、〇〇	一三七、八〇
電氣事業			アツセルスリーベン 鹽素業	一五七、〇〇	一四五、五〇
タム 電氣會社	二一一、〇〇	〇、四〇	チーデルハール 製鹽會社	一一六、〇〇	九八、七五
旭 電氣會社	一九一、〇〇	八、〇〇	陶磁器及玻璃業		
シュツケルト 電氣會社	二四七、六〇	七〇、二五	アンナール 磁器製造	一三三、二五	七二、五〇
コローン 電氣會社	一三四、〇〇	一八、五〇	獨逸磁器製造	九〇、二五	四四、二五
共通電氣會社	二六七、八〇	一六三、三〇	シツチエンドルフ 陶器製造	八四、〇〇	三四、〇〇
大陸電氣會社	一三、二五	三五、二五	金屬製品		
ミツキス及グネスト 電氣會社	二〇九、五〇	一二四、〇〇	家具文房具製造組合	二六〇、〇〇	七二、二五
ライメール 會社	一四七、二五	六七、〇〇	條鐵車輪等製造會社	二六五、七五	一〇八、七五
電業會社	一五〇、二五	八〇、〇〇	獨逸磁器製造會社	二九三、〇〇	一六五、〇〇
ボーエゼー 蓄電氣製造會社	一四三、〇〇	六八、〇〇	ウケルヘルム、チルマン 建築鐵材	二〇三、五〇	八三、五〇
化學品製造事業			ライン金屬器具機械製造會社	一九三、七五	七五、〇〇
上シュレスウキゲ 炭及化學品製造會社	一七三、〇〇	一一五、六〇	鍍印金櫃製造會社	一八三、五〇	七二、五〇
ルシヤス及リリグ 色素製造會社	四〇六、〇〇	三六〇、〇〇	ハイン、リーマン 株式會社	二五四、一〇	一四六、〇〇
マイレル 化學品製造會社	二二〇、〇〇	一八一、〇〇	毛類業		
グリースハイム 化學品製造會社	二六〇、〇〇	二三三、〇〇	フレイメン 毛類取引所	三三九、〇〇	二〇二、五〇
クニリーナウ 化學品製造會社	一八六、〇〇	一五〇、〇〇	北獨逸羊毛及毛絲製造會社	二〇七、九〇	一三九、〇〇
化學的物産製造同盟	一六七、五〇	一三七、七〇	スチール毛絲製造會社	一九一、七五	一四三、〇〇

石炭

チカ

七五



機械製造業	野戦用及輕便軌鐵製造會社	二六四、二五	一一七、四〇	ハルゼル製鐵會社	二〇四、五〇	七八、五〇
	アルキミイヂー式機械製造	二六二、五〇	二六二、五〇	ビスマルク鑄鐵	二〇七、二五	九九、〇〇
	ブラオンシュワイグ機械建築會社	一九二、二五	五二、五〇	ウエストフアリア鋼鐵會社	一二九、〇〇	一一二、〇〇
	プレスラウ、リンク車輻製造會社	二八九、五〇	一六〇、〇〇	フリードリヒウエルヘルム鑄鐵會社	二八〇、五〇	一八二、一〇
	グツセルドルフ機械建築會社	二二三、七五	七五、〇〇	カールロツタン鑄鐵會社	一八〇、二五	七六、三〇
	アイゼンアヒ造船會社	一四五、〇〇	四三、〇〇	ミロウイセル製鐵會社	二八一、七五	七九、九〇
	フロインド機械製造會社	四二五、〇〇	二八五、〇〇	ヘルデル礦山鑄鐵組合	一六一、〇〇	八七、〇〇
	ライプチヒ、キルヒネル株式會社	二五八、八〇	九〇、七五	ライン、ネツツー礦山會社	二二五、一〇	一四一、七五
	伯林リードウツキ、ローニエウエ株式會社	四一一、〇〇	二四六、〇〇	ウイツテネル鑄物會社	二五九、〇〇	一五三、〇〇
電氣事業	ノイア製鐵會社	二二〇、〇〇	一〇一、七五	鹽業		
	オツテンス製鐵會社	一七四、五〇	七二、五〇	集合鹽業	二二五、五〇	二〇四、五〇
	ツンゲルハウシエル機械製造會社	二九八、〇〇	一七〇、二七	イゲストルッフス製鹽業	一四一、〇〇	一三七、八〇
	クーム電氣會社	二一一、〇〇	〇、四〇	アツセルスリートペン鹽業	一五七、〇〇	一四五、五〇
	旭電氣會社	一九一、〇〇	八、〇〇	チーデルハール製鹽會社	一一六、〇〇	九八、七五
	シュツケルト電氣會社	二四七、六〇	七〇、二五	陶磁器及玻璃業		
	コローン電氣會社	一三四、〇〇	一八、五〇	アンナールヒ磁器製造	一三三、二五	七二、五〇
	共通電氣會社	二六七、八〇	一六三、三〇	獨逸磁器製造	九〇、二五	四四、二五
	大陸電氣會社	一三三、二五	三五、二五	シツチェンドルフ陶器製造	八四、〇〇	三四、〇〇
	ミツキス及グネスト電氣會社	二〇九、五〇	一二四、〇〇	金屬製品		
	ラーメーニル會社	一四七、二五	六七、〇〇	家具文房具製造組合	二六〇、〇〇	七二、二五
	電業會社	一五〇、二五	八〇、〇〇	條鐵車輪等製造會社	二六五、七五	一〇八、七五
	ボーエゼー蓄電氣製造會社	一四三、〇〇	六八、〇〇	獨逸銃砲器製造會社	二九三、〇〇	一六五、〇〇
化學品製造事業	上シュレスウキケ酸炭及化學品製造會社	一七三、〇〇	一一五、六〇	ウエルヘルム、チルマン建築鐵材	二〇三、五〇	八三、五〇
	ルシヤス及リリーグ色素製造會社	四〇六、〇〇	三六〇、〇〇	ライン金屬器具機械製造會社	一九三、七五	七五、〇〇
	マイレル化學品製造會社	二二〇、〇〇	一八一、〇〇	鎧印金櫃製造會社	一八三、五〇	七二、五〇
	グリースハイム化學品製造會社	二六〇、〇〇	二二三、〇〇	ハイン、リーマン株式會社	二五四、一〇	一四六、〇〇
	クニリーナウ化學品製造會社	一八六、〇〇	一五〇、〇〇	毛類業		
	化學的物産製造同盟	一六七、五〇	一三七、七〇	フレイメン毛類取引所	三三九、〇〇	二〇二、五〇
石炭坑	アーレンホルヒ石炭及鑄鐵會社	一、〇五〇、〇〇	五八八、〇〇	北獨逸羊毛及毛絲製造會社	二〇七、九〇	一三九、〇〇
	エツセン、ウエルヘルム、王鐵山組合	二九四、七五	一五八、〇〇	スチール毛絲製造會社	一九一、七五	一四三、〇〇
	集合鐵山會社	四〇二、九〇	三五三、〇〇	サカーネ毛絲會社	七五、〇〇	四〇、〇〇
	コローン鐵山組合	四三〇、〇〇	三六四、〇〇	サガソン毛絲製造	九〇、七五	五五、五〇
				ベツトボルゲ毛類業	一三〇、〇〇	九〇、〇〇
				ランケンフアルツァーコ毛布製造會社	五五、五〇	八、五〇

右の外綿及麻業以下大同小異なるを以て略す



一	九	〇	〇	四、八九一	二、四三五	七、八〇〇	二、九四二	一、六五三	五、四八二	三、九一〇	一、三七八〇	一、〇九三
一	九	〇	一	五、〇九五	二、三六七	七、七〇三	二、四四五	一、七二九	五、五六三	四、二九四	一、四四七	一、四九三
一	九	〇	二	五、四八三	二、三六七	七、九三五	二、四九〇	一、八三五	三、八一八	四、二八二	一、五三三	一、七五四
一	九	〇	二									二、一五六

由是之觀表中の初年に對し末年には竊盜凡そ一割三分を増し男以下準之私借に於て凡そ一割を増加し普通犯に於ては約五分の増加に止まる末段風紀犯の如きは實に異狀の惡徵を呈す古人曰く衣食足つて後ち禮節を知ると宜なる哉此言哉事實の能く之を證するものあり又吾人を欺かざるものと云つべし

第六目 銀行の不注意

次に論ずべきは銀行の不注意是なり當時工業の進歩及投機の勃興は著るしく資本の需用を増加し手形の割引及制限外兌換券の發行高亦非常に増加せり元來斯の如き時に方りては利率を引上げ不健康なる需用の膨脹を抑制し外國より資本を吸収し且つ外國に對する債務の辨濟を延引するは機宜を制するの最好手段たるは論を俟たず是に於てか帝國銀行は西曆千八百九十九年十二月を以て其公定利率を七分に引上げたり抑々利率引揚の事たる世上既に一定の説ありて今更之を喋々するの必要なかるべしと雖も内國市場の逼迫するに際し外國に對する

外資借入  
の手續

債務の辨濟は重大の事項に屬し頗る趣味ある問題なり請ふ少しく之を陳述せん方今資本家が其資本を外國に投ずるに方り容易に之を回收し得るの方法を以て之を爲すを通例とす今獨逸が恐慌前に外國の資本を吸収したる方法も此例に漏れず今其主要なる形體を擧ぐれば左の如し

- 一 銀行の手形振出即ち「フィナンツウエクセル」と名くる融通手形の振出しにして諸種の方法中此方法に依るもの最も巨額を占めたり是れは専ら工業者の便利の爲に振出す者にして當初より支拂を期せず期限満了のときは切替を爲す者にして獨逸貨幣市場に於ける禍様の一たり
- 二 當座勘定借り
- 三 公債證書を質とする借入

是なり外國に對し長期の價付を爲すは方今既に過去の歴史となりたり然れども斯の如く短期又は流動的の形を以て外國資本を使用するの危険なるは獨逸に於ける恐慌に際し充分に經驗せられたり即ち是等の債務は獨逸の經濟界が最も資本に缺乏し最も資本を需用する時に當りて頻りに回收せられたり是れ固より獨逸自身の恐慌に基きたるものなりと雖も尙ほ他に外來の原因なきに非ず彼

内外の需  
用一時に  
集まる

の南阿戦争の如きは即ち其一にして其結果獨逸は西曆千八百九十九年の秋以來既に倫敦に於て融通手形(フィナンツウエクセル)の切替に困難を感じつゝありしに搦て加へて一面に於ては恐慌の進行するに從て外國資本の取付を急ならしめ一面に於ては南阿戦争の進行するに從て倫敦に於ける資金の需用愈々増加し流石の英國も單に自己の資本のみにて其需用の支辨すること難く外資を招くの必要を生じ巴里の資本を吸収するに至り獨逸は此兩面の原因に基づき單に英國より借用せし資金を回収せらるゝのみならず巴里より借用せる者も亦之を返却せざる可らざるの否運に際會し遂に「フィナンツウエクセル」の逆流を來し著しく外國手形の需用を生ずるに至れり。斯の如く獨逸の銀行は内外の需用を一時に引受けざるを得ざるの難境に陥り西曆千九百年の初頃より非常の困難を感ぜり蓋し當年の二三月頃は獨逸に於ける信用の膨脹其極度に達し公衆の株式投機に投じたる金額未曾有の巨額に上りたるの時にして其如何に盛なりしかは前記鑛山株の投機に付きて之を察するを得べく且つ單に内地に於ける株式の投機のみを以て満足せず尙ほ指を倫敦に於ける投機株に染めたるの事實に徴しても亦之を知るを得べきなり

金融の緊縮

銀行の不注意及當座勘定の自由の過る事

事情斯の如く伯林の諸大銀行は西曆千九百年の二月及三月に於て其得意先に對し債務を過大ならしめざるの警告を與へたり然れども時機既に遅れ諸銀行は其手元益々逼迫し遂に前掲の警告を爲したる後間もなく即ち同年四月を以て急劇なる取立を行ひたるの結果市場を壓迫し一層恐慌を早め且つ重からしめたり然り而して茲に一言すべきは當時公衆が甚だしく投機に従事したると其投機の大部分が銀行の融通に依り煽動されたることは是なり即ち恐慌の原因は必ずしも投機其者に非ずして寧ろ實力以上の投機を爲したること及當初銀行が公衆をして實力以上の投機を爲さしめ一旦自己の囊中逼迫するに至りては急激に取立を行ひたるに在りと云はざる可らず事是に到りしは一面に於ては銀行の不注意に基けるものなりと雖も一面に於ては伯林の諸銀行に普通なる一つの勘定制度其者の自由に過るに基むすと云ふを得べし其勘定とは「コントコイラント」と稱するものにして即ち得意先の爲に公債證書株券又は外國手形等を賣買するを以て目的とし其貸方には得意先の爲に購入したる是等の證券の代價を記入し借方には是等の證券を購入するが爲に得意より拂込みたる金額又は得意先の爲に是等の證券を賣却したる代金を記入し以て兩々相對し半年毎に之が貸借の決算を爲し

其間に於ける差額に對して借越となりたるものより利子を支拂ふものなり尤も利子の計算方は銀行に依り又得意先に依りて必しも同一ならず投機熱盛にして株券等の市價騰貴し資金の需用多き場合に於ては銀行も其間に知らず識らず貸越をなすに至るは蓋し免れ難きの勢なりと云ふを得べし而して獨逸政府は是等及其他根本的原因を見ずして單に取引所法改正の末に依り過度の投機を禁止せんとしたるは抑々亦一誤謬なるを免れず鑑みずんばある可らざるなり

第七目 農業の被りたる影響

今本節を終るに臨み獨逸國の恐慌が如何に同國農業に影響せしやに就て一言せん抑々今回の被<sup>破</sup>綻は其端を工業界の投機と信用過度の膨脹とに發したるは既述の如しと雖も恐慌の進行に伴ひ是等の工業又は銀行業と其趣を異にする他の方面に於て著しき動搖を來しフランドブリーフマルク。即ち農業債券市場の崩壞を見るに至れり元來獨逸國は久しき間農業國として存在し土地に關する制度は夙に發達し之が金融機關の如きも頗ぶる整備す其所謂「ランドシャフト」なる者は地主を以て組織せられたる組合にして營利的設備に非ず而して其貸付を爲すの方法は所謂「フランドブリーフ」即ち自己の發行したる債券を借主に交付する

農業信用の發達

都鄙金融機關の差異

土地抵當借入の巨額と大なること

ものにて是等の債券は常に取扱所の相場表に上り最も確實なる放資物件として信用厚く「フランドブリーフ」を以て貸付を受けたる者は何時たりとも之を處分して所要の金額を調達することを得るものと信ぜられたり是等の「ランドシャフト」は往昔より存在し其目的は専ら農業地方に貸付を爲すにあり市街地の土地家屋に對する貸付は「ヒポテケンバンケン」即ち不動産抵當銀行主として之に當り比較的新しい設立に係り且つ營利的の者にして其貸付の方法も「赤ランドシャフト」と異り現金を以て借主に交付するを原則とし自から市場に向て債券を發行して其資金を得るものとす而して其債券を以て貸付を爲すは借主との合意ある場合に限るものとす斯の如く獨逸に於ては土地に關する金融機關發達し土地に關する負債亦頗る巨額に上り同國人の調査に據れば西曆千九百年に於ては其金額實に四百二十億馬に達せり是れ他國に於て見ざる所の類例なり而して輓近其増加毎年十七億五千萬馬なりと云ふに至りては更に驚くべきの現象と云はざるを得ず果して然らば獨逸に於て是等土地の負債の爲に要する利子を四分二厘二毛と假定するときは利子支拂の爲め毎年凡そ十八億馬を要すべく以て土地の負債が獨逸經濟界に及ぼす影響の重且大なるを知るに足れり

借入の種

増加の實例

負債の辨  
皆無なり

元來土地の負債は土地の改良耕作若くは家屋の建築等に起因する實地的のものあり又は單に土地家屋等の投機賣買の爲に起る空商のものありて恐慌以前兩者共に著しき増加を示せり。當時商工業の發達と共に市街繁榮し地域の擴張を要し、土地家屋の需用を増加し従ふて之が賣買及賃貸價格の騰貴するは自然の勢にして爲に市街に於ける土地の賣買及家屋の建築等頻々として起り是等に要する資金の需用大に増加せり。斯の如くして其工業の場合に於けるが如く不動産の場合に於ても投機的借入(主として市街の土地家屋に關するもの)の増加は遙かに農業改良等實質的負債の増加に超過せり。今バイエルン一國の例を以て見るも西曆千八百九十五年乃至同千九百七年に於ては前者の金額二億四千萬馬後者の金額は二億八千萬馬の巨額に達せり而かも後者は主として繁盛時期に於て起債せられたる者なり。元來是等の土地に關する負債は其實質的なるを否とを問はず從來償還せられしこと甚だ稀なり蓋し此種の土地所有者は概ね眞實に之を所有するに非ずして目的他に存し其土地の負債愈々多ければ愈々彼等の爲に便利なるものあり。是れ一見奇なるが如しと雖も獨逸に於ては土地の供給漸やく缺乏し賣却の際其負擔を買手に讓ること比較的容易なるの實あればなり。斯の如く負債永

投機的に  
地債を昇  
値して之  
を抵當と  
するの危  
険

きに亘り之が償還なきときは假令當初は實質的たりしも之に依りて經營せられたる事業の消盡するに從ひて遂に其本質を失ふに至るなきを保せざるなり。輓近の事蹟に於て之を見るに獨逸に於ける土地負債の大部分が實質的のものに非ずして投機の爲に起りたるもの多きは殆ど争ふ可らざる事實なりとす蓋し投機に依りて過度に土地の價格を騰貴せしめ其騰貴の度に從ひ之を抵當とし更に負債の増加するときは所謂抵當なるものは畢竟投機的水泡に過ぎず。斯の如き抵當を基礎として營業する不動産抵當銀行は其基礎の薄弱なる論を俟たざるなり。然るに不幸にして此方面に於ても亦投機信用の膨脹甚だしきものありて貸付に對し慎重の注意を缺き金融市場の逼迫するに伴ひて遂に破綻を來たし從來吾人の曾て疑ふことなく最も鞏固なりと信じたる「フランドブリーフマルクト」の動搖を生じ世を驚かすに至れり。慎まざるばある可らざるなり。

第八目 結論

以上論述する所を以て之を見るに獨逸に於て最も重要な生産要素たる土地は非常なる負債を擔ひ而かも之が償還は過去に於て其幾分を行ひたりと雖も其大部分に至りては未來永劫に亘りて償還せられざらんとするの勢あり而して利子

は固より年々仕拂はざる可からず、是に於てか一面に於ては人為を以て其價格を高め正當なる經濟行為に依らずして其收入を増さんとするの情を生じ一面に於ては強ひて其生産を増加せんとし禍因此處に伏在す、近時有名なる獨逸恐慌の事情概ね斯の如し而して其原因は既述の如く生産超過度の投機及水腫的信用の膨脹等に在り、然りと雖も其最も重要な勢力を爲したるものは蓋し過度の投機及信用の膨脹なりとす、抑々獨逸經濟界の情況は我國に酷似するもの少しとせず、近時少しく恢復の色ありと雖も之を西曆千八百九十九年の頃に比し株式會社新設の爲にする投資額大に減少し同年の金額は約二十三億圓なりしに同千八百二年には十七億七千五百餘萬圓、社數三千五百九十六同千九百三年には十一億五千六百餘萬圓、社數三千六百九十二にして數に於ては少しく増加の模様ありと雖も金額に於ては盛時の半額に減少せり、是れ西曆千八百九十六年の會社法改正の爲め投機的結社及投資の減少に依るものなしとせずと雖も亦以て獨逸經濟情況の未だ全く回復せざるの徴なりと云ふを得べし、蓋し前車の覆へるは後者の戒めたらずんばある可らざるなり、斯の如く利率増加せしを以て資金放下の額頗る減少し大に市場の不振を惹起せり其實況左の如し

第三十八表

	西曆千九百七年	同千九百六年
帝國政府	二七〇、五三〇 <small>千円</small>	三三四、一八〇 <small>千円</small>
外國政府	二四、九一〇	八一、五五〇
内國地方債	二四八、三三〇	二一四、八九〇
獨逸勸業債券	一一五、〇〇〇	一六八、五六〇
諸債券	八一、四七〇	一二八、六四〇
銀行株	四三、六五〇	一四四、八八〇
鐵道株 <small>(市街鐵道を含む)</small>	二、三五〇	一、二四〇
工業株券	一一〇、一〇〇	三一二、一四〇

資金放下の減少すると共に有貸證券の取引も亦大に減少し西曆千九百七年の十一月三十日を以て終る所の取引に課する印紙税の實收は前年同時期には五百六十六萬圓なりしに本年は三百二十一萬圓に減じ新たに發行する所の有價證券に就ては等しく十一月三十一日に終る所の七箇月間の收入前年の九百七十九萬圓より五百六十七萬圓に減少せり、然るに此間信用を極端に擴張せし結果信用取

引に課する所の印紙稅收入は七年一月より十一月末まで七百八十三萬圓と成り前年同期間の七百十三萬圓に比して七十萬圓の増加を示し之を平穩無事なりし西曆千九百四年の同期に比するに約三割六分の増加を示せり其結果は忽ち中央銀行の割引貸付に顯はれ七年十一月末日までの金高は預金に對し二億九千七百五十萬圓の超過を示し之を前年の超過額二億三千九百萬圓に比するに實に五千八百五十萬圓の増加を見るに至れり抑々中央銀行の割引貸付の増加は國家の慶事に非ず況や又其預金に超過すること斯の如く夫れ巨大なるに於てをや紙幣發行高殊に制限外發行の増加する亦故なきに非ざるなり今一步を進めて中央銀行手形函中割引手形の平均金高を見るに西曆千九百七年は五億五千萬圓なりしに前年は四億九千四百五十萬圓に止まれり今之を後者の中央平均利率は五分一厘一毛にして後者の其は六分三毛なりし事實に照すに頗る奇異の感なきを得ず而して其間十一箇月間金の輸出は六千四百六十萬圓の巨額未曾有と稱せらるに達し純輸入二千百六十萬圓と成れり然るに前年同期間の純入は一億二千四百七十六萬圓なりし是等の事實は獨逸經濟上頗る複雑の事情あるを證するに餘りあり固より同國人は機敏にして制度完備するを以て米國の如き狂體を呈はざるは

論を俟たずと雖も既にフランクフルトのハーレー會社の如き出來事あり又投資額の減少前記の如きものあり而して製鐵事業の如きは最も打撃を被むり約其四分の一は事業を減縮し十二月中伯林のみにて二萬五千の勞力者は其業を失ひ有價證券は其價格の四分の一を減じ禍根尙ほ滅せず西曆千九百八年上半期に於ては結社七十七個其資本總額九千六百二十萬馬解社五十五個其資本總額七千八百萬馬純増僅かに千八百二十萬馬に止まり之を前年同期の三千七百六十萬馬に比し著しき減少と云はざるを得ず又破産の數も七年の上半期の三千四百十七件に對し八年の同期間には三千七百六十五件に増進し商工使用人百人の空位に對し求職の數七年八月頃は百七人なりしに八年同期には百五十三人三分に増加せり而し内外投資額の如きも公債の増加を見るのみにして其他は概ね減少せり其實況左の如し

第三十九表

西曆千九百六年

同千九百七年

同千九百八年

同千九百九年

内

國

國債帝國及  
列邦

六三、七〇〇

六三、八〇二

五五、一〇〇

五四、六三三

一、二六、九〇〇

一、二五、八九九

一、〇六、五〇〇

一、〇六、三九九



地方債	三四六、八三	三四七、〇〇	四二〇、八六	四二五、四四	五三六、三〇	五二一、七一	三九五、三二	四〇九、八六
勸業債券	四〇四、五九	四〇四、五九	三二六、三三	三二六、三三	七五六、三三	七五六、三三	七五〇、〇〇	七五〇、〇〇
鐵道債券	九、五〇	九、〇二	一、〇〇	〇、九九	三、三〇	三、三〇	四、五〇	四、四八
工業債券	一八三、二七	一八三、一〇	一七〇、九〇	一七三、七九	三二七、四三	三二四、七〇	二七〇、七一	二七三、五五
鐵道株	一七〇	二、一六	〇、六一	〇、六二	一六、二二	一八、九四	二五、〇〇	二八、六六
銀行株	一八四、一九	二八三、一九	一〇八、八九	一五三、四九	五〇、五〇	六八、八二	五三、三〇	八〇、八〇
保險株	一、五〇	一、八六	三、〇六	三、〇六	一一、〇〇	一一、六三	三、〇〇	三、〇〇
工業株	三〇九、九四	六三五、八〇	二八四、一四	四三二、三三	二六二、三三	五九九、八一	四一〇、三三	七三二、三二
計	二、一五七、五三	二、五三〇、八三	一、八九六、七九	二、〇五九、二六	三、二二二、三〇	三、五〇四、一四	二、九七六、七六	三、三四四、六三
外								
國債	三七、五〇	三六、二二	八〇、八〇	七八、〇三	一四九、三六	一四四、三三	一一五、九四	一〇九、〇六
地方債	二〇、〇〇	一八、七九	なし	なし	三七、〇〇	二四、八〇	五七、〇〇	五四、七三
勸業債券	六、七五	六、七五	四、〇〇	三、八〇	—	—	三三、七五	三二、八一
鐵道債券	四九、六六	四八、一八	三四、〇〇	三三、四六	五〇、〇〇	四、九八	一四〇、四一	一三八、五九
工業債券	四、〇〇	四、一六	なし	—	三二、五七	三二、三二	—	—

鐵道株	三〇、〇〇	三三、六五	八〇、〇〇	一五〇、〇三	—	—	六三、〇〇	一一、二二
銀行株	二四、三五	三八、二三	六〇、三三	三三、三四	七、四〇	一〇、八四	二、一六	四、五四
工業株	二二、八八	三三、八二	なし	—	九、六八	一一、九五	一四、一四	一八、九二
計	一、九四、〇四	二、〇一、六九	一、三三、八三	一、五三、六六	二、四〇、〇三	二、二八、〇三	三、五八、七〇	三、四八、七六
總計	二、三五、五六	二、五〇、八三	一、九〇、六三	二、二一、九二	三、四六、三三	三、七三、一六	三、三三、四六	三、六三、三九

(備考) 各年の上段は發行高にて下段は市賣なり、公債の市價高きに失するが如しと雖も暫らく報告に従ふ

又西曆千九百十年の投資實況は左の如し

第四十表

獨逸内國債	六二一、二六
外國債	二四四、二五
市債及州債	三八六、二〇
土地抵當内國銀行債券	五四四、八二
同上外國銀行債券	一一〇〇
各種債券	四二四、八四

銀行株式	一三七、六三
鐵道株式	二、八一
工業株式	二六九、四〇
合計	二、六三三、二一

又恐慌前後の工業株券の各年の發行高を見るに頗る玩味すべきものあり  
即ち左の如し(單位百萬馬)

第四十一表

西曆年次	債券(市價)	株券(市價)
一八九九	七四、〇二	八六一、三九
一九〇〇	一七八、七七	四六一、〇六
一九〇一	一九三、二九	一六四、二八
一九〇二	一八一、一〇	一八四、四七
一九〇三	六四、九六	一九五、三二
一九〇四	一一〇、一四	三五九、八〇
一九〇五	一一五、二四	五五二、〇九

由是觀之恐慌前の發行頗る巨額に達し爾後一旦大に減じ漸やく恢復せんと欲し米國恐慌近東事件の爲め頗る抑制を受けしものに似たり

前記西曆千九百二年の恐慌は獨逸に於ける空前絶後の大打撃にして爾後數年間新事業の企圖は殆ど中絶せられ經濟情態一般に整理の域に入り此間工場設備交通運搬等の改良に着手する者多く隨て材料勞力等の需用を惹起し石炭鐵類の價格先づ騰貴し漸次諸般の物品に延及し資本一時に固定し流動資本は擧て之を銀行に仰がざるを得ざるの勢を呈し人心再び投機に傾けり此時に當り諸銀行は須らく融通を慎み不當の擴張を戒め以て市場の狂熱を冷却するに力めざる可からざるは論を俟ざる所なるに進んで其預金を流用し負債を以て事業を創め又は之を擴張し營業の収益は舊債償還の爲に使用せられず却つて新債を招くの好餌として用ひらるるの情況を呈し高歩の金利を維持し以て外資を誘致し陽に市場の繁榮事業活潑の狀を呈せしめて陰に借錢政略の窮態に陥り一時に資本を固定し一たび外資の回收に遭遇し之に應ずること能はず更に利率を上騰して金の流出を防ぎ市場益々澁滞し各種の事業頗る困憊の情態に陥れり今西曆千九百五年以來中央銀行定率外の市場利率の變動を見るに左の如く同年々末以降常に向

西曆千九百零七年の恐慌

上の勢を呈し八年一月に最高度に上り其より少しく向下せしと雖も尙ほ平均四分八厘八毛の高率を保てり即ち左の如し

第四十九表

西曆	同	同	同	同
一九〇五年	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年
一月	二、五六	三、八三	四、八九	七、五〇
二月	一、九一	三、八三	四、六六	六、〇〇
三月	二、二一	四、〇一	五、四〇	六、〇〇
四月	一、九三	三、四五	四、六九	五、五〇
五月	二、三〇	三、三八	四、四四	五、〇〇
六月	二、三二	三、六六	四、六七	四、五〇
七月	二、一二	三、四九	四、四七	四、〇〇
八月	二、二二	三、四三	四、六一	四、〇〇
九月	二、九五	四、二三	五、〇七	四、〇〇
十月	二、九八	四、八二	四、九〇	四、〇〇
十一月	四、六二	五、二七	六、六一	四、〇〇
十二月	四、七九	五、五八	七、〇九	四、〇〇
平均	二、八二	四、〇四	五、一一	四、八八

而して中央銀行は久しく公定利率を五分以下に降す能はず、米國恐慌起るに當り七分五厘なる空前の高率に引上げたり。加ふるに西曆千九百七年の收穫前二箇年の如く裕ならず穀物の輸入大いに増加し、苛重なる關稅は大いに生計の費用を増加し、倫敦の勞働者は二十錢を以て白パン、四英斤を得るに反し、柏林の勞働者は二十四錢を以て三英斤の黒パンを得るに止まり、細民の生計に一層の困憊を加へたり。

然るに一方に於ては帝國及列邦の歳出年に増加し、歳入常に不足し、西曆千八百九十年より同千九百六年に至るまで帝國は二十五億馬、普漏西は十六億馬の國債を増加し、金融市場の逼迫を加へ、普漏西の如きは十一箇年前に四分利の公債を三分利に借換ゆるの好況なりしに、輓近市價下落して平價を保つ能はず、西曆千九百六年中大勢に逆らひ三分半利の公債を平價に復せんとする目的を以て、シンデケトを組織せしと雖も大勢支ふ可らず、創立以來一年を保つ能はずして、七年五月莫大なる損失を以て解散し、普國政府は終に三分半を以て公債を募集する能はず、

七年中再び四分を以て五箇年期の短期彌縫公債を發行し、後ち總額を定めず九十  
 八半の價格を以て初め十年は四分其後の五箇年は三分半以後は三分なる減退利  
 付の公債を發行するの止むなきに至り、ハムボルヒ、フランクフォルト等も四分以  
 下を以て募集する能はざるの情況となれり、資金の缺乏推知すべき而已。蓋し西曆  
 千九百六年及七年の上半期は過去數年繁榮の餘力を存し、諸會社の配當等尙ほ高  
 歩を保ちしと雖も、七年秋期に至りては資力殆ど盡き、商賈銀行多少の動搖を感ぜ  
 ざる者なく、小資本の商工の如きは一割の高歩を以て、繼かに資金の融通を受け殆  
 ど收益の全部を擧げ金利に投ぜざるを得ざるの窮境に陥り、急轉直下形勢一變し  
 無謀の擴張より萎縮恐怖の時代に入り、萬業等しく振はず、獨り鐵道材料製造のみ  
 は政府の注文に依り尙ほ未だ活氣を失はず、頗る異數の情態を示す。然れども是れ  
 自然の需給如何に依るに非ず、抑々人為は窮まる所あり、豈に敢て永久健全の現象  
 とするに足んや、即ちハムボルヒのハノレル銀行の破綻に尋で、同府に一小恐慌を  
 生じ、餘波全國に延及し、土地、建築、旅宿事業等大打撃を被むり、織物業、化學品製造事  
 業最も甚だしく殆ど一般の恐慌を惹起するの勢を呈せり。然れども獨逸に於て信  
 用機關夙に整頓し、殊に中央銀行の處置常に其當を得、今回も機に先ちて利率を上

げ相當に制限外發行を爲して市場を調和し、幸にして大破綻を生ずるに至らざり  
 しは偏へに制度文物の發達と運用其宜きを得たるの結果と云はざるを得ず  
 然れども爾後獨逸の經濟界は容易に常態に復せず、各種の事業萎靡して振はざ  
 ること殆ど人意の表に出るものあり、今最近西曆千九百九年上半期の各事業の成  
 績に就き之を見るに、其無配當の多きに驚かざるを得ず、今其百分比を示せば左  
 の如し

第五十表

一 ボッタリシ事業	七四、一
一 石炭	二二、二
一 軟炭(リグナイト)	二三、五
一 硝子	二二、二
一 鐵及鋼	二一、七
一 機械製造	二〇、〇
一 電氣業	二六、四
一 電氣機關製造業	一八、七

一 化學品製造業	一八、二
一 紙類	三〇、九
一 紡績業	一六、六
一 銅業	三二、二
一 酒類	一九、六
一 建築業	四〇、五
一 普通銀行	四、三
一 不動產銀行	二、七
一 保險業	一一、一
一 運送業	二六、九
一 殖民會社	六八、三

無配當會社の多きこと斯の如し而して其有配當中にも四分以下二分七厘に下る者あり、ポッターシ製造業の如き即ち此最低位に在る者なり、配當一割以上に上る者は前記數業中十一個に過ぎず、鐵道の如きも僅かに四分七厘に止まり航海會社は五分二厘、市街鐵道は四分三厘而して銀行の如きも平均七分七厘にして殖民

會社の如きは三分八厘に止まれり、事業の振はざる斯の如く自國公債の利廻に及ばざる者少しとせず、運送及殖民事業の振はざる殊に甚し、市況斯の如くなるに帝國、列邦、市町村の財政は年に尨大を加へ國氏の負擔亦重を加ふ、乾第二編第一卷第一章第八節第六目參觀彼是れ相待つて獨逸の財界亦以て裕かなりと云ふを得ざるなり

又財政に就て之を見るに西曆千九百八年度の歳入歳出總豫算は共に二十七億五千萬餘馬にして前年度に比し一億八千五百萬馬の増加なり然るに經常歳入のみを以て費用を辨ずる能はざるを以て大藏大臣は三億五千萬馬の短期公債を起すの權利を附與せられ政府は必要あるときは新税を起すの權利を保有することと爲し、纒かに年度を彌縫せり是れ又貨幣市場に影響するの一因たらざるを得ざるなり而して今前記増加の原因を尋ぬるに六千萬馬は海軍擴張の爲に要するものにして八年度に於ては總計三億四千萬馬の巨額を要し内一億七千萬馬は製鐵費の爲に要する者にして前記増額の大部は此費用に投ぜられ該費の増加は前年に比し四千二百五十四萬馬なりとす、殖民省の臨時費は四千六百萬馬にして前年に比し約一千萬馬を増加し、外務省臨時費は約千八百萬馬にして前年度に比し

約七十萬馬を増加せり、是等を始めとし大小の増加數ふるに暇あらず、獨り減少を示す者は殖民地補助にして其高六千三百四十餘萬馬、之を前年度に比較し約三百八十萬馬を減少せり、是等の財政事項前記の經濟事項と相待て多少市場に影響する所なきを得ざるべし

#### 第四節 露國に於ける近年の恐慌

##### 第一目 總論

露國近年の恐慌は主として保護政策の爲め生産事業其序を失ひ、物價異常の變動を生ぜしに原因す、抑々同國保護政策は今日に始まるに非ず其源を遠く、ピートル大王に發し既に二世紀を経過し、輓近に至り世上の風潮に伴ひ漸やく其勢を増長し爲に物價の騰貴を生じ以て外資の輸入を促し一時事業勃興の勢を呈し射利投機の弊之に加はり需給其調和を失し市場紊亂して支へず終に近年の慘況を呈せり、夫れ然り而して其資を露國に投ぜし者を主として佛白兩國とす、佛は多く公債に投資し其高都合凡そ百億法、白は多く鑛山製造及市街交通事業に投資し其高凡そ十億法と傳へらる、元來保護政策に補給政策及關稅政策の二種あり蓋し前者

##### 保護の二方法

は政費の増加を來し加ふるに一部人士に厚うして一般消費者に薄きの謾を免れず、後者は物價を騰貴し消費者の利益を害し隨て國民の貯蓄力を減じ國富の進歩を妨ぐと雖も事間接にして外面に顯はれず以て衆庶の環視を脱し又一面國家の收入を増加するの觀あるを以て施政家之を便とし各國多く之に依る、露國又其例に漏れず主として第二の方策を採り西曆千八百九十一年の關稅率は實に未曾有の高度に達し就中綿業及製鐵事業に至りては實に絶大の保護を受け、絹絲の如きは一留の課稅に正まるも綿絲は英三十八番の晒さざる者四留八十番、同五十番以上の晒さざる者八留五十番、晒し及染めたる者は更に數層の重を加へ、二筋以上の燃絲は十一留の重稅を負擔す而して二十六番以上の葉鋼鐵は一留、二十九番以上の鐵針金は二留、同上銅針金の如きは六留を賦課せらる、以上は從量稅にして單位は一「ブロード」なり、一「ブロード」は三十六英斤餘、然るに亞細亞國境より輸入する物品は多くは無稅にして有稅品と雖も五分の低率を超過せず、又砂糖の如きも粗糖一本（十三貫五百四十七匁三分弱）に付一磅九志七片精糖同上一磅十九志五片即ち約二十圓の高稅を負擔す、今之を英國の糖價普通一本七八志、西曆千九百十年は砂糖不作にて最高十四志最低九志なりし、即ち凡そ我三圓四十六錢乃至約四圓に比すれ

ば露國に於て税金のみにて英の糖價に五倍を超過す露民の如き喫茶人民の爲には特に高税と云はざるを得ざるなり

第二目 航海鐵道及製造事業等の保護獎勵

航海事業も亦政府の保護獎勵する所と爲り或は露國船舶の輸入に係る貨物に對しては輸入税を輕減し或は直接航海の補助となり西曆千八百四十五年以來小沿海貿易權を露國船舶に限り同千九百年に至り同權利を擴張して大沿海貿易に及ぼし更に進みてスウェーデン運河通行權を買得し航海補給は勿論政府直接に航海事業に係りし一會社に商船隊を組織せしめ之を海軍省の監督に附す所謂義勇艦隊なる者即ち是なり其他海運事業發達の獎勵細大漏るゝ所なく輒近尙ほ對外保護策を講じ商船管理の爲め一大中央局を設置せんとするの企圖あり而して皇帝自ら之に關與すべしとの説あり亦盛なりと云ふべし水運に於て既に此盛事あり然るに元來露は海國に非ずして陸國なるを以て其本分を忘れず陸運に於ては其企圖更に驚くべきものあり請ふ少しく之を辯ぜん

抑々露國鐵道事業の盛大なるは夙に世人の認る所にして西曆千九百五年七月一日に於ける開業線路の延長は既に四萬二千百三十三哩に達し内三萬六千五十

航海

收入の不足

一哩内二千十六哩はフィンランドに在り歐洲露領に在りては六千三百七十二哩は亞細亞線に屬す由來露國政府の企圖は甚だ遠大にして勇往邁進鬼神尙ほ且つ之を避く況んや亞北の氷雪に於てをや彼の有名なるサイベリヤ鐵道は實は西曆千八百九十一年を以て開業の業に就き既に全通開通す交通便なりと云ふべし而して露國鐵道は國有多く既に其全部の凡そ六割九分を國有に收む餘は九個の會社に屬す故に其開業買收の爲に巨大の費用を要し其費用は多く之を外債に仰げり未來の結果は暫く之を措くも亞細亞線路の如きは收支尙ほ未だ相償はず西曆千九百年には收入二千五百萬留にして營業費は三千三百七十萬留なり鐵道收入全體に於ては輒近二千八百萬留の收入通行券收入其他類似のものを包含すありと雖も鐵道公債の元利支拂の爲め要する所の金額亦少しとせず曾てウキッパ氏は一片の報告書を提して曰く西曆千九百一年に於ける鐵道收入の不足額は三千二百九十萬留同千九百二年は四千五百萬留を降らず同千九百三年に於ては五千一百萬留を超過すべく之に東清鐵道の不足額九百萬留に加ふるときは同年の不足額は六千萬留を超過すべし實際は七千三百萬留に達せり同千九百五年に至りシトツボロゴイユ及オレルブルダケシケンズの兩線開通すべく然らば即ち更に

一千五百五十萬留の支出を要すべくして該年の不足額は實に八千四百五十萬留の巨額に達すべし

右はウキッテ氏の豫想なりして實際は西曆千九百五年度の豫算報告に顯はれ露國鐵道は西曆千八百八十七年より同千九百四年まで同千八百九十六年を除くの外常に收支相償はず近年に至りて最も甚だしく鐵道の爲め國庫の損失する所は西曆千九百年には六千六百六十一萬留同千九百二年には一億一千四百萬留同千九百四年には九千二百七十七萬留に達し而かも軍隊輸送の爲め陸軍省より支拂ひし高は收支に編入しあり是れ多くは外債を以て支拂ひし所なり由是觀之露國政府の一切の敷設費の外維持費の爲め年々巨額を支拂ひ前記十七箇年間に其高合計七億五千八百萬留に達せり而して露國近年に於ける鐵道經濟の實況を示せば左の如し

第五十一表

西曆年次	録道收入	同 運轉費	收入過不足	鐵道建設費 借入金	鐵道公債 現在高	同 利子額
一九〇五	四三二,五〇三,九五八	四〇五,六九八,九五八	二五,八〇四,〇〇一	一一,五五三,三八九	三,二七二,四七五,五六九	一一三〇,八五九,〇三三

一九〇六	四九〇,八八四,六八七	四二九,七〇五,九五六	六二,一七九,七三一	六,九五五,八〇五	三,二七八,四三二,三七四	一一三二,一三七,三五五
一九〇七	五二〇,三三八,三七七	四六三,八八八,一六三	三六,四八〇,二一一	七,四七八,四四六	三,二八五,九一〇,二二〇	一一三二,四三六,四〇九
一九〇八	五二二,五二二,六九四	四六三,一六一,〇一五	五〇,三六一,〇八〇	九,八八四,三五七	三,二九五,七九四,五七七	一一三二,八三一,七八三
一九〇九	五六七,九三七,三六四	四九八,八八二,六九六	六九,〇五四,五四八	一一,二八九,九一一	三,三〇八,六九三,六八七	一一三二,三四七,七四七
一九一〇	五六八,一五四,一〇〇	五一二,九四八,三五一	五五,二〇五,八四九	四,三〇六,三二三	三,三三三,〇〇〇,〇〇〇	一一三二,九四〇,〇〇〇

〔備考〕西曆千九百七十八九十の四箇年の運轉費は未詳なるを以て逓信省經費總額

より郵便、電信、電話費を差引きたる者を鐵道運轉費と認め之を計上せり但郵便費等も西曆千九百六年以前三箇年の平均増加歩合を各前年の高に加へたり

鐵道公債最高額三十三億餘萬留は最近の調査なれども其年度を詳かにせず故に西曆千九百十年に最高に達したるものと認め其高より當年の建設費借入高を差引きたる者を以て前年度の鐵道債額と見做し之を算出せり而して利率は凡そ四分なり

露鐵道收入の不足額の巨大なる實に驚くに堪へたり、造作制に過ぐれば成と雖も必ず敗るとは夫れ是を云ふ乎、然るに其運賃は之を獨佛に比して更に低廉なるは實に世人の意表に出づ、元來比較的高利の外資及高價の材料を以て建設する所

運賃



の鐵道にして運賃の低廉なる斯の如きは教理外に經濟事項の調和を求めざるを得ず、燃料の價格、興業費及營業費の多少、營業日數、人口及貿易の多寡、貨物の種類等露國鐵道は果して獨佛に優るものある乎、匈牙利に比して尙ほ廉にして合衆國の旅客率に比しては三割二分廉く實に穀物輸出の爲にはオデッサ、リガ等の海港に向て營業費以下にて運送することあり是等の點に對しては世上自ら目標の存するあり固より深く論究するを要せず、其他露國政府は銳意國土の開發を力めヴオルガの大平原に模範開墾地を開設し外國種を輸入して麥作の改良を試みボクハラの原に米國式の機械を設置し以て大に綿業の發達を計り、鐵道の開通を以て農工業の開設を促すと同時に貨物の増加を以て鐵道事業の維持發達を期し彼是相持ちて以て國運の伸張を企圖す其結果の如何は暫く之を論外とし施設の雄大なるピートル大帝の遺業に耻ざるものと云ふべし

製造事業

製造事業に就ては露國は既報の如く關稅保護政策を採り殊に綿業の如きは粗品製造品共高度の關稅綿英一「プロト」に付き二留十哥、紡績絲は前記の如し織物は一「フント」十六平方「アーション」以上のもの一「フント」に付き一留四十五哥、二「フント」は六千三百十九「グレイン」餘、一「アーション」は二十八「インチ」を以て之を保護し、方今綿花

の需用高三分の一（西曆千九百一年の同品輸入高は五千七百二十三萬一千餘留なり）は國産を以て之を供給し綿製品の如きは上等品若くは新規の珍品に非ざる以上は殆ど國産を以て需用を充すに足るに至れり、然れども「ミルユコフ」氏の調査に據れば此保護の爲め露民が縮類に向て要する所の費用は一億二千三百一留を増加せり、毛布類も品質分量共に非常の増進を爲し輸入税「フラネル」毛氈類は一「フント」に付き五十五哥敷物は一「フント」に付き四十哥其他の毛布一「フント」に付き十三哥より三留まで、絹製造所は西曆千八百九十年には一箇所なりしに爾後十年を経ざるに既に十有四箇所となり（絹絲の關稅率は前記の如し、手巾織物等は「フント」に付き七留五十哥、化學的藥品製造の進歩亦他業に後れず別に曹達輸入税二「フント」に付き九十哥の如きに同時間に十個を増加を示し、甘菜の耕作、製糖事業の如きも保護獎勵の爲め大に發達せしと雖も價格大に増加し其消費も之を外國に比して非常に少量にして獨の消費高一人一年二十七英斤英は八十四英斤而して合衆國は六十九英斤なるに露は僅かに十三英斤に止まる、抑々露民は茶消費者の大なるものなるに此異狀を呈す生計上蓋し已を得ざるの事ありて存するに由る其税金の高きは既述の如し、夫れ然り然るに輸出は常に之を獎勵し輸出品として一

圓五十錢を償ひする同量同質の砂糖に對し内地消費者は二圓六十八錢を支拂ふを要す而して茶も亦非常に高税を負擔し磚茶英一斤は八片其他の茶は同上一志十片印度及セイロン茶には同上に一片を附加す、今之を英國と比するに英國に於ては茶は約六百五十萬磅の輸入税を負擔するに拘らず明治三十八年三月までの最高市價は英一斤四片七五最低は三片七五にして露の税金より遙かに廉なり其他鑛山事業の如きも又大に發達伸張せり

第三目 保護政策並に外資輸入

今露國實業界輓近の實況を達觀するに西曆千八百八十八年より同千八百九十七年までは非常の進歩を爲し其より事業漸やく投機に馳せ弊端百出支持するに由なく終に破綻を生じ西曆千九百一二年に至り未曾有の恐慌を惹起するに至れり、抑々露國稅關率は製造事業保護の爲め非常の増加を來せしは既説の如し而して其結果として棉花、生絲、茶、珈琲、木實等を除き或種の外品の輸入大に減少し機械器具、諸地金屬類の如きは其最たる者なり近時少しく回復の徵ありと雖も尙ほ往日に及ばざるものあり其實況左の如し

第四十五表

保護政策

	西曆 一八九九年	同 一九〇〇年	同 一九〇一年	同 一九〇二年	同 一九〇三年	同 一九〇四年	同 一九〇七年	同 一九〇八年	同 一九〇九年
機械類	九、四三三	七、七〇三	五、七〇三	五、三三三	六、七六六	五、三三三	六、三三三	六、四〇〇	六、七六六
金屬器具類	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
諸地金屬	四、五〇六	三、六六〇	三、〇一五	三、六六六	三、〇一五	三、〇一五	三、〇一五	三、〇一五	三、〇一五
石炭及煤炭	三、〇六八	四、三二一	三、二〇八	三、二〇八	三、二〇八	三、二〇八	三、二〇八	三、二〇八	三、二〇八
諸色素	一、三〇三	二、〇〇〇	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三

外資輸入

由之觀之露國の保護政策は頗る其效を奏し該國へ輸出するに便利なる者は物品に非ずして貨幣なるの事實を呈せり、夫れ資本の利に就くは猶ほ水の低に就くが如く露國の内政保護に傾き物價騰貴し佛、白の如く資本内に充實し有益なる投資の道を求むるに汲々たる國の資本家の爲には露國は實に屈強の投資場となり、明治二十七八年日清戰爭の結果は東洋に新局面を開き露國サイベリヤ經營に一層の活氣を添へ餘響同國一般の事業界に及び外面頗る活潑の狀況を呈し物價爲に騰貴するに至り西曆千八百九十四年以來佛、白の資本の輸入を誘致し、同年より五箇年間年次に千萬法、三千六百萬法、一億二千萬法、一億八千萬法、三億六千萬法の巨額を注入せり而して此間露に入りたる外資總額は十四億二千餘萬留にして結社の數九百二十七に達せり、越えて西曆千九百一年に於ては佛、白兩國人の露國に

於て結社する者二百六會社(内百六十六は白他は佛に達し、資本額十五億法以上と註せらる而して内十億は白に屬し他は佛人の放下に係るものとす、其他獨逸人の施設に係る者三十英人に屬する者十九會社にして多くは西曆千八百九十五年以降に設立免許を得たるものとす

第四目 投機の發生及大破綻

情況既に斯の如し、投機の之に伴ふは勢の免れざる所にして當時露國會社の株式は歐洲大陸殊に佛白兩國市場に於て投機買賣の目的物となり、一時非常の好況を呈し異常の高價を示せり、然るに露國人口一億四千萬中歐洲文明流の物品を需用する所の者は其上流に位する二百萬乃至三百萬に止まり人口の約八割五分は所謂「ムトックス」下級農民に屬し其購買力甚だ乏しく其他約三千萬の亞細亞種族は嗜好購買力共に缺如し新事業生産品の需用は前記少數の人民と陸海軍及鐵道事業の爲め生ずる政府の需用に止まり需給其平を失し保護の結果忽ち生産超過となりウキッテ氏は更に外債を起し鐵道を延長し其困難を救はんとせしと雖も、時勢一變し中央及西方歐洲諸國に於て商況漸次恢復し西曆千九百一年以降頗る盛況を示せしを以て資を露國に投ずる者大に減少し同年に至り流石の佛國も無限

所謂借債略

の信用を共同盟國に與ふるに躊躇し一億五千萬留の募債に應ぜず露國政府は已を得ず歩を伯林及アムステルダムに移し清國債金を質とし幾かに其目的を達し露國信用が清國の信用を以て支へらるゝの奇觀を呈せり、外債總かに成りしも尙ほ之を以て支ふる能はず終に法律を無視し中央銀行をして鐵事業の爲め巨額の融通を爲さしめ其高西曆千九百一年には四千萬留、同二年には七千五百萬留、同三年には一億留の巨額に達せり、然れども大厦の覆かへる一木の能く支ふる所に非ず終に一大破綻を生じ證券の下落實に甚しきものあり而して前記七千五百萬留中九百萬留は既に損失に歸し其高漸次増加するの勢あり、請ふ左に主要なる露國會社に就き其株式價格の變動を表示せん

第五十三表

市	會社名	種	格	年		
				千八百九十二年六月	千八百九十二年六月	千八百九十三年六月
製	フリヤン	株式	100	100	100	100
	ドネツツ	株式	100	100	100	100
造	白露	株式	100	100	100	100
	白露	株式	100	100	100	100
會社	ツィラ	株式	100	100	100	100
	タガン	株式	100	100	100	100
鐵山	ロムフ	株式	100	100	100	100
	イヤ	株式	100	100	100	100
會社	ルーガン	株式	100	100	100	100
	リコウ	株式	100	100	100	100

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
千八百九十四年	六月	五、六五	四、一九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千八百九十五年	七月	一、三〇〇	七、六八〇	一、一四五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千八百九十六年	七月	一、三三五	八、三三五	八二五	九六	二九〇	—	—	—	—	—	—	—
千八百九十七年	七月	一、三三〇	七、四七五	九二〇	一四一	二六二	—	—	—	—	—	—	—
千八百九十八年	七月	一、二七五	八、四六二	一、〇二五	三〇〇	五七七	—	—	—	—	—	—	—
千八百九十九年	七月	一、三三〇	四、七五〇	一、三三〇	五〇〇	五二五	—	—	—	—	—	—	—
千九百年	一月	一、二四八	四、七六二	一、一七五	六三八	一、三三〇	—	—	—	—	—	—	—
同	六月	一、四〇〇	四、〇七五	九一〇	五八〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
千九百一年	一月	六、九五	二、九〇〇	六三五	五九〇	一、〇八八	—	—	—	—	—	—	—
同	七月	六〇	二、六〇〇	七〇二	四九〇	九三五	—	—	—	—	—	—	—
同	十二月	二、〇〇	二、〇〇〇	六四二	五九二	八五〇	—	—	—	—	—	—	—
千九百二年	六月	二、九六	一、〇〇〇	六九二	四一〇	九六〇	—	—	—	—	—	—	—
同	十二月	三、七五	一、七九三	七六二	三〇五	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—

近年の實歴夫れ斯の如し、後の下落は前の騰貴に比して更に甚しきものあり此恐慌の爲め在露外國會社の倒産せし者百六十四個にして其資本高七億六千五百萬留に達し其の五分の四は佛、白兩國に屬し、一億二千二百萬留は獨に、約一億は英に屬す而して露國最上の有價證券と認められたる、ノリエル石油株及土地銀行の株式も非常に下落し前者は一株七十留後者は一株四十四留を下落せり

第五目 善後策の困難

今回の恐慌に於て最大の悲境に陥りし者を製鐵事業とす此の所に其梗概を述ぶるは敢て無用の業に非ざるべし、抑々露國の製鐵事業は特別非常の保護を受け(條鐵、蹄鐵用は一ブード)六十哥葉鐵同上八十五哥、餘は準之一時著大の發達を爲し西曆千八百九十九年は既に其盛時を過ぎ漸やく衰勢を顯出せしと雖も、同年以降西曆千九百一年に至る迄は尙ほ其面目を保ち其間各年上半年期の銑の產出高は一億六千三百萬乃至七億七千三百萬、ブードを維持せり、然れども西曆千九百二年に至りて大破綻を生じ勢終に支へず同年半期の生産高八千三百萬、ブードに減少し二十六個所は全く事業を停止し、總かに事業を維持する者も其所屬鑛鑪中八十箇の火入を止め、六製鐵所は債務の辨償を爲す能はずして司法處分を受け、其他アレキサンヅロウスク、ブランスク等ウキッテ氏取立の屈指の製鐵所鐵道器具機械製作所十二個も大に動搖し西曆千九百二年一月には其株式七割乃至九割五分の下落を示し、グレボフ工場の如きは全く倒産の悲運に陥れり、是に於て政府も之を默止するを得ず西曆千九百二年十一月主要なる當業者を召集し救濟法に就き彼等の意見を徴せり、然れども再力到らざる所河聲西に向て流れ一も採るに足るもの

なし今其條項を擧ぐれば左の如し

第一 生産高に制限を置くこと

第二 外國より原料品を輸入する製造所には一切注文を爲さざること

第三 爾後新に製造所の開發を許可せざること

等はなり是れ豈に鶴を喰ふの狼にあらざらん乎咽喉一たび通ずれば狼何ぞ思を知らん哉直ちに取て以て鶴を喰ふの恐れあり然り而して斯の如きは政府をして事業に干渉せしめ國家の進運と事業の發達とをして互に相伴はしむること能はず需給自然の調和を失し非常に有害なるや多辯を要せず前には保護の結果徒らに供給を増加し以て生産超過の弊に陥り後には漫に壺を吹きて生産を制限し以て供給の缺乏を來すを顧みず國家の發達と衆庶の困難を度外視す偏見の士往々斯の如きの説を爲す豈に戒めざる可ん哉當時彼のウキッテ氏の如きは説を爲して曰く

保護政策が一時多少の犠牲を要するは實に已を得ずと雖も而かも政府は此犠牲を輕視せずして成べく速かに此過渡時代を經過する爲に最大の力を盡さざるを得ず中略事業者の或者が其生産品相場の下落の爲め損失を受け又は得

所謂救済策

ウキッテ氏の説

べきの利益減少するに對して不平を唱ふるは多少恕すべきの情なきに非ずと雖も此物價の減少が國家經濟の爲に危険なりとの念慮を抱くが如きは甚しき誤謬と云はざるを得ず抑々露國製造事業の發達及國內競争の結果が此下落を來すは政府の望む所にして其政策に伴ふ所の効果なり云々  
當時露相の言斯の如し是れ沒絃の琴のみ唯ウ氏のみ能く之を彈ずるを得豈に擊石拊木の調ならんや而して其所謂一時の犠牲なる者或は永遠に渉るの虞なきを保せざるなり

由是觀之露國上下の近年の恐慌に對する意中の梗概は粗々之を窺知するを得べし前陳の所謂救済策の如きは固より採るに足らずと雖も既に根底に於て其方策を誤り一部の供給超過を惹起せし以上は之を救ふに又姑息の策を用ひざるを得ず外國に市場を求め又は一時生産を制限して異常の下落を防ぐも亦是れ臨機の方策にして蓋し事情の已を得ざるものなしとせず然りと雖も方今各國各々其業を勵み殊に鐵類の如きは其最も努むる所にして多く他國品を要せず、鑛產品の如き重量多き物品を遠く千里の外に致すは固より容易の業に非ず實際に於ては生産制限は殆ど唯一の方法にして西曆千九百三年一月ウーラル地方の製鐵所も

或は姑息策の必要あるべし

南部同業者の例に倣ひ一同盟を組織して其生産品價格の減少防遏の方法を講ぜり、抑々恐慌の原因は意外の邊に伏在す豈に鑑みざる可けん哉

第六目 恐慌後の情況

當年の恐慌繼かに治まり傷痕未だ癒へざるに戰雲漠々北亞の天に漲り農とな  
く工となく商となく大に露國經濟界の秩序を亂し、ロージワルソ、ベッコロフ、共  
にポーランドに在り等の工業地最も其影響を蒙り小製造所は之を維持するこ  
と能はず既に廢滅に歸し、大製造所は其工程を減じ之を平時に比して僅かに八割  
乃至五割を保ち、サイベリヤ地方へ長期信用を以て賣却せし製造品の代價は之を  
收容するを得ず、同所の農産物は軍用の爲め鐵道の便を得ること能はず食品の  
價大に騰貴し肉類は五分乃至九分の上騰を示し其他の日用品は其以上に騰貴し  
ピロウスクは於ては千八百人、ウイデブスクに於ては三千六百人、其他リダリ、  
パウ等北海々岸の市府に於て事業の沈滞最も甚しく庶民市に饑へて犯罪暴行至  
らざるなく殆ど收拾する能はざるの勢を呈せり加ふるに農民は乾第二編第二章  
第八節第六目に記載せしが如き状態に陥り明治三十七年の農作亦豊穰を云ふを  
得ず、ベサラビヤ、イリサベスグ、ラト地方の麥作の如きは皆無を報じ其他ポ、ラ、ワ、

ケルソン等率皆無若くは收穫不足等を告る所枚舉するに暇あらず抑々露國は宇  
内の強國にして其面積全世界の六分一を覆ひ前記少部分の凶歉の如きは聊か留  
意するに足らざるに似たりと雖も其所謂六分の一の大部分は四季氷雪絶ゆるな  
く地亦磽确にして五穀を産せず禽獸魚鼈亦棲生し難し之に反して前記の數地方  
は豊饒膏腴を以て稱せられ所謂露國の選拔地なり豈に其凶歉を以て寒心する所  
なしとせんや而して西曆千九百五年亦稔らず歐露四十九縣中二十三縣は饑饉地  
と認めらるゝに至れり、翻て金融界の情況如何を觀るに明治三十七年十月銀行の  
破産する者少からず就中ラッポ、ベト、シヤ、キ、ン、會社、ア、ン、グ、レ、エ、銀、行、の、如  
きは其最たる者にして第一は清算上七百萬留の不足を生じ第二は其高千萬留に  
達するの勢にして目下債權者の調査中に係り、第三の實況は未だ之を詳かにする  
を得ず其原因は投機にありと云ふと雖も亦戰爭の影響たる哉疑を容れず加ふる  
に明治三十七年九月までの輸入は之を前年同期關に比して七十萬圓を減少し其  
主因は棉花の輸入に至りて前年の九百三十萬圓より八百五十萬圓に減じ而して  
輸出に至りては約四千萬圓を減少せり、是等經濟事項にして其當然の結果を生じ  
明治三十八年一月以降の騷擾を惹起し事情紛糾一時は殆ど收拾す可からざるの

勢を呈せり、然れども天露國に幸ひし西曆千九百八、九兩年は引續き未曾有の豐年にして十年の作柄亦平年に下らず露國民衆爲に多年の疾苦を免れ隨て事情平穩なるを得たり切に望む天永く一億五千の生靈に豐年を降し露國をして大國の實を舉しめんことを然りと雖も年の豐凶は人爲を以て之を如何ともす可らず國三年の蓄なくんば國其國に非ず慎ずんばある可らざるなり

### 第五節 西曆千九百七七年の合衆國の恐慌

#### 第一目 恐慌の原因

- 西曆千九百七七年の米國恐慌に就き當時の倫敦經濟雜誌は其原因を論じて曰く
- 第一 南阿事件及日露戰爭の結果巨額の資金を蕩盡し尋で多額の公債募集ありて軍事の費用増加せしこと
  - 第二 右の事項あるに拘はらず收穫豊富にして諸船の事業を膨脹し隨て實力以外に信用を擴張せしこと(西曆千九百七七年に終る所の三年間に米人の新證券發行高は約四十二億七千萬弗にして之に最終年の未發行高約七億九百萬弗を加ふれば三年間の企圖高及發行高は約五十億弗の巨額に達す)

第三 過去十箇年間世界産金額(西曆千八百八十七年の一億五百万弗より同千九百七七年の四億三千万弗に進せ世界の金貨在高は同時に三十六億二千四百萬弗より六十七億五千万弗に増進せり)の倍加したるは幾分乎物價騰貴の因を爲したるに相違なしと雖も事實は騰貴の其以上に昇りしこと(米國では西曆千八百九十七年の最下と同千九百七七年の最高等との間に六割の差増を示す)

第四 右の結果として諸般の投機を惹起し殊に土地、鐵道株、銅株其他工業株に於て甚しく加ふるに新會社の設立多く巨額の新株を散布せしこと(ハリマン鐵道投機のみにも紐育へ地方より四億弗を引入れ歐洲市場殊に倫敦銀行も巨額を米人へ貸付けたるを以て西曆千九百六年末英倫銀行は利率を上げて之を戒めたり又ハリマン系統の者流は鐵道株投機の爲め銀行より八千万弗を借入れたる是等巨額の返金取入の爲には一騒動起らざるを得ず)

第五 投機熱斯の如く高度に達せしを以て銀行は自衛の爲め資金回收の策を採りしに忽ちにして市場を寒却し預金者及投機者に恐怖心を起せしこと

是れ頗る吾人の意を得たるものと云を得べし而して佛國のポリユエー氏の如きも事業の擴張及信用濫用の爲め一恐怖の來るを豫言し方今世界の貯蓄は如何に裕かに之を見積るも一年四億八千萬磅を出でざるに西曆千九百六年には新事業の爲め六億五千萬磅を要し投機的事業擴張の風潮尙ほ止まず同千九百七年には主として米人の舉動に依り資金の需要蓋し前年より多かるべしと論ぜり實に至論と云つべし今實際に就て之を見るに西曆千九百六年に於ける米人の投資計畫高は約十六億三千五百萬弗七年に於ける其は約二十一億三百萬弗にして前年に比し四億六千八百萬弗を超過す然れども市場の情況全額の發行を許さず發行は約十三億九千四百萬弗に止まれり而して事業に就て之を區別すれば鐵道に關しては企圖額約十五億六千九百萬弗發行額約九億五千七百萬弗工業に於ては前者約五億三千四百萬弗後者約四億三千七百萬弗なりとす實に非常の膨脹と云ふを得べし又合衆國に於ては過去六箇年間の貨物の純輸出は約二十八億五百萬弗なりしと雖も其間金の純輸入は約一億二百萬弗に止まり銀の純輸出は約一億二千四百萬弗にして貴金屬を失ふこと約二千二百萬弗なりとす其貨物純輸出の多きは外國へ對する債務の支拂を表示す豈に北米合衆國を以て資金豊富の國と云ふ

を得んや夫れ資金の需給は瀑流の如し浪波相續て相踰越することなきを要す然るに前年以來の實況は後浪前波を踰ゆ加之彼のサンフランシスコ及ワルバレイゾの震災火災の如きは實に四千萬磅の資本を蕩盡せり動亂の生ずる蓋し免れ能はざる所の數なりとす抑々近來の經濟界たる事情頗る複雑を極め明治三十九年臘月以來我國の市場頻りに變調を呈し年初以降諸般の有價證券多大の下落を示し尋でゼノワ埃及等の景況穩ならず景氣頂上にありたる米國の諸有價證券漸やく下落の兆を顯はし中夏の頃獨米兩國の貿易不振の流説ありて市場活氣を失ひ銅株の如きは第一の悲境に陥りアムステルダム、ハムホルヒボストン等の商況亦振はず曩に生命保險會社の不始末あり又市街鐵道會社調査の結果はその内部の魂膽を露顯し紐育市民一般に資本家に對し疑心を抱き人心恟々として薄氷を踏むの思を爲し些少の事件忽ち導火線となるの勢を示せり然るにモルカンチル、ナシナル銀行の頭取たるオーグスタス、ハインチエ氏は其名の表示するが如く獨逸出身の投機者にして指を種々の事業に染め殊に軌近最も世界の注目を惹く所の銅業に渾身の力を籠め坊間銅王の名を得同類モールス及トウマス兄弟と共に六個の國立銀行十有二個の州立銀行及五六の信託會社等の大株主と成り是等を其



藥籠中に込め縦横市場に其怪腕を振へり然るに風波常に順なる能はず當時銅價大に下落し銅業會社の株式日に向下の勢を示せしを以て如何にしても之を挽回せんと圖り信用の濫用至らざるなく有價證券取扱組合なるグロス及クリーボルグ商社を使喚し舍弟オート、ハインチエの會社をして大に銅株の買煽を試ましめ三十九の低價にありし銅株を一時十月十四日六十に引上げたり然れども大厦の覆へる一木豈に能く支へんや十月十六日に至り反動の爲め僅か十の低價となり前記會社は之を引受る能はずして閉店せり是に於てグロス及クリーボルグ商社進退途を失つて如何ともする能はず衆目モルカンチル、ナシナル銀行本行は資本三百萬弗積立金五百萬弗預金二十萬弗を有して中流の一銀行なりしに集まり流石不敵のオークスタス、ハインチエ氏も勢屈し情露はれ茫然自失爲す所を知らず終に交換所に向て援助を求めたり(交換所は國立銀行の法定準備金其他地方銀行の爲替基金等を預り居るなり西曆千九百七年十一月十六日には其高約二億千八百七十萬弗前年の同月同日には約二億五千二百七十萬弗を有せり)元來輓近銅價の變動は世界の一大事件にして西曆千九百六年の銅價最高は一噸百八磅最低七十六磅一五にして同千九百七年一月には平均百五磅六五にして其より漸次下落

銅價及銅株の變動

し九月十一日には六十七磅一〇となり同十六日には六十四磅半に下落し爾後引續て下落し明治四十一年二月には五十八磅八分の一の低價を呈はせり銅株は西曆千九百六年にはリオチント株最高二、三二五最低一、六二四なりしが同千九百七年三月には二、七七〇なる未曾有の高價に達し其より急轉直下し九月十一日には一、八八〇と成り同十六日には一、八一八に下落せりポレラ株も大同小異にして西曆千九百六年の最高は五、六〇〇にして最低は三、〇〇〇を示せり越えて同千九百七年引續て高價を保ち四月には五、九〇〇の價格に達せしが其より急に下落し八月十四日には四、一六五となり九月十一日には一寸跳返し四、二二〇となりしも同十六日には四、一五〇に下落し三月には英一斤二十六仙の高價を保ちし丁銅六月に至り十三仙半となり尋で十二仙に下落せしと雖も尙ほ需用なく七月十四日には電氣精製銅(エレクトリックブランド)すら十五仙半に下落し西曆千九百七年に入り引き續き下落し前年五月には一噸百一磅なりしに七年二月には五十八磅八分の一に下落せり斯くの如くして當時合衆國に於ける銅の供給五割五分を占めたる合同製銅會社甚しき困憊に陥りモンタナ州所在の數箇の製銅所該州は合衆國中有數の銅產地にして西曆千九百六年には産銅總額九億千七百六十萬噸中約三億

噸同七年の總額八億九千五百四十萬噸中約二億二千八百萬噸を産出せりは其門戸を閉鎖すの否運に陥れり而して綿業等亦振はず十月十四日に至り在シカゴマニシヤルフヒールド會社困難に陥り其製品價格を九分乃至一割五分方切下げしと雖も尙ほ市場を得る能はず棉花亦大に下落し十二仙一英斤の價格を保ちし「オツブランド」種と雖も二十八日に至り十八仙「ミル」の低價を示し月末僅かに十仙九「ミル」に引上げたり而して中旬に於てはデツロイト合同鐵道會社、トロントン鐵道會社及電氣會社等非常の困憊に陥り配當を爲す能はずしてモントリオル取引所に半恐慌を惹起し加ふるに歐洲市場に於ける米國有價證券の價格銅株と共に非常なる不景氣を示し爲に米國に向て巨額の賣出を生じ紐育市の相場大に下落し事情複雑實に容易ならざる情況を呈せり此時に當り銀行の倒産若くは支拂停止は非常の惡果を生ずべきは理の最も見易き所なるを以て交換所も之を他山の石視する能はず直ちに精密なる調査を遂げ幸にして基礎に於て疑ふべきものを發見せざりしに由り重役の辭職十七日「ハインチエ」氏辭職せりを條件と爲し救済の道を講じ一旦纒かに事なきを得たり

第二目 恐慌の發生

然れども抑々今回の恐慌たる一朝一夕の故に非ず禍因深く市場に蟄伏し十七日に至り「ハインチエ」氏の關係したる「モントリオル」市の「ブート」貯蓄銀行其門戸を鎖し「ハムボルヒ」の「ハレル」會社倒産の飛報到達し前記銅會社は其割賦を二分より一分に減却し市場頗る穩かならず「モールス」氏と親密の關係ある北米國立銀行及新「アムステルダム」國立銀行共に動搖し交換所の援助を得て纒かに支拂停止の悲運を免かれたり然れども「モールス」氏は普ねく士人の指彈を蒙むり其他位を退かざるを得ざるの事情となり「トゥマス」兄弟亦同一の運命を免れず事業界金融界より退隱して人心稍やく安堵し市況平穩に歸せんとせしに馬塊原頭禍根尙ほ減せず市中騒然たりき鼎沸亂麻の狀を呈せり然れども事二十日午後取引所執務時間後に起りしを以て眞の騷動は明日に至り生し起れり二十一日には紐育第三の大信託會社なる「ニツカバカ」會社の交換代理銀行たりし商業銀行「ナショナル」バンク、「フアコムモルス」が該會社重役中前記「ハインチエ」氏の製銅事業に關係する者ありて其基礎爲に確實なるを得ずとの理由を以て代理を辭し尋で社長の辭職後ち自殺したりとなり市場爲に不安の念を生じ茲に始めて一場の波瀾を生じ預金者二萬一千の大衆遽かに起り蝟集して稻麻竹葦の如く十重二十重に「ニツカバカ」會

社を取囲み喧騒例ふるに者なく會社も努力して七千萬弗是は多くは土地及債券  
 下受の爲に固定せりの預金中三時間に八百萬弗を支拂ひしと雖も勢屈して終に  
 支へず二十二日支拂を停止するの已を得ざるに至り翌年四月三日に稍やく復舊  
 開店せり一波動ひて萬波之に従ひ全市の銀行及信託會社頓に信用を失ひ玉石を  
 分つに違なく市民一齊に起りて古今未曾有の大恐慌を惹起し通知貸利率の如き  
 は五分より一躍七割となり信用全く地に墜ちたり是より前き合衆國政府は市場  
 漸やく不穩の狀況を示すを見救済の已む可らざるを察し八月二十三日國庫剩餘  
 金二千六百萬弗を支出し樞要の地方の國立銀行に分預するの議を定めたり恐慌  
 の起るに及んで黙過するを得ず大藏卿コルテルユイ氏は時を移さず紐育へ馳下  
 り支金庫門前の高段に立ち顯はれ大聲に予は茲に在り政府に將に二千五百萬弗  
 を市の諸銀行に預け入れ救済に盡力すべしと呼はりしに市氏は大藏卿の出張を  
 見て事態愈々容易ならずと爲し一時却つて動搖を高めたり然れども幸にして彼  
 の有名なるモルガン氏等の關係する「ナショナル、シチー」銀行は六分を以て巨額を  
 貸出し救済に盡力し政府機敏の處置亦其効を奏し市場少しく穩ならんとせしに  
 夕刻に至りメイエル會社なる者が百二十萬弗の負債を辨濟する能はずして倒産

せりとの報ありて市場復た亂れ米國信託會社取付此取付はニツカバカの頭取バ  
 ルネイ氏が支配人を兼ねしに由るニツカバカの取付の近因はバルネイ氏が「コム  
 モルシヤル」の重役モルリス氏と關係ありしに因縁すに遭遇し五千萬弗の預金中  
 先づ五百萬弗を拂ひ戻し繼に之を支へ漸次増加して拂戻高三千三百萬弗となり  
 リンコロン信託會社も亦取付に遭遇し兩社の拂戻高結局五千萬弗の巨額に達せ  
 しも是等二會社は基礎確實にして無事難關を經過するを得たり然るに又もや他  
 方面に於て一大破綻を生じウエスチンハウス製造會社、同機械製造會社及ノルン  
 スト洋燈製造會社の機關銀行たるピッツブルゴの證券放下會社非常の困難に陥  
 り正に生死の間に在りとの飛報ありて愈々混亂を増し通知貸利率は十割となり  
 市中近在の銀行及信託會社にして多少の動搖を爲さざる者なく災全國に延及し  
 收拾す可らざるの勢を呈し二十四日に至り通知貸利率十二割五分の最高に達せ  
 り茲に於て有力なる大銀行力を合せて救済に従事し政府も亦大に努力し恐慌の  
 發生より四日間に三千五百萬弗を支出して必要に應じ諸銀行へ預入し其高漸次  
 増加して十一月十日に於ては諸國立銀行の政府預金高都合二億二千六百八十三  
 萬六千二百三十七弗四仙の巨額に達せり而してモルガン氏の率ゆる大銀行も亦

一) シンチケート<sup>1)</sup>を組織し二千五百萬弗を支出して救済に盡力すべきを議決し、<sup>2)</sup> ツクフェラ氏の如きは一千萬弗を融通せり、然れども禍根尙ほ滅せず、紐育市の四五の銀行支拂を停止しブルクリン<sup>3)</sup>之が影響を受けブルクリン銀行、ジェンキンス<sup>4)</sup> 信託會社等、同市知名の銀行會社にして支拂を停止する者陸續踵を接し、又ロード、アイニンド州の主府なるフロウデンス市の合同信託會社、預金二千五百萬弗急遽の取付に遭遇し、其他の信託會社亦同様の運命に陥り、同市の金融界一般に動搖せり、而して市場現金の缺乏甚しく、紐育の貯藏銀行は同盟して自衛の爲め預告法則ち法律に貯金の引出には六十日又は九十日前の通知を要すとの規定あるを奇貨とし之を實行して現金支拂は目下必需の少額に止むることゝ爲せしに、他市府も争ふて之に倣ひ、二十七日に至りて紐育市の信託會社も同業中規約を定め預金の拂戻には特別なる事情あるに非ざれば、交換同盟銀行に宛てたる保證小切手を使用し成るべく現金支拂を避るの方法を採るの決議を爲し之を實行せしに、之に倣ふ者續々として輩出せり、勢斯の如くなりしを以て紐育市は六分利付三千萬弗の公債を發行し埋没金を流出せしめんと欲せしと雖も、應募額は募集額の十分の一に達せずして失敗に終れり、製造事業及鐵道事業も亦困難に陥り二千百萬弗の大

資本を以て西曆千九百三年に數會社を合併して組織したるボーブ自動車及自動車製造會社は其普通株は之を無配當と爲し優先株に對し五十七萬四千弗の割賦を支拂はざるを得ざるの義務有るに、純収入は僅かに二萬三千八百六十弗に止まるの窮狀に陥り事情複雑終に如何ともする能はずして倒産し一二同種事業の仕拂停止尋で起り、二十三日に至り西曆千九百二年以來優先株に五分の割賦を爲し來りし南線鐵道會社は之を三分に減じ、二十八日に至り西曆千九百三年以來四千七百萬弗の第一優先株に對し四分同千九百五年以來千六百萬弗の第二優先株に對し等しく四分の割賦を支拂ひ來りしイリ<sup>5)</sup>鐵道會社が線路其他の改良の爲め臨時の費用を要するを理由と爲し割賦金の支拂を止め西曆千九百十七年に於て償還せらるべき四分の割賦證券を發行せり、是に於て市場益々紛亂し人心恟々として安からず取引所亦非常なる困難に陥り殆ど有價證券の賣買を停止せざるを得ざるの勢を呈し遂に國立銀行の所有に係る二割五分の法定準備金を引出さざるを得ざるの窮極に陥れり、此等の準備の無効にして且つ有害なるの一例なり、然れども幸にしてモルガン氏の斡旋する所と爲り、總かに無事なることを得たり、然れども尙ほ未だ根治の域に達せず十一月十六日勢漸やく逼迫し將に取引所を閉

鎖せんとするの悲境に陥リビツツボルグ、ニューオリエン及タルースの取引所は勢支へず終に閉鎖の否運に陥り、紐育取引所に於ても最も著名なる七十種の有價證券の取引高に減少し十月二十一日には其高三十二億五千二百萬弗なりしに十一月九日には十五億六千四百八十萬弗に減縮し西部諸州即ちキャリフォルニア、ネバダ、オレゴン、オクラマホ及ワシントンの如きは銀行の臨時休業を執行するに至れり

第三目 救済最後の手段

是に於て十七日に至り合衆國政府は二分利付五千萬弗のバナマ運河公債(工業の爲め目下の必要あるに非ず)及三分利付一億弗の短期公債(額面五十萬弗無記名にして形ち紙幣に酷似し西曆千九百八年十一月二十日に償還すべきものを發行し銀行より資金を引出すと同時に個人の手裏に埋藏せられ居る資金を開放せんと圖れりと雖も巨額の短期公債は紙幣増發の結果を來すの患あると償還の爲め多少の困難あるを免れざるを以て反對多く後者は僅かに一千五百四十三萬六千弗の發行に止め前者は二千四百六十三萬一千弗の發行に止まれり(國庫に二億五千萬弗の剩餘金を持ちながら起債を要するは銀行及貨幣法の不備なるが爲めなり)

公債證券の發行

交換所證券の發行

是より前き十月二十六日紐育交換所は最後の手段として交換所證券の發行を議決せしに國中十萬以上の人口を有する二十有この都會相尋て此例に従へり抑々交換所證券なる者額面は紐育なる五千弗一萬弗二萬弗を通例とす然れども今回はシカゴ、チャールストン、デトロイト等は一弗二弗五弗十弗の小券を發行しモントゴメリアアラバマの如きは二十五仙券を發行するに至り小券の總額都合一千三百萬弗に達せりは交換所が組合銀行より相當の質物を徴し相當の利子普通六分を付して發行し組合銀行中貸借決算の爲め合法貨幣同様に使用せられ組合銀行の爲め其丈の金融を緩和するの力を有する者にして恰も不規則にして微弱なる日本及獨逸の制限外發行の如き效用を有する者なるを以て合衆國に於ては西曆千八百六十年の恐慌以來屢々其發行を試み頗る機宜に適する者なり今過去及今回に於ける發行高及流通期間等を示せば左の如し

第五十四表

西曆年次	發行初日	引揚濟年月日	發行總高	最高流通高
一八六〇	十一月廿三日	翌年三月九日	七、三七五、〇〇〇 <sup>弗</sup>	六、八六〇、〇〇〇 <sup>弗</sup>
一八六一	九月十六日	同年四月廿八日	二二、五七八、〇〇〇	二一、九六〇、〇〇〇

一八六三	九月十五日	同年二月一日	一一、四七二、〇〇〇	九、六〇八、〇〇〇
一八六四	二月廿九日	同年六月十三日	一七、七二八、〇〇〇	一六、四一八、〇〇〇
一八七三	九月廿二日	翌年一月十四日	三三、三五〇、〇〇〇	二二、四一八、〇〇〇
一八八四	五月十五日	不詳	二四、九一五、〇〇〇	二一、八八五、〇〇〇
一八九〇	十一月十二日	翌年二月七日	二九、一四〇、〇〇〇	一五、二〇五、〇〇〇
一八九三	六月廿一日	同年十一月一日	六九、一一一、〇〇〇	三八、二八〇、〇〇〇
一九〇七	十月廿八日	同年四月一日	二六、〇〇〇、〇〇〇	二〇、四九二、五三一〇

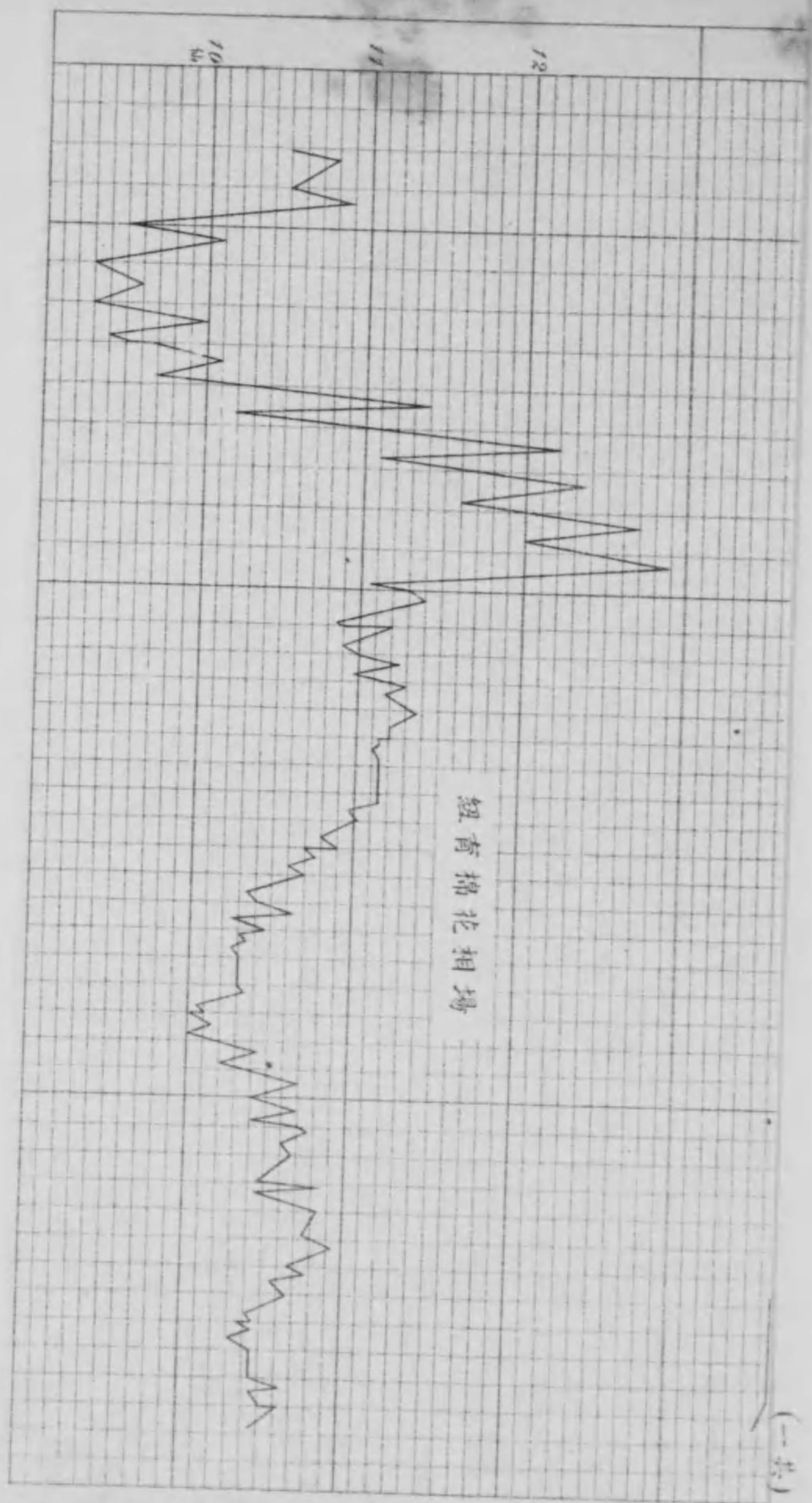
紐育市の發行最高額は八千八百餘萬弗にして西曆千九百八年一月廿八日其大部分を引揚げ五百五十二萬弗を残せり、今回の發行高は未曾有の巨額に達し其區域も亦之を往昔に比し非常に擴張し二萬五千以下の人口を有する小都會に及び殆ど全國に渡れり、今之を史乘に照し其擴張の歩武を見るに頗る趣味あり即ち西曆千八百七十三年には紐育市及費府に止まり同千八百八十四年の場合の如きは單に紐育一市に止れり而して西曆千八百九十年は紐育ポストン及費府に廣がり同千八百九十三年の場合の如きは紐育ポストンボルチモール費府及ピッツホルグに及び、今回は前記の如く殆ど全國に擴がれり、斯の如く交換所證券を發行したる

は機宜に適するの處置たる哉疑なしと雖も之と同時に紐育市の諸銀行は眼を全局に注かず自家手元の都合のみに着目し貨幣を市外に出すことを制限し或は停止するとあるべしと議決せしを以て地方銀行は紐育の援助を得る能はざるを虞れ力めて貨幣を自家の函中に埋没し其高二億三千乃至四千萬弗に達し大に市場の滯滞を來し交換所は更に交換所小切手なる者を發行するの要を生じ其高千四百萬弗に達し其他國立銀行は條例に禁令あるに拘はらず出納方小切手を發行し其高千四百萬弗に達せり而して商工業者及鐵道會社等は勞銀の支拂に差支へ支拂小切手なる者を發行し其高四千七百萬弗に達しピッツホルクに於て最も多額を占め四千萬弗を超過せり、是等法律外の通貨發行一時都合三億三千五百萬弗と成り皆市場に歡迎せられたり、由是觀之當時如何に通貨が缺乏したるやを窺ふに足ると同時に合衆國銀行貨幣發行制度の不完全なるを知るに餘りあり、宜なる哉近時合衆國に於て幣制改革は輿論の中心となり天下の耳目是に集まる又是れ自然の勢と云はざるを得ず事情斯の如く逼迫せしに諸般の計畫其當を得歐洲より漸次巨額の金貨及金塊到着し十二月には其高約一億弗に達し造幣局も亦大に努力せり、元來紐育と倫敦とは金の自由市場にして金利高ければ何人も之を送致す

るに躊躇せず然れども伯林、巴里は種々の方法を講じて兌換若くは金の流出を妨ぐるを以て金の出入英米の如く自由ならざるの傾向あり、今回短時間に於て斯の如き巨額の金が米國に流入せしも亦故なきに非ざるなり、因に英國側の中央銀行正貨準備の増減を見るに十二月六日には約千八百磅に減ぜしに十二月二十一日には約二千四百萬磅に増加し越て同年一月八日には約二千四百三十萬磅と成れり、又有價證券の賣却に對し貨幣に最高四分の割増を付せしが爲め多少埋藏貨幣の流出を促し市場日に鎮靜に赴けり

第四目 恐慌の結果

斯の如く市場漸次靜穩に歸せしも今回の恐慌は其關する所甚だ廣く銀行其他の金融機關にして倒産又は支拂停止の否境に陥りし者國立三十四其他二百十九都合二百五十三個の多に及び負債總高約二億六千百萬弗、國立五千八百萬其他二億弗に達し之を近年の最小五十八個千八百萬弗、西曆千九百六年に比し實に非常なる多數額と云はざるを得ず、然れども之を西曆千八百九十三年の恐慌に比し傷痕尙ほ輕きに似たり何となれば當年より十五年間に銀行は個數倍蓰し資本金額は十一億五千萬弗より十七億弗に増加せしに當年の倒産及支拂停止の數は六百



(財政と金融 坤 卷一 頁三六)

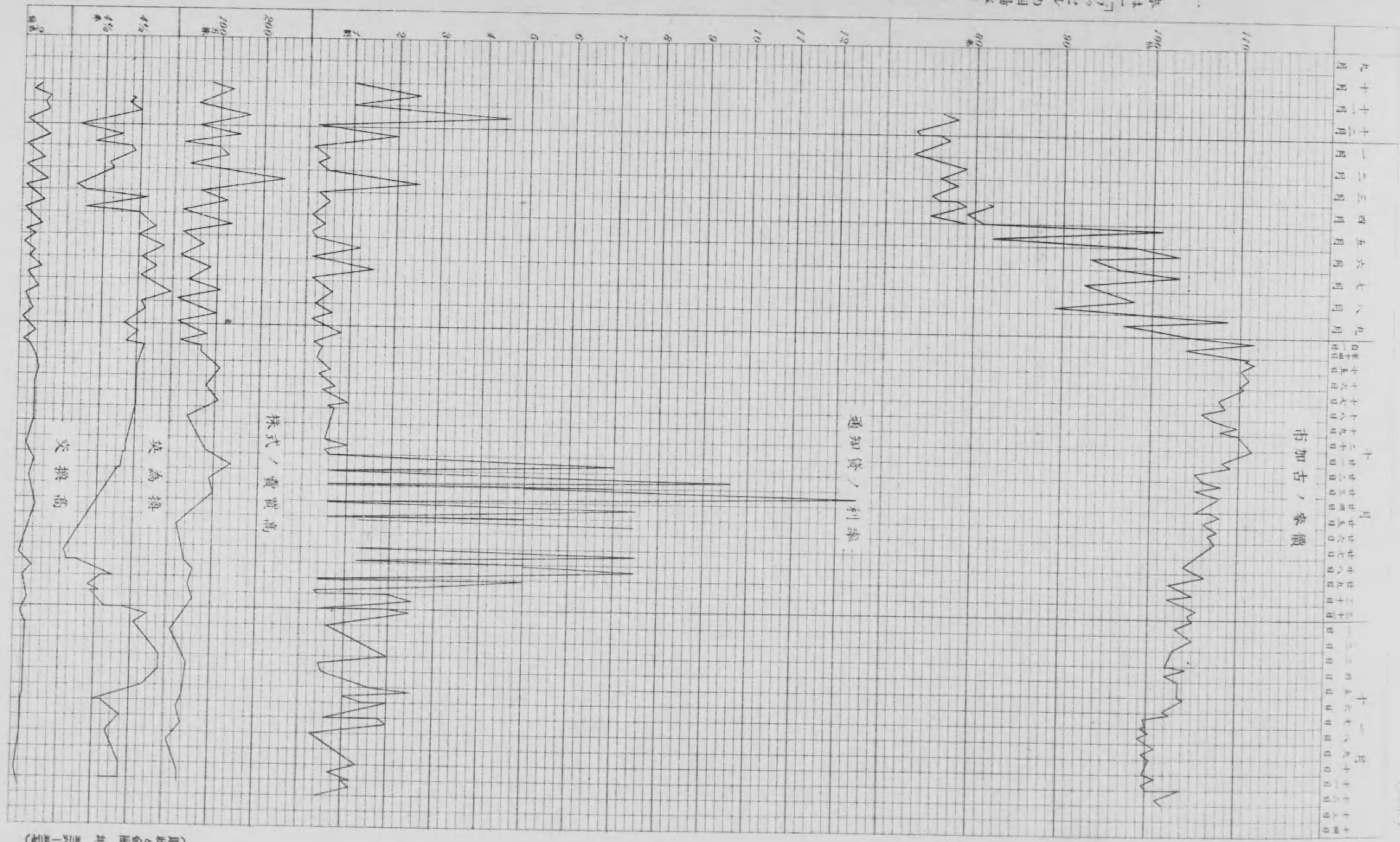
の金融機關にして倒産又は支拂停止の否境に陥りし者國立三十四其他二百十九  
 都合二百五十三個の多に及び負債總高約二億六千百萬國立五千八百萬其他二  
 億弗に達し之を近年の最小五十八個千八百萬弗(西曆千九百六年)に比し實に非常  
 なる多數額と云はざるを得ず然れども之を西曆千八百九十三年の恐慌に比し傷  
 痕尙ほ輕きに似たり何となれば當年より十五年間に銀行は個數倍蓰し資本金額  
 は十一億五千萬弗より十七億弗に増加せしに當年の倒産及支拂停止の數は六百



(財政と金融 坪 三六一—三五)



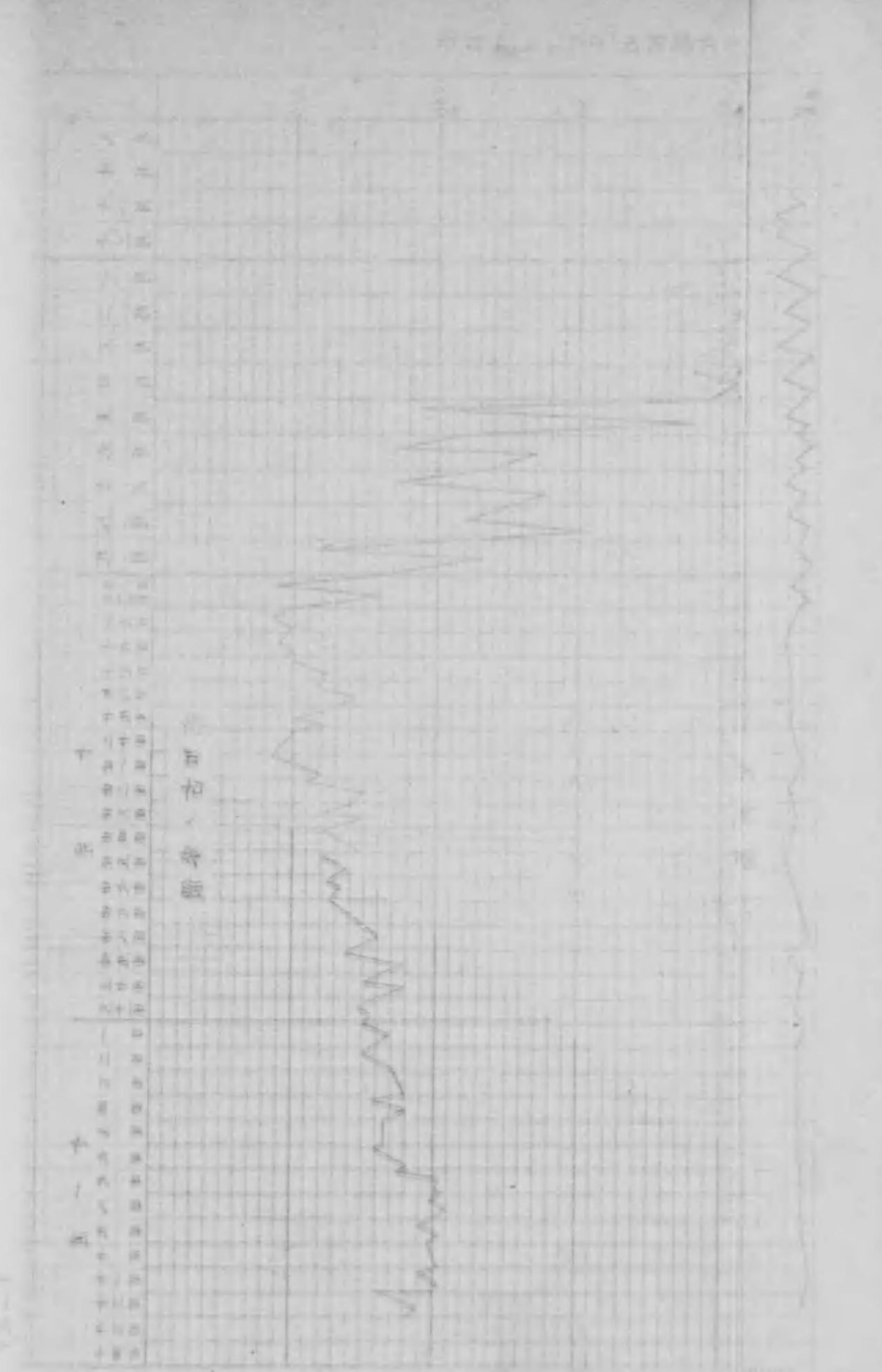
(単位)



一 英は「ワッセル」の相場なり

四十二個にして負債金高二億千萬弗に達したればなり

又今回引出されたる金額は前者約一億二千五百萬弗後者約五億三千五百萬弗合計約六億六千萬弗にして其凡そ半額は空しく函中に埋藏せられ(米國大藏省の調査)久しく跡を市場に斷ち又前年中有名なるハリマン系統投機鐵道株の投機即ち株券を購買して質と爲し資金を借り幾度となく繰り返へし終に銀行より八千萬弗を借入れたりの爲め地方銀行所屬貨幣にして紐育に集る者約四億内約一億弗は今回地方へ引れたり而して五百人以上を使用する工場にして閉鎖したる者百二十五同上の爲め失職したる者十二萬五千人にして恐慌の發生以來三週間に職を失ひし勞力者都合約五十萬人に達し製鐵事業合衆國製鋼組合の産出の如きは十月の千七百萬弗より十二月には五百萬弗に減ぜり及鐵道事業最も打撃を被むり前者の失職者は十萬の多きを數へ後者は五萬乃至七萬四千と註せられたり而して負債を辨濟する能はずして人手に渡りたる工場十四箇所にして自殺者及其死因を恐慌に歸し得る者十有八名の多きに及び商工(銀行を含有せず)の破産金額西曆千九百六年に於ては一億千九百萬弗なりしに同七年に於ては二億二千百六十萬弗の巨額に達し其四割一分は恐慌期なる歳末三箇月中に屬し八年に



西曆十一年の恐慌

入りて尙ほ止まず、今興信所の調査に據り八年前の十年間の一月中の商工業破産負債の實況を見るに八年は實に未曾有の高に達す、請ふ之を表出せん

第五十六表の一

毎年一月	破産件數	資 産	負 債
西曆一八九九	一、二五二	六、六六九、七四八	一四、三六九、五九六
同 一九〇〇	一、一三八	四、一六六、六三〇	一〇、二五六、一二〇
同 一九〇一	一、二五三	六、六一一、二三八	一二、三三四、二二二
同 一九〇二	一、三四三	六、一一三、二八四	一四、五八九、〇六四
同 一九〇三	一、一一三	四、五三八、三四三	一〇、五二九、三七二
同 一九〇四	一、二二一	九、七〇五、八六五	一七、〇七六、五九五
同 一九〇五	一、一九九	六、四五八、四六七	一一、一一三、九六四
同 一九〇六	一、二一三	六、六三六、三五〇	一五、三六〇、一八八
同 一九〇七	一、一〇〇	八、五九三、一三四	一八、〇七五、五九五
同 一九〇八	一、七二二	五〇、一三四、〇八八	六三、四一六、五八九

又最近二箇年の倒産期別を示せば左の如し

第五十六表の二

西曆千九百八年	同 千九百七年
第一期	第一期
倒産數 四、九〇〇 <small>件</small>	倒産數 三、一三六 <small>件</small>
負債高 七五、七〇六、一九 <small>円</small>	負債高 三三、〇七五、五九 <small>円</small>
平均一倒産の負債高 一五、四三三 <small>円</small>	平均一倒産の負債高 一〇、三三八 <small>円</small>
第二期	第二期
倒産數 三、八〇〇	倒産數 二、四七一
負債高 四八、六六八、六四三	負債高 三七、四九三、〇七一
平均一倒産の負債高 一五、九九七	平均一倒産の負債高 一五、一七三
第三期	第三期
倒産數 三、四五七	倒産數 二、四八三
負債高 五五、三〇三、六九〇	負債高 四六、四六七、六六六
平均一倒産の負債高 一五、九九七	平均一倒産の負債高 一八、七二四
第四期	第四期
倒産數 三、五三四	倒産數 三、六三五
負債高 四三、六三八、一六二	負債高 八一、三三八、八七七
平均一倒産の負債高 一三、〇九九	平均一倒産の負債高 二二、三三九
合計	合計
倒産數 一五、六九〇	倒産數 一四、一七〇
負債高 三二一、三五六、八四	負債高 一九七、三六五、三三五
平均一倒産の負債高 二〇、五二二	平均一倒産の負債高 一六、八三四

而して西曆千九百九年は市況漸やく復し左の如き實況を呈せり

第五十六表の三

西曆千九百九年	倒産數	負債金額	同上平均
第一期	三、九五〇 <small>件</small>	四四、四六〇、九五〇 <small>円</small>	一五、二二二 <small>円</small>
第二期	二、九八一	四四、〇八〇、四二三	一四、七八七
第三期	二、八三六	二九、〇九四、四九八	九、七三七

第四期	三二五七	三六、九六七、五九四	一一、一一一
合計	一二、九二四	一五四、六〇三、四六五	一一、九五四

第五十六表の四

	倒産數		負債高	
	西曆一九〇九年	同一年	同一年	同一年
製造業	三、〇三〇	三、八二七	二、九二三	二、四九〇
商業	九、五四四	一一、二七三	八、四一九	七、八三三
其他	三七〇	五九一	三九三	三四九
計	一、二九四	一、五六〇	一、二七五	一、〇六二
銀行	七	八〇	一三三	五八
總計	一三、〇〇一	一五、八七〇	一四、七四〇	一三、一七九

而して恐慌の結果諸般の不景氣を惹起し建築事業に多大の減少を來し西曆千九百七年十二月には國中七十五の大都會に於て建築の爲に使用したる金高約二千四百萬弗にして越えて同八年一月に於て更に減少し約二千二百萬弗と成り之を

建築事業の不指

同七年一月の約四千百萬圓に比するに實に同年の論に非ず、就中其減少の大なる者をフエドデルフヤの六割一分六厘サンフランシスコ五割九分、紐育の五割、シカゴの二割一分七厘等なりとす。是れ合衆國の如き新國に於ては特に注意すべきの現象にして週年回復に至らず西曆千九百七年に於ける八十三都府の建築價格は約六億五千六百萬弗に達せしに八年に於ては僅に五億九千百萬弗に止まれり、今恐慌前後に於ける合衆國建築事業の消長を見るに其實況躍然として顯はる即ち左の如し

第五十七表

	西曆千九百九年	同千九百八年	同千九百七年	同千九百六年
紐育其他百六十二都府	九四〇、九四二	六六〇、四八四	七六四、七五八	八〇九、五五二
紐育外の市府	九七三、九三五	五二一、二九〇	五七、一四〇	五六四、四八六
紐育市	一四四、三三三	九五、五一七	九一、七三三	一二六、〇七五
附近の市街	一三三、七六三	七、六四一	一〇五、八九九	二四、九八八

不景氣斯の如く移民の情態に著しき變動を起し秋冬の季本國へ歸へる者二十萬人主として伊太利人に達し、十二月には米國へ來る者僅かに二萬七千二百二十

移民の歸  
す  
不  
増  
加

人にして本國に歸る者遂に之に超え、西曆千八百八八年に於ける移民は前年の百三十三萬四千百六十六人に對し僅かに四十一萬三千九十九人に減じ西曆千九百十年に至り甫めて百萬以上に復せり、百七萬千八百五十五人輸出入貿易も亦非常なる影響を受け西曆千九百八年一月を以て終る所の三箇月の輸出總額は約六億千八百萬弗之を前年一月の輸出總高約五億五千六百萬弗に比すれば一割一分一厘の増加にして同三箇月間の輸入約二億八千九百萬弗に比すれば此間の輸出超過は實に約三億二千九百萬弗の巨額に達し、更に之を前年同期西曆千九百六年十一月より同七年一月までの三箇月間の超過約八千二百萬弗に比すれば出超に於て約二億四千七百萬弗の巨額と成る、恐慌が如何に合衆國の消費力に影響せしや知るべきのみ、就中寶石輸入の減少の如きは最も顯著なる事實にして西曆千九百六年には四千三百五十七萬五千弗の輸入ありしに同七年には總額三千百七十一萬千弗と成り更に十二月の輸入高は前年の四百三萬弗に對し僅かに二十七萬七千弗に減縮し實に三百八十二萬三千弗の減退を示せり、今西曆千九百七、八兩年一月の輸出入全體に就き其内譯を見るに合衆國經濟の真相を表示して遺憾なし、請ふ之を左に掲出せん

第五十八表

米國に於ける西曆千九百七、八兩年一月の外國貿易比較

品名	西曆千九百八年		同千九百七年		西曆千九百八年		同千九百七年	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
食品原料及家畜	九六九、一三五三	二〇・六	一一三、一一九一	二二・三	二二、三一六、五六三	一五、〇七、三五	四、八〇	
製造食品	六九四、九〇五	一四・四	一一、八四六、〇四七	二四・一	三三、〇〇、九〇三	三二、八五〇、七四一	〇、〇五	
原料	二六、三五六、二五四	四、一八	四五、八八七、六五三	九、一八	八六、〇三三、七五七	七七、四五六、七六八	一、一一	
半成	一一、三五六、二五四	二、二八	二二、八七一、〇四九	四、六〇	二二、八四二、〇三一	二二、〇六〇、二〇四	〇、二四	
既成	二八、〇九八、五七七	六、一七	三二、五四五、五七八	六、八〇	三七、九六九、八五五	三八、四二七、五八四	一、〇、一一	
雜品	一一、九五、九五三	〇、二五	一一、二二四、六八七	〇、二三	九四四、〇一一	五五六、〇一一	七、〇〇	
内國品	—	—	—	—	二〇四、一〇七、一一一	一八七、四三〇、一〇九	〇、八九	
外國品	—	—	—	—	二、〇八二、八〇五	一、八六七、八五三	一、一五	
總計	八四、九九九、一一三	—	一一六、五八六、九二五	三、二九	二〇六、一八九、九二六	一八九、二九六、九四四	〇、八九	

又最近三箇年度六月末日に終るの輸出入を比較するに左の如く未だ恢復の情を呈はさず

第五十九表の一

品名	西曆千九百五年度	同千九百六年度	同千九百七年度
輸	—	—	—
入	—	—	—

更に一步を進め紐育港輸入貿易の状況を見るに西暦千九百八年六月三十日に終る一年度間の輸入額を以て前年度同期間に比するに其鑑定價額に於て一億三千二百三十一萬七千四百四十四弗の減額を示し其他仕切書鑑定命令の數に於ても著しき減額を示せり即ち左の如し

第五十九表の二

一 仕切書及鑑定命令書の數  
西暦千九百七年度

四二二、〇三八

無税品	有税品	合計	輸	
			出	入
五四九、六三三、八七八	六七六、九三八、五六八	一、二二六、五六二、四四六	一、七三七、九五三、三二二	一、八五三、七二八、〇三四
六四四、〇二九、七六一	七九〇、三九一、六六四	一、四三四、四二一、四三五	二五、九一一、二一八	一、八三四、八二二、一〇八
五二二、六〇三、三〇八	六六八、七三八、六八六	一、一九一、三四一、九九四	一、七四三、八六四、五〇〇	三五、九六六、九八九
			一、七八〇、八五二、〇七八	一、八六〇、七九九、〇九七
			五二七、三〇一、〇五四	四四六、四二九、六五三
			合計	六六〇、四五七、一〇三
			出	
			外國品	
			合計	
			超	

同 千九百六年度 四五三、一三三  
同 千九百五年度 四三七、七九七

二 検査したる荷物の箇數

西暦千九百七年度 七七四、六二七  
同 千九百六年度 七七三、一三五  
同 千九百五年度 七九五、四六五

三 鑑定價額

西暦千九百七年度 七一九、七三三、六三五、七一  
同 千九百六年度 八五二、〇五〇、七八〇、〇七  
同 千九百五年度 七三六、五六二、七四二、一四

同年度中輸入したる寶石類眞珠貝の鑑定價格は一千五百五十五萬七千八百六十六弗四十七仙にして此を前年度の四千一百一十一萬二千三百七十一弗に比すれば著しき減額なり又同年度輸入したる自働車の數は一千四百十五臺此鑑定價額四百一十一萬一千二百二十五弗四十三仙にして此を前年度の一千四百三十五臺此の價額四百七十二萬一千二百七十九弗一仙に比し孰れも減退せり而して同年度中旅客手荷物の鑑定價額は五百五十九萬四千三百六十八弗郵便小包の鑑定價額は

合計六十三萬八千五百十四弗二仙なりき

斯の如く輸入減少し出超増加せしは恐慌の爲め合衆國消費力の減少せるに依るものにして所謂恐慌後の沈滞を證して遺憾なし而して此事直ちに合衆國政府の收入に影響し前年度に於ては八千九百九十萬弗の歳入超過ありしに西曆千九百七年度八年六月に終るは五千九百六十餘萬弗の不足を生ぜり。是れ合衆國に於ては稀れの出來事にして内亂後西曆千八百九十四及九十九の兩年度にありしのみにして頗る世人の耳目を驚かせり。今西曆千九百七八兩年度の收入を比較するに七年度の總收入は約八億四千七百萬弗なりしに八年度に於ては約七億九千三百萬弗となり其間増減差引約五千四百萬弗の減少を示せり。其減少の重なる原因は關稅及内地稅にして前者は約三億三千二百萬弗より二億八千六百萬弗、後者は約二億七千萬弗より二億五千二百萬弗に減退せり

政府歳入の減少  
鐵道收入の減少

第六十表

米國鐵道收入の前年に對する増減歩合  
西曆千九百八年 同千九百七年 同千九百六年 同千九百五年 同千九百四年 同千九百三年 同千九百二年

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
政府歳入の減少	七、五	九、六	一四、五	一九、九	二二、八	二〇、九	一六、〇	一五、三	五、八	三、七	三、一	一、五	一一、三
鐵道收入の減少	二、五	三、〇	八、〇	一六、〇	一五、一	一三、四	一一、四	九、一	八、〇	六、〇	三、五	一、四	七、七
増減中の歩合	一九四	二五六	九五	一二七	一四七	一三三	一四一	一三一	九三	一一二	四六	五七	一三七
減額中の歩合	六一	一二七	一〇三	八七	七五	六三	七四	五一	六三	五九	九一	九九	六九
増額中の歩合	三八	二	五	四五	三五	六	一四	三四	四〇	四〇	九九	八〇	一四
合計	一〇一	一三五	一四五	一四三	一三〇	一四一	一三三	九四	七九	五五	四〇	四六	一一五
前年	七、六	三、九	六、七	一一、三	九、〇	八一	七、五	四、六	九、六	六、六	七、二	九、四	八〇

又車輛の使用せられず空しく庫中に停滞し居る者の數を以て之を見るに西曆千九百八年四月には四十一萬三千箇に達せしに同年十月には十五萬箇に減ぜり

失業者の増加

諸般の事業斯の如く衰退せしを以て勞力者中失業者の數非常に増加し近年の最小は西曆千九百六年にして其數勞力者總數の五分九厘年中の平均なり同千九百七八の兩年に於ては左の如き未曾有の増加を示せり

第六十一表(紐育州)

西曆千九百七年	同 千九百八年
一月 一九八	三五 <sup>分</sup> 一
二月 一四、四	三五、九
三月 一五、五	五五、九
四月 八、五	三二、二
五月 七、七	三〇、六
六月 六、二	二八、七
七月 五、四	二五、二
八月 七、七	二二、二
九月 九、七	二三、〇
十月 一六、一	二一、三

歐洲中央銀行の利子引上

獨逸の動搖

十一月 十二月

二〇、一 三〇、五

二〇、〇 二五、九

事情斯の如くなるを以て里昂及サン、エチエンの夜會に於て著しく米客の數を減じ後者に於ては綿帶(レウス)製造甚だしき不景氣に陥り七割の勞働者其業を失ひキヤレイ市は絹(レイス)の需用減退に苦しみ巴里の客舎は有福の米客少きを嘆くの實況を呈せり而して世界の三大中央銀行は忽ちにして其影響を受け各々自衛の爲め引き續き其利率を引上げたり即ち英國は十月三十一日に四分五厘より五分五厘に十一月四日に五分五厘より六分に同月七日更に六分より七分に引上げ佛も同日に三分五厘より四分に引上げ獨逸の如きは十月二十九日既に五分五厘より六分五厘に引上げ十一月八日に更に七分五厘に引上げたり是に於て佛國金貨にして英に流入する者約二億四千萬圓の巨額に達し獨逸の如きは最も其影響を受けハムボルヒに於ては一小恐慌を惹起し殆ど一般に傳播せんとするの勢を示せしと雖も元來獨逸に於ては諸般の設備大に整ひ當局亦其人に乏しからず幸に破綻を生ずるに至らざりしと雖も打撃決して輕からず西曆千九百八年一月に至りライン、ウヌストフ、アリア骸炭製造組合の如きは不景氣の餘り其製造に一割



減を爲すの悲運に陥れり

伊太利も數年以來順境の結果事業不當に擴張し投機的事業中自働車の製造最も甚く非常の困難に陥れり。元來自働車の如きは需用の範圍甚だ狭く加ふるに其製造は多額の資本を要する者なり、然るに西曆千九百四年には國中一製造所あるに止りしに僅々二年を経て六年には二十一箇所に増加し其收利を見ざるに既に市場の逼迫に遭遇し金融機關亦之に聯環し相率ひて失敗し市場の動搖を惹起せり、又埃及は近年人口大に増加し就中カイロの如きは十年間に五十七萬より八十萬人にアレキサンドリヤは三十一萬五千より四十一萬六十人に増加し歐人の數亦大に増加し前者に於ては十五萬後者に於ては十萬を數ふるに及び隨て土地家屋の投機大に起り甚きに至りては同一地面にして一日の間に數人の手に轉々賣買せられ二倍三倍の騰貴を見るの例少しとせず、加ふるに是等賣買の契約は代價一割の支拂を以て締結せられ殘金は年賦を以て之を支拂ふを得べきものなれば一層投機を奨励し且つ賣買には種々の條件を附し共同申合の上之を爲すの場合多く利害の關係犬牙錯綜殆ど分知す可らず一旦事あるに當り相互に渦中に陥り名狀す可ざるの紛亂を生ぜり而して投機熱の昇騰は土地に止まるに非ず諸有

伊埃等市場の動搖

價證券の取引上に亦非常の勢を示し前記兩方の取引所に上れる有價證券を發行する所の會社は百十三個にして其資本拂込額七千九百六十二萬八千磅にして西曆千九百七年二月末日には其市價一億三千五十萬磅に止りしに六月末日に於ては一億三百萬磅に減却し四ヶ月間に平均二割一分の差減を示せり、今其業體に就て下落の等差を示せば左の如し

第六十二表

會社の種類及數	株券及發起株		社債		合計發行額	
	千磅	千圓	千磅	千圓	千磅	千圓
銀行	二二	一八、〇四一	二八、〇四四	四六、〇八五	九、一八一	二三、 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>
土地	二九	一一、二〇一	二、二五三	一三、四五四	八、七七四	三五
建物	八	一一、二二五	四六六	一、六九一	七七一	二九
運輸	一六	五、九三七	一、九八七	七、九二四	三、〇五九	二一
水道	三	九〇〇	一三二	一、〇三一	一、二六一	二四
旅宿	七	一、一四六	五二三	一、六六九	一、九九一	五一
工業	二八	四、八四一	二、九三二	七、七七三	一、三三四	二五
合計	一一三	四三、二九一	三六、三三七	七九、六二八	二六、三七一	—

西曆一九〇七年二月末日ヨリ六月マデ株券及債券下落見極 下落の割合

債券下落見稱り  
合計下落見積り

一〇七〇  
二七、四四一  
三

是由觀之打撃を受ること最も大なる者は宿屋事業及土地建築事業に關する者にして債券の下落割合に少きは能く其特質を發揮するものと云ふを得べし而して銀行の成績亦良好と云ふを得ず就中アレキサンドリヤの割引及貯蓄銀行の如き一敗地に塗れ復た立つ能はず同所の割引所も爲に一時其門戸を開く能はざるの窮境に陥り英國市場より巨額の金を誘致して纔に大破綻を生ずるの不幸を免れたり之を西曆千九百七年の埃及小恐慌とす

和蘭も亦一般の風潮を免れず其殖民地の鑛山、石油、煙草等の事業に投機を試み十月下旬に至り市場の一頓挫を來し此等事業會社の株式中七月末日には百十五の高價を保ちし者八十一に降り、百九半より四十六に降る者ある等多少の減少を示さざる者なく殊に輓近合衆國の製鋼及鐵道株にして和蘭市場に歡迎せらるゝ者頗る多く同國の恐慌は忽ち多大の影響を及ぼし全國到る所に是等に關係ある銀行に動搖を來し倒産する者少からず有名なるローテルダム貯蓄銀行も爲に火急の取付に遭遇し一時頗る困難に陥りしも措置其當を得て幸に無事なるを得た

合衆國の  
通貨は不  
足せず

世に今回の恐慌は通貨の缺乏にありとなす者あり甚きに至りては之を金本位採用に歸する者あり斯の如きは是固より俗流の謬説にして固より堂に登るを得ず抑々合衆國通貨の在高は西曆千九百七年には一人當り二十五弗七十三仙にして同八年一月には増して三十五弗十八仙と成れり是れ恐慌の結果信用墜落して現金の需用を増加せしに由るものなるべしと雖も之を英の十五弗十三仙獨の二十五弗三仙、白の二十五弗廿二仙に比して決して小額に非ず只佛の四十弗八十八仙に及ばざるのみ抑々佛は舊世界の老成國にして而かも流貨の潤澤を以て名あり豈に合衆國の如き日進月歩の國と年を同うして論ずるを得ん哉

交換高も引續き減少を示し本年一月の高は約百十三億五千九百弗にして昨年の約百五十億五千五百萬弗に比すれば約二割四分五厘の減少なり又地方交換の減少は一割四分九厘を示し減少の割合紐育に多きは實に事情の真相を顯はすものと云べし米國市場商業の回復尙ほ近きに非ざるは疑を容れず今其詳細を示せば左の如し

第五十六表

米國に於ける手形交換高月別(單位百萬弗)

貨幣制度改正の議案

月	紐 育			其 他 の 地 方		
	西曆千九百九年	同千九百八年	同千九百七年	西曆千九百九年	同千九百八年	同千九百七年
一月	八、八八四	六、七〇五	九、六三八	一、一三三	五、〇三三	四、五一〇
二月	六、八八七	四、八九六	七、三三一	八、三二四	四、二四三	三、七六六
三月	七、四八六	五、五〇一	九、五六二	八、三七七	五、〇〇七	四、一九二
四月	八、六一四	五、四八七	七、六六七	八、五四三	四、九二七	四、一九五
五月	八、〇九六	六、六七〇	七、三三五	八、七九三	四、七八五	四、一一一
六月	九、一一一	五、六六三	六、三六九	七、八一六	四、九〇四	四、一六八
七月	八、三一九	六、六一九	七、三二二	七、二五六	五、〇二〇	四、四五四
八月	八、八六八	六、二二五	六、八九〇	八、八三三	四、六九七	四、〇二四
九月	八、四七八	六、七八二	六、〇三六	八、三二四	四、九一八	四、三二八
十月	一、〇、〇五二	七、二三四	八、一九六	九、三九九	五、六四七	四、九〇二
十一月	九、〇六三	八、一九二	五、五〇一	八、六〇八	五、五四六	四、七八五
十二月	九、九〇六	九、二六六	五、三四九	九、二二八	五、五九八	三、一七
合 計	一〇三、五八二	七九、三三五	八九、一八〇	一四〇、六七四	六〇、三二五	五二、五四二

事態斯の如くなるを以て幣制及銀行制度の根底に關し議論を生じ議會へ二箇

の法案提出せらるゝに至れり。フアラ案及オールドリツチ案即ち是なり。蓋し前者は方今の國立銀行發行紙幣を廢止し各行は其資産に對し紙幣を發行し國立銀行を一團と爲し九名の評議員をして之を指揮せしめ其流通資本(フリオキャピタル)限り紙幣を發行せしめ之に二分の税を課するものとし後者は恐慌に際しては、五億弗を限り州債及市債を基礎と爲し紙幣を發行し引當有價證券の七割五分を限度と爲し之に六分の税を課するものとす。爾來ウイリランド案提出せられしと雖も反對多く終にオールドリツチ案に折衷しオールドリツチ、ウイリランド案と稱し一種の修正案議會を通過するに至れり其内容左の如し

- 一 資本に缺損なく且つ其金高の二割より少なからざる積立金を有する國立銀行十個以上より成立し其積立金の合計少なくとも五百萬弗に達する者は大藏卿の認許を以て通貨協會を組織することを得
- 二 該通貨協會は大藏卿の監督の下に銀行券増發の基本として國立銀行の有する證券商業證券を含む類を充用するに必要なる凡ての權利を有し且つ之を遂行することを得
- 三 右通貨協會員たる銀行にして現に合衆國國債證券を擔保として其資本株の

四 割より、少なからざる銀行券を流通し資本に缺損なく且つ其二割以上の積立金を有する者は前記銀行券増發の爲め該協會の承認する證券を該協會に預入することを得

四 該協會の役員は右の預入を爲したる銀行の爲め預入證券の見積り價格の七割五分を超過せざる範圍に於て銀行券増發の認許を合衆國通貨監督官に出願するを得

五 通貨監督官右の願出を受けたるときは直ちに意見を附して大藏卿に進達す大藏卿に於て此進達を受けたるときは該協會所在地の金融狀況を審査し増發の必要ありと認め且證券の性質價格に差支なしと認むるときは其相當と認むる額の發行を認許す但し其額は預入證券の市價七割五分以上に登ることなかるべし又其増發したる銀行券の償還に關しては合衆國政府に於て保證を與ふるものなるを以て政府は該證券は勿論該協會の財産に對し債權を有す

六 預入證券が合衆國內の市町郡又は他の自治團體の債券なるときは其市價の九割を超過せざる範圍内に於て銀行券を増發することを得

七 資本及積立金の三割以上商業證券を増發銀證券の擔保として充用すること

を禁ず、本法に於て商業證券とは實際商取引を代表する證券にして二人以上の責任ある者の氏名を有し且つ其満了期限の四箇月以上に亘らざるものを云ふ

八 國立銀行にして現に其株式の四割以上合衆國國庫債券を擔保としたる銀行券を流通し二割以上の積立金を有する者は合衆國國庫債券に非らざる他の債券を預入れ前記の手續きに依り銀行券の増發を出願し大藏卿の許可を受けたるときは其額面額を超過せず且つ市價の九割を超過せざる範圍に於て銀行券を増發することを得但し其市價は大藏卿の指揮を以て審査決定す

九 銀行券の流通額は如何なる場合に於ても合衆國國債證券及其他の證券を擔保としたるものを合せて發行銀行の資本及積立金を合せたる額を超過するを許さず

十 本法に依り發行する銀行券の額は如何なる場合に於ても五億弗を超過するを得ず

十一 本法に依る増發銀行券に對しては其現流通高の五分を大藏省に預入れ償還保證基金に充當するを要す

十二 大藏卿は各協會の資本及積立金の額に比例し全國各區の發行力を定め以